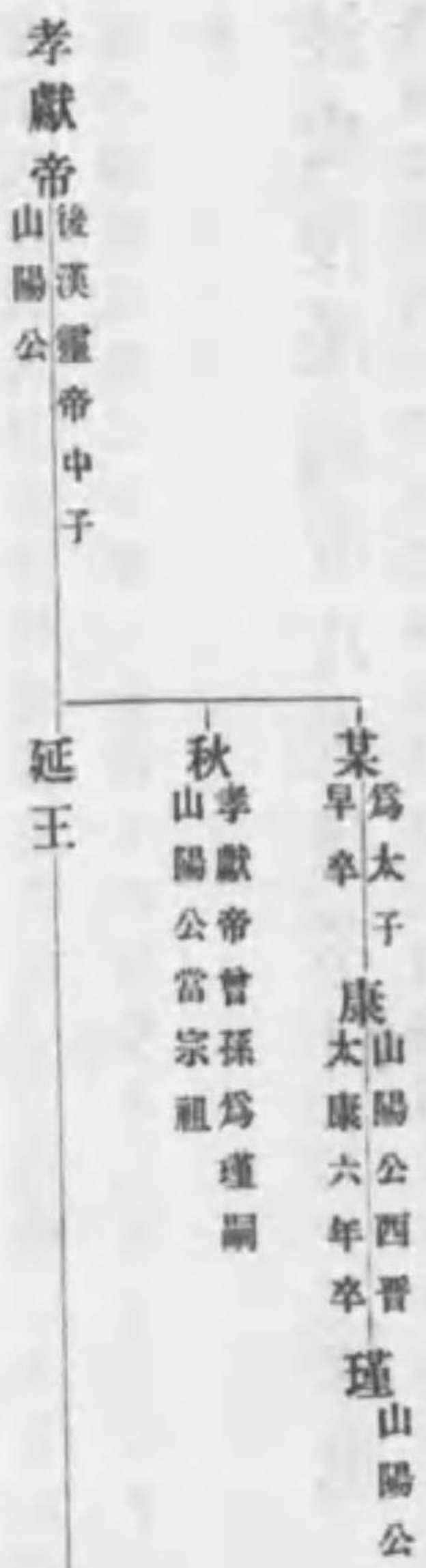


世孫とあり、曾孫と云るも同じ、又同火撫直の譜に、四世孫と書るも、靈帝より數へたるにて異なるにはあらず、姓氏錄の世數の計へさま祖より計ふると、祖を除きて其子より計ふると交へ記せる事例多し、他書にも例有、漢祚遷魏、阿智王因神牛之教出行、帶方、忽得寶帶、瑞其像似宮城、爰建國邑、育其人庶、後召父兄、告曰、吾聞、東國有聖主、何不歸從乎、若久居此處、恐取覆滅、即携女弟廷興德、及十七縣民、歸化來朝、是則譽田、天皇治天下之御世也、と見え、延王が事は、姓氏錄に、坂上、大宿禰、出自後漢靈帝、男延王、と見えたり、いま件の系圖に、後漢書に見えたる孝獻帝が世次、また上に引出たる書ごもの説を併考ふるに、延王は孝獻帝が二男にて太子某が弟なるべく、秋は石秋王が二男にて阿智王が弟なりけるが、瑾が嗣子となりて山陽公と爲りたるなるべし、かくては時代も世數も合ひてきこゆるを、丹波氏の系圖には、阿智王が統を主として記せるが故に混淆はしくきこゆるなり、(刈田麻呂の表言に、阿智王が召父兄、とあれば兄もありつとどきこゆれど、其は本國に止まれるなれば、此系圖には畧きて載せざるなるべく、また女弟廷興德を携て來れる由みえたれど、こは女子なるが故にこれも載せざりしなるべし、山陽公秋は本國にて卒れる人にはあれど、其子孫の歸化れる當宗氏の祖なれば、族の出自を顯さむがために系圖に載せたるものなるべし、但しこ

の秋が事は、また察ふに實は胡賊に逼られ堪がたくて死たるさまにこしらへ欺て、本國を去りて兄の阿智王を便りに皇國に遁れ來れるにもやありけむ、然らば當宗氏の祖は、皇國にて生れたる秋が子なるべし、なほ目安く系圖を作るところかくの如し、



石秋王西晉永嘉中爲胡賊所殺國除今按永嘉終六年其元年當應神天皇御世二十八年

阿智王應神天皇御世廿九年九月與子都賀使主率党類及十七縣民歸化住大倭國當本國西晉大康十年山陽公瑾世

さて前後の漢書を考ふるに、孝獻帝は、漢高祖(唐堯王が後なりと云り)が十六世後に、第二十四嗣の王なりき、かくて神名式、河内、國志紀、郡當宗、神社三座(並大、月次、新嘗、

と載せられたるは、その當宗氏人等の河内に在りしが、其祖の漢、劉氏を祖神として祭りたるにて、その三座あるは、漢、高祖に、當宗、氏の祖とせる孝獻帝、及山陽公秋などを并せ祭りたるにやあらむ、又上に推察りていへることく、秋が本國を遁れ來りたるならむには、三座は孝獻と康瑾と三人を祭れるにやあらむ、以上は伴信友が蕃神考に云へる考なるが、其の説いと委しければ此にとれるなり、さてこの當宗神の祭られたまへるは、宇多天皇の御母皇太后、班子女王、光孝天皇の后、その御母、贈正一位當宗氏、桓武天皇皇子仲野親王の御妃の祖神にまし、この贈正一位當宗氏は、宇多天皇の御外祖母にあたるを以ての故なり、そのくはしきことは、別にしるせるものあり、

### 丹波史、後漢靈帝八世孫、孝日王之後也、

丹波は國名にて和名抄に、丹波、太邇波國とあるによりて太邇波と訓べし、八世孫は、丹波系圖に、阿智王の子高貴王の子志努、直の子駒子の子弓束首の弟を孝日王と云へり、とみゆ、この氏人は、元明紀、和銅三年十二月壬寅、大初位上丹波、史千足、嵯峨紀、弘

### 大原史、漢人西姓令貴之後也、

仁元年十一月辛酉、正六位上丹波、史鳥守、などあり、  
大原は、山城國乙訓郡大原野、和名抄、近江國坂田郡大原郷などあり、於保波良と訓べし、攝津諸蕃にもこの同氏あり、元明紀五に、攝津國島上郡大原、驛といへるは、是其本貫なるべし、仁明紀、承和三年閏五月戊寅、右京、人内藏大屬大原、史河麻呂、改史賜姓宿禰、麻呂之先、百濟國人也、清和紀、貞觀五年九月八日丁酉、右京、人主計權少屬從八位上大原、史弘原、内膳令史從七位上大原、史廣永等、賜姓宿禰、其先出自後漢、孝靈帝之後、麗王也、上には百濟國人とあるを、後には後漢靈帝之後とあるにて、漢人の後なる事を知るべし、百濟國人と云るは、誤れる傳へなり、この氏人は、孝謙紀、天平勝寶二年正月乙巳、外從五位下大原、史遊麻呂、清和紀、貞觀元年十一月十九日、外從五位下大原、宿禰河麻呂、とみえしのみなり、稱徳紀、神護景雲元年正月己巳、從五位下大原、連家主、といへる連姓はこの外にみえず、いつれの族とも詳かならず、また光孝紀、仁和元年四月五日、大原、經佐、とあるは、大原氏の部曲なるべし、

### 桑原村主、漢高祖七世孫、萬德使主之後也、

桑原は、和名抄に、大和國葛上郡桑原郷とある地なり、久波々良と訓べし、この同族大和諸蕃に、桑原、直あり、はその本貫なるべし、村主を一本に宿禰とあれど、村主とあるに從へり、神功紀に、五年春三月己酉、新羅王遣汗禮斯伐毛麻利叱智富羅母等朝貢、云

々、是時俘人等、今桑原佐麻、高宮忍海、凡四邑、漢人等之始祖也、とあるもて思ふに、万徳使主も此時に來りしにやあらん、天武紀下に、朱鳥元年夏四月庚午朔、丁丑、侍醫桑原村主、訶都、授直廣肆、因賜姓曰連、文武紀にも、三年春正月癸未、詔授内藥官桑原加都直廣肆、賜姓連、といへり、訶都は加都と同人なるをかく記せるは、史官の誤りなるべし、氏は、天武紀下に、桑原連人足、廢帝紀廿五に、天平勝寶八年十月庚午、外從五位下桑原連足床、足床はもと忌寸なりしが連姓を賜へりとみえて、甲斐國司解文、天平實字五年十一月、正六位上負外目桑原村主足床とあり、稱德紀廿六、天平神護元年正月己亥、從五位下桑原連島主女、また同二年二月乙卯、從八位下桑原連真島、などみえたり、此氏を姓氏錄、拾芥抄等にのせず、この族にまた桑原公といふあり、桑原公は村主と同祖とみえ、稱德紀、天平神護二年二月乙卯、左京人從八位下桑原連真島、右京人外從八位下桑原連足床、大和國人少初位上桑原村主岡麻呂等四十人、賜姓桑原、公、公姓は連姓より下等なるに、之を賜へるは故ありしなるべし、神護景雲二年八月辛酉、近江國淺井郡人從七位下桑原直新麻呂、外大初位下桑原直訓志、必登等、賜姓桑原、公、といへり、氏は、光仁紀卅一、寶龜元年十月癸丑、從五位下桑原公島主女、桓武紀五、延曆十五年十月辛酉、外從五位下桑原公秋成、などみゆ、姓氏錄、拾芥抄に、此

氏をのせず、

下村主、後漢光武帝七世孫、慎近王之後也、

右京諸蕃にも同姓あり、和名抄、河内國安宿郡賀美鄉資母郷あり、また大和國宇智郡、吉野郡、ともに賀美那珂資母の三郷あり、この地名を負るなり、下は資母と訓べし、河内國本貫なるべし、元正紀、養老四年六月戊申、河内國若江郡人正八位上河内手人刀子作廣麻呂、改下村主、姓免羅戶、號、また聖武紀、天平六年十二月丙申、外從五位下島安麻呂、賜下村主、姓、十四年十月戊子、下村主白女と云あり、仁明紀、承和三年閏五月癸巳、河内國人美濃國少目下村主氏成、散位同姓三仲等、賜姓春瀧宿禰、其先遠祖出自後漢光武帝之後者也、とみえしのみなり、拾芥抄、姓戶錄部、姓名錄抄に、下村主とあり、

上村主、廣階連同祖、陳思王植之後也、

上は河内、また大和の地號なる事、下村主の條に云へり、加美と訓べし、攝津諸蕃にも同姓あり、廣階、連は、左京諸蕃に、魏武帝皇弟陳思王植之後也、とある是なり、この氏は、天武紀に、小乙下上村主光欠、日本靈異記中に、釋智光者、河内國、其安宿郡鋤田寺、之沙門也、俗姓鋤田、連、後改姓上村主也、とあるは、天平中の人なり、稱德紀、神護景雲三年八月癸丑、河内國大縣郡人從五位下上村主五百公、三年十月の記に、本名五十公とあ

り賜姓上連清和紀貞觀七年三月廿一日壬寅相模國鎌倉郡人太皇太后宮少屬從八位上上村主眞野武藏散位從八位上上村主秋貞等改本居貫河内國大縣郡とみえたるを以て河内その本貫なる事を知るべし此氏は文武紀慶雲元年二月乙亥從五位上上村主百濟また同年正月癸巳正六位上上村主大石元正紀靈龜元年四月癸酉上村主通政稱德紀神護景雲三年十月壬戌授無位上村主刀自女從五位下時年九十九優高年也光仁紀卅二寶龜三年十二月己未從六位上上村主墨繩嵯峨紀廿四弘仁六年二月辛亥越中大目正六位上上村主乎加豆良陽成紀元慶三年六月廿六日大初位下上村主佐美東大寺奴婢籍帳天平勝寶二年美濃國解文賀茂郡小山郷戸主上連稻實同寺天平神護元年文書に散位正八位上上村主馬養などあり拾芥抄姓尸録部に上村主とみえたりまた上忌寸と云ふ姓あり出自詳らかならず稱德紀神護景雲二年三月甲子外從七位上上忌寸生羽とみえしのみにて又ものにみえずもしくは於忌寸の族にや考ふべしまた萬葉第三に上古麻呂と云ふあるは上村主の氏人が拾芥抄姓尸録部無尸姓の部に上とあり

**筑紫史陳思王植一名號東阿王之後也**

筑紫は筑紫の國にて和名抄に筑前を筑紫乃三知乃久知また筑後を筑紫乃三知乃

之里とあるによりて都久之と訓べしこは筑紫の國にありて史の職を負りしより氏となれるものなるべしこの氏人は持統紀五年正月丙戌詔曰直廣肆筑紫史益拜筑紫大宰府典以來於今二十九年矣以清白忠誠不敢怠惰是故賜食封五千戸純十五匹綿二十五屯布五十端稻五千束とみえ東大寺正倉院文書天平十年正稅帳に靈龜元年駿河掾竺志史君足桓武紀延曆四年二月壬申近衛將監外從五位下筑紫史廣島などみえしのみ

**右第二十一卷**

**左京諸蕃下**起吉水連盡清水首三十七氏

**漢吉水連前漢魏郡人蓋寬饒之後也**

吉水は地名なるべけれどいまだ考へ得ず丹波何鹿郡吉美郷あり蓋寬饒は前漢書に蓋寬饒字次公魏郡人也と見えたり光仁紀に天應元年八月癸亥左京人正七位下善麻呂等三人賜姓吉水連從七位下善三野等三人吉水連とありこの善は疑ふらくは蓋の誤寫にてあるべし此氏はもと蓋寬饒の後なる故に蓋を氏としたるを此時に改めて吉水連を賜ひしなるべし氏人のものにみえしは桓武紀延曆廿四年正月

戊戌外從五位下吉水連神德授從五位下云々以供奉御藥晝夜不怠也。あるのみなりこの人醫師なりしとみゆ出雲連廣貞と同一く仕奉れり拾芥抄姓尸錄部姓名錄抄に吉水連とのせたり

牟佐村主吳孫權男高之後也

牟佐は欽明紀(十七年冬十月)に遣蘇我大臣稻目宿禰等於倭國高市郡置漢人大身狹屯倉高麗小身狹屯倉とある身狹は即牟佐にて天武紀上に牟狹社みえ諸陵式に身狹桃花鳥坂は大和高市郡にある事みえ神名式大和高市郡牟佐坐神社(大月次新嘗)ある地是なり牟佐と訓べし氏人は雄略紀に身狹村主青元明紀(和銅三年七月丙辰)左大臣舍人(左大臣は石上麻呂なり)正八位下牟佐村主相模とあるのみ拾芥抄姓尸錄部姓名錄抄に牟佐村主とみゆ

和藥使主出自吳國主照淵孫智聰也天國排開廣庭天皇諡欽明御世隨使大伴佐尼比古持内外典藥書明堂圖等百六十四卷佛像一軀伎樂調度一具等入朝男善那使主天萬豐一日天皇諡孝德御世依獻牛乳賜姓和藥使主奉度本方書一百三十卷明堂圖一卷藥白一及伎樂一具今在大寺也

和藥の和は大和國にて藥は醫藥なり大和國なる藥師の義にて職名なり大和と云へるは和泉國に蜂田藥師などあるに對へての名使主は記傳(四十卷)都夫良意富美の條下に使主と云ふ號は書紀應神卷に阿知使主都加使主と云ふ人あり此記(古事記なり)高津宮段に見えたる奴理能美も姓氏錄に努理使主とあり書紀雄略卷に漢使主等賜姓曰連とあるはかの阿知使主都加使主の子孫にて漢人なり又姓氏錄に使主の姓これかれ見えたるも皆諸蕃なりされば此はもと韓國などより出たる號か、はた皇朝にて蕃人の料に制られたるか何れにまれ蕃人の號なりさて此を意美と云ふことは書紀顯宗卷に日下部連使主と云ふ人名ありて使主此云淤瀾と訓註あり、そも、於瀾は韓語とも聞えざれば此は皇國にて臣の稱を、此使主の訓にも兼用ひたるにやあらむさて臣と口語は同じけれども戎人のは使主と書る文字を以て分別られたるなるべし、こはなほよく考ふべし、といへり、これによりて和藥使主を、は、也、麻登乃久須志能於美と訓べし、吳主照淵は詳らかならず、もしくは音の同じきによりて梁主蕭衍を誤り傳へしか、六朝の世みな吳地に居るを以て、我國よりは推なべて吳と云ひしなるべく、狹手彦の征討は梁の滅後六年ばかり過し時なれば、梁主の子孫韓地にありしが、狹手彦に從て歸化しにはあらざるか、智聰は、崇峻紀

三年出家の人を擧たる中に、善智聰と云へるはこの人にはあらざるか、大伴、佐互比古は、宣化紀、二年冬十月壬辰朔、天皇以新羅寇於任那、詔大伴、金村大連、遣其子磐、與狹手彦、以助任那、是時磐留筑紫、執其國政、以備三韓、狹手彦往鎮任那、加救百濟、また欽明紀に、二十三年八月、天皇遣大將軍大伴狹手彦、領兵數萬、伐于高麗、狹手彦乃用百濟計、打破高麗、其王踰牆而逃、狹手彦遂乘勝以入宮、盡得珍寶貨賂七織帳、鐵屋、還來、以七織帳奉獻於天皇、以甲二領、金劔、刀二口、銅鏝、鐘三口、五色幡二竿、美女媛并其從女吾田子、送於蘇我、稻目、宿禰、大臣、於是遂納二女以爲妻、居輕曲殿、とある時の事にあたり、内外典の内典は佛經を云ひ、外典は儒書を云ふ、こは佛家にての稱をそのまゝに用ひたるなり、藥書とは本草藥方などの類か、明堂圖は、醫疾令に、針生習素問、黃帝針經、明堂脈決、兼習疏注、假側等圖、赤烏神針等經、この義解に、謂素問三卷、黃帝針經三卷、明堂三卷、脈決二卷、疏注經一卷、假側圖一卷、赤烏神針經一卷、文云、赤烏神針等經、即知亦有餘經、云々、是は今の令は諸書によりて補へるものなるが、此文は政事要略の十五と、考課令の集解によれるものなり、と云へるもて明堂圖といふもの、大略を知るべし、伎樂は吳國の樂にてクレノウタマヒなどよむべきなり、男善那、使主は史に見あたらす、三代格によるに、善那は和藥、使主、福常と云へる人なるべし、この人孝徳の朝、

牛乳を獻りしより和藥、使主姓を賜へり、とみゆ、牛乳は、職員令典藥寮に、藥戶、乳戶、令集解に、古記云、釋云、別記云、藥戶、七十五戶、經年一番役、卅七丁、乳戶、五十戶、經年一番役、十丁、右二色人等、爲品部、免調雜徭、延喜の典藥式に、凡乳牛七頭、犢七頭、年料、乾芻四千四百卅四斤、注文畧、凡味原牧爲寮、牛牧、其生益、牝牛便充料、作藥園、并爲父牛、云々、民部式に、諸國貢酥、番次、伊勢國十八壺、尾張國十五壺、參河國十四壺、遠江國十四壺、駿河國十二壺、伊豆國七壺、甲斐國十壺、相模國十六壺、右八箇爲第一番、丑未年、伊賀國七壺、武藏國二十壺、安房國十壺、上總國十七壺、下總國廿壺、安房國十壺、上總國十七壺、下總國廿壺、常陸國二十壺、右六箇爲第二番、寅申年、近江國十八壺、美濃國十七壺、信濃國十三壺、上野國十三壺、上野國十三壺、若狹國八壺、越前國十五壺、加賀國十五壺、右八箇爲第三番、卯酉年、能登國九壺、越中國十壺、越後國十一壺、丹波國十一壺、丹後國八壺、但馬國十一壺、因幡國十一壺、伯耆國十一壺、出雲國十一壺、石見國八壺、右十箇爲第四番、辰戌年、太宰府七十壺、右爲五番、己亥年、播磨國十五壺、美作國十一壺、備前國十壺、備中國十壺、安藝國八壺、周防國六壺、長門國八壺、紀伊國七壺、淡路國十壺、讃岐國十三壺、伊豫國十二壺、土佐國十壺、右十二箇爲第六番、子午年などの制あり、かくて乳長上

と云ふ者を置て、乳を採るの術を學ばしめたりしなり、其由は下に云ふを見るべし、本方書は牛乳を採るの書にて本方と云るが、又は別に本方書と云ふ醫書のありしにやなほよく考ふべし、大寺はもとの名熊凝寺にて百濟大寺と云へるを、後に高市の地に移して高市大寺、また大官大寺とも云へり、即大和の大安寺これなり、この事、大安寺、資財帳にあり、類聚三代格、弘仁十一年二月太政官符に、應乳長上、歷六年、爲限事、右得宮内省、解備、典藥寮、解備、檢按内、難波長柄、豐前、宮御宇天皇、御世、大山上和、藥使主福常、習取乳術、始授此職、自斯以降、子孫相承、世居此任、至今不絶、而今終身在職、漸致懈怠、望請簡補氏中、幹了者、以六箇年爲限者、大納言正三位兼行左近衛大將陸奥出羽按察使藤原朝臣冬嗣宣、奉勅依請、清和紀、貞觀六年八月十七日辛未、左京人右近衛將曹正六位上和、藥使主弟雄、式部位子從八位下和、藥使主安主、兵部位子從八位下和、藥使主黑麻呂等、改使主、賜宿禰、其先、吳國智聰也、また此氏は、貞觀十一年正月七日乙丑、右近衛將監和、藥、宿禰弟、歳とみえしのみなり、拾芥抄姓尸錄部、また姓名錄抄に、和藥使主と記せり、

大石、高丘、宿禰、同租、廣陵、高穆、之後也、

大石は、和名抄、備中國賀夜郡大石、於保之郷、筑後國生葉郡大石郷などあり、いづれの

地名を負るにや思ひ定めがたし、於保之郷訓べし、高丘、宿禰は、河内諸蕃に、百濟國公族大夫高僕之後、廣陵、高穆之後也、と云り、桓武紀、延暦二年四月戊申、右京人從八位上大石、林男足等、賜姓大山、忌寸とあり、後には大石を改めて大山となれりとみゆ、さて大石、林は大石村主にはあらざるか、此氏人、東大寺正倉院文書、但馬國天平九年正稅帳、但馬國史生大初位上大石、村主廣道、また出雲國天平六年計會帳、造弩生大石、村主大國、また山背國愛宕郡出雲郷神龜三年戶籍、大石、主寸百島、姉大石、主寸廣田、賣、主寸は倒置なるべし、聖武紀十六、天平十七年正月乙丑、從五位下大石、村主廣島、孝謙紀十八、天平勝寶二年正月乙巳、外從五位下大石、村主真人、此人を萬葉集第三に、生石村主真人とかければ、播磨國の生石を負へるなるべし、陽成紀卅九、元慶五年四月廿八日、從七位下大石、林繼成、などみえたり、拾芥抄姓尸錄部に、大石林、又無尸ともあり、か、ればもとより此姓ありしにや、大石、村主の誤りとも決めがたし、萬葉集十五、十丁に、大石、鏡麻呂、光孝紀卅八、仁和元年閏三月丙戌朔、左辨官使部大石、益行、また同紀、仁和元年十二月廿三日、右京人散位從七位下大石、忌寸福麻呂とあるは、異寵ありて給はれるなるべし、

百濟

### 和朝臣、百濟國都慕王十八世孫、武寧王之後也、

和は、和名抄に、大和(於保夜麻止)國城上郡大和(於保夜末止)郷の地名を負へるなるべし、これによりて夜麻止と訓べし、武寧王か遠祖都慕王の事は、光仁天皇の後にます天高知日之子姫尊の傳(續日本紀、延暦八年十二月乙未、皇太后崩の條、皇太后姓和氏、諱新笠、贈正一位乙繼之女也、云々、其百濟、遠祖都慕王者、河伯之女、感日精所生、皇太后即其後也、因以奉諡焉、また延暦九年七月辛巳、津連眞道等が上表に、眞道等本系、出自百濟國、貴須王、貴須王者、百濟始興第十六世王也、夫百濟、大祖都慕大王者、日、神降靈奄扶餘、而開國授籙、惣諸韓、而稱王、降、而及近肖古王、遙慕聖化始、聘貴國、是則神功皇后攝政之年也、古事記傳に、この表文の近肖古王と云へるは肖古王と混れたる誤なり、近肖古王は東國通鑑などに據るに、仁德天皇の三十四年に當りて遙に後なり、肖古王は東國通鑑に據れば百濟第六世の王にして、其元年は成務天皇卅七年に當り、神功皇后の新羅を征たまひたる年、此王の卅四年に當れりとして委しく論はれたるが如し、但し第六世の六は五、卅六年の六は七、卅四年の四は六とあるへきを誤られたり、と見ゆ、肖古王が事は、神功紀、四十六年、四十九年の下に見え、同五十五年に薨とみえたり、古事記應神段に、百濟國主照古王とあるも是なり、さて百濟の世々の國王の事、

書紀、姓氏錄などに見えたるを、東國通鑑等に校合する時は、都慕王より後の世繼もおほかたは知らるれど、又混らはしきかたもありて事長ければこゝにはあげず、そも、此都慕王は上に擧たる皇太后傳に、河伯之女、感日精所生とみえ、皇太后即其後也、因以奉諡とありて、天高知日之子、姫尊と稱へ奉りたまへるに、件の眞道等が表文に、日、神降靈奄扶餘開國と云へるも相符へり、其はもとより彼國の正しき古傳説にして、かけまくも畏き天照坐日大御神の、殊さらに大御靈を託て奇しく生せたまへるなるべし、此事後漢書に、夫餘國、云々、初、北夷索離國王出行、其侍兒於後任身、王還欲殺之、侍兒曰、前見天上有氣、大如鷄子、來降感、因以有身、王閉之、後遂生男、云々、名曰東明、長而善射、王忌其猛、復欲殺之、東明奔走南至掩滯水、以弓擊水、魚鼈皆浮水上、東明乘之得渡、云々、至夫餘王之焉、とみえ、北史百濟傳に、件の後漢書に載たる趣を記して、東明之後有仇台、篤於仁信、始立國於帶方故地、漢遼東太守公孫度以女妻之、遂爲東夷強國、初以百家濟、因號百濟、と云へり、また後漢書に、高句麗をも夫餘、別種と云ひて、魏書には、高句麗者、出於夫餘、自言先祖朱蒙、々々、母、河伯女、爲夫餘王、閉於室中、爲日所照、引身避之、日影又逐、既而有孕、生一卵、大如五升、云々、其母以物裹之、置於暖所、有一男、破殼而出、及其長也、字之曰朱蒙、其俗言朱蒙者、善射也、云々、夫餘之臣又謀殺之、云々、乘夫餘



東南走中道遇一大水欲濟無梁夫餘人追之甚急朱蒙告水曰我是日子河伯外孫今日逃走追兵垂及如何得濟於是魚鼈並浮爲之成橋朱蒙得渡云々遂至普通水云々至紇升骨城遂居焉號曰高句麗云々北史にも如此あり梁書には高句麗其先出自東明とてかの後漢書なる夫餘國の東明が事を記せり此ほかのから籍どもにもみえたれどおほかた同じ越なれば舉るにたへず但し件の引書どもよりは後ながら明の洪武の頃撰べる朝鮮史略に東扶餘王金蛙扶餘王解夫妻老無子求嗣祭山川所御馬至鯤淵見大石相對而淚轉石有小兒金色蛙形喜而養之名曰金蛙及長立爲太子得河伯女柳花于太白山南優勃水幽于室中爲日影所照而娠生一卵蛙欲剖之不能母裏置暖所有男子破殼而出骨表英偉七歲自作弓矢發無不中名朱蒙扶餘俗謂善射者爲朱蒙蛙七子忌欲殺之朱蒙乃與烏夷陝父摩離等行至淹浼水無梁祝曰我天帝子河伯外甥今日逃亂追者將及奈何於是魚鼈成橋得渡橋解追兵不及至毛屯谷遇三賢麻衣褐衣水藻衣俱至卒本扶餘其王無子妻以女生佛流及温祚王薨朱蒙嗣自稱高辛之後國號高句麗因姓高云々高句麗王母柳花卒於東扶餘其王金蛙以太后禮葬之立神廟また高句麗王朱蒙薨號東明王と記せるは委き一傳ときこゆかくて件の傳どもを相通はし考ふるに東明王と云ふは朱蒙が一名にて扶餘高句麗百濟の王みなその朱蒙

が後にて其を上祖とせるからどもに其同じ古事を傳へたるがその國々にしてとりくに異傳のいで來たりしものなりこれも朝鮮史畧に百濟王立東明王廟及國母廟といへり國母とは東明王の母にていはゆる河伯の女柳花が事ときこゆ件の文の注に史臣曰百濟與高句麗自別爲宗立東明之廟則不當配以他國之母而別祀其母也といへるはこちたき説なりさてかく朱蒙が生れたる趣もなにもはら相同じくして都慕王が事と云へるは決して都慕王が別名なりなほ此別名どもに件の書どもの説につきてつらく考ふるに扶餘にては朱蒙といひ高句麗にては東明といひ百濟にては都慕といへりときこゆるを後に傍へより記せる故に混らはしくきこゆるなるべし古事記垂仁天皇段に昔者新羅國主之子名謂天之日矛是人參渡來也所以參渡來者新羅國有一沼謂阿具奴摩此沼之邊一賤女晝寢於是日耀如虹指其陰上亦有一賤夫思異其狀恒伺其女人之行故是女人自其晝寢時妊身生赤玉爾其所伺賤夫乞取其玉恒嬰著腰此人云々遇逢其國主之子天之日矛云々解其腰玉幣其國主之子云々將來其玉置於床邊即化美麗娘子仍婚爲嫡妻云々其國主之子心奢其妻其女人言凡吾者非應爲汝妻之女將行吾祖之國即竊乘小船逃遁渡來留于難波此者坐難波之比賣恭曾社謂阿加流比賣神者也といへる事みえたりかの朱蒙が古事

もこれに似かよひたる事ながら、此は新羅國の別なる古事なり、かくては韓の國々ことごとく日耀に感て生れたる人のいできて、遂に皇國に參渡來れるなりけり、然るはもはら天照坐大御神の大御靈を託たまへる御行によれることなるべし、いともく奇しく妙なる事になんありける、かくて件の日矛かの女人を追て皇國に參渡來留りて、但馬の俣尾が女前津見に婚て生りし子の裔多遲摩比多訶が女、葛城高額比賣命は、神功皇后の御母に坐し、皇后新羅をはじめて韓の國々ことごとく征たまひたりき、以上は蕃神考、寛今東國通鑑につきて本文の十八世と云ふを考ふるに、朱蒙(即都慕王)の子、高温祚これを百濟の始祖とす、其子多婁、その子己婁、その子蓋婁、その子肖古、その子仇首、その子比流、その子近肖古、その子近仇首、その子枕流、その子阿莘の子、腆支、その子久爾辛の子、毘有の子、蓋鹵(餘慶といふ)その子毘支の子、牟大(東城王)その子期摩初名餘隆といふ(武寧王)これなり、さて上に引る皇太后傳の文中に、后先出自百濟武寧王之子純陀太子也、とある、純陀は、雄略紀、五年四月の下を按るに、百濟の蓋鹵王(比有王の男)いまだ加須利君と稱へりしとき、妾の孕みたるを云々の事によりて、弟の軍君(姓氏錄、飛鳥戸造の譜に、比有王男混伎王と見えたるこれなり)に嫁せて、相並に皇國に參渡したりけるが、同年の六月朔日、その女筑紫の各羅島に

してその子を産り、これを島君と名けて本國に送りたるが、後に蓋鹵王が代を嗣て武寧王と稱へり、繼體紀、十七年の下に、夏五月、百濟國王武寧王薨、とある、これなり、いま生年を以て數ふるに、六十三歳、かくて同紀に、十八年春正月、百濟太子明即位、とあるは、武寧王が子にていはゆる純陀太子に當れり、この明王は、欽明紀に、十五年十二月己卯、新羅の軍士に討れたる由みえたり、明王を聖明王とも紀中に記せり、(東國通鑑には、聖王名明積と書せり、さて明王が子を餘昌といふ、欽明紀に、十八年三月庚子朔、百濟王子餘昌嗣立、是爲威德王、と見えたり、かくて武烈紀に、七年四月、百濟王遣斯我君進調、別表曰、前進調使麻那者、非百濟國王之骨族也、故謹遣斯我奉事於朝、遂有子曰法師公、是倭君之祖也、とみえたり、斯我は百濟國王の骨族なれば、武寧王が後なり、かくて其子の法師君を倭君之祖也とあれば、乙繼公は、決く其後孫なるべし、さて其和といへる氏は、和名抄、大和國城下郡の郷に、大和於保夜未止とある所にて、古書にも倭とみえたる一區ときこゆ、斯我を其處に居しめたまひ、子の法師君も相繼て居みたるによりて、其地名をもて子孫の氏と爲たるなるべし、(續紀に、天平九年、改大倭國爲大養德國、同九年、改大養德國、依舊爲大倭國、とみえ、和名抄の國名にも、郷名にも大和と書て、於保夜未止と注したれば、此氏の和も然唱たりとも云ふべけれど、其

はもとより夜未止と呼へる地名に稱言をそへたるにて、古より常には唯夜麻止とも呼ひ、殊に此氏には和の一字を書ければ、たゞに夜麻止と唱たりしなるべし、さて又諸陵式に、牧野墓大皇太后之先和氏、在大和國廣瀨郡と見えたり、乙繼公の墓にて、其廣瀨郡は城下郡にとなれり、さて和氏を改賜ひたる高野は、續日本紀、神護景雲三年八月の下に、大和の添上郡佐貴郷高野とみえたる地にて、乙繼公和より其處へ移り住たまひたりしにか、いづれにも其地に由ありての事なるべし、

都慕王於百濟國河伯女

貴須王十六世

蓋鹵王本名加須利君

武寧王雄略五年於筑紫各羅島生

聖明王或稱明王、元名純陀、太子、繼即位、欽明十五年爲新羅後

十八年

斯我君

法師君

和史某

威德君餘昌

高野朝臣乙繼桓武外祖父贈正一位本姓和史

新笠姫桓武御母皇太后光仁中宮延曆八年十二月乙未崩

この高野皇太后は、續日本紀、延曆八年(桓武天皇の御世)の下に、十二月乙未、皇太后崩(光仁天皇の后)丙申、云々、明年(延曆九年)正月十四日辛亥、中納言正三位藤原朝臣小黒麻呂率誅人奉誅、上諡曰天高知日之子姫尊、壬子葬於大枝山陵、皇太后姓和氏諱新笠、贈正一位乙繼之女也、母贈正一位大枝朝臣眞妹、后先出自百濟武寧王之子純陀太子也、皇后容德淑茂、夙著聲譽、天宗高紹天皇光仁龍潛之日、聘納焉、生今上(桓武天皇)早良親王、能登内親王、寶龜年中(光仁天皇の御世)改姓爲高野朝臣、今上即位、尊爲皇太夫人、九年延曆追上尊號曰皇太后、其百濟遠祖都慕王者、河伯之女、感日精所生、皇太后即其後也、因以奉諡焉、ごみゆ、件の皇太后の御祖の事は、和氣清麻呂傳に、清麻呂練於庶務、尤明古事、云々、奉中宮、教撰和氏譜、奏之帝甚善之、といふ事みえたり、中宮とはこの皇太后の御事にて、光仁天皇の御世のほどの事なり、此和氏譜に據りて記されたるものなるべし、さて皇太后の御父和乙繼公は、和朝臣の氏人なり、其は續紀に、延曆二年

四月丙丑左京人外從五位下和史國守等三十五人賜姓朝臣とみえたり(桓武天皇の大和の都に坐ませるほどの事なり)乙繼公は此族にて既に薨たまひ寶龜年中皇太后(當時光仁天皇の中宮)に賜姓の時その御父なるが故に和氏を改めて高野朝臣を贈りたまひたりしなり其證は續紀延曆九年十二月壬辰朔詔曰春秋之義祖以子貴此則禮經之垂典帝王之恒範朕君臨寓内十年于茲追尊之道猶有闕如興言念之深以懼焉宜朕外祖父高野朝臣外祖母土師宿禰並追贈正一位其改土師氏爲大枝朝臣云々とある中の高野朝臣すなはち乙繼公にて其子孫はかの延曆二年に和史國守等三十五人賜姓朝臣とみえたる中に入たるなり其は日本後紀に延曆廿三年四月辛未中納言從三位和朝臣家麻呂薨贈從二位大納言家麻呂贈正一位高野朝臣弟嗣之孫也(弟嗣は乙繼なり)字を換へても書けるは古書に例多し其先百濟國人也爲人木訥無才學以帝外戚特被擢進番人入相府自是始焉可謂人位有餘夫爵不足其雖居貴職逢故人者不嫌其賤握手相語見者感焉時年七十一とみえたるこれなり家麻呂卿の父は弟嗣公の子にて皇太后の兄弟の中なるを其名を載されざりつるは(公卿補任にも見えず)庶人にて世を早くせられしか何ぞの故ありしなるべしかくて家麻呂卿はさばかり擢進られしかと高野氏は賜はらずしてなほもとの和氏にてあり

しをおもへばこの高野氏はむねと皇太后に改たまひたるにてその御父の乙繼公におよぼして贈たまへるのみなりしなり(以上は伴信友が蕃神考にいへる考證にていと委しければ本書の前後を錯雜して記せるなり)この氏人は桓武紀(延曆二年八月壬申)外從五位下和朝臣家吉また(同三年正月己卯)外從五位下和朝臣國守正六位上和朝臣三具足また(同五年正月戊戌)從七位上和朝臣家麻呂また(同十六年正月甲午)從五位下和朝臣入鹿麻呂正六位上和朝臣建男また(同廿三年四月丁卯)中納言從三位和朝臣家麻呂薨(この全文は上に引り)また(同年正月己亥)從五位下和朝臣氏繼(平城紀)大同元年二月己酉從五位下和朝臣男成(嵯峨紀)弘仁三年二月己亥從五位下和朝臣繩繼(仁明紀)承和四年三月丙子(内舍人)正六位上和朝臣豐永(清和紀)貞觀四年正月七日(无位)大和朝臣仲子(大和の大は衍ならん)また(同九年正月八日)外從五位和朝臣宜子(光孝紀)仁和三年正月七日(散位)和朝臣好道(なごあり)拾芥抄(姓)尸錄部(姓名)抄に和朝臣とみゆ(神名式)山城國葛野郡平野祭(神四座)並名神大(月次)新嘗(とある)この神は和氏の祖神を祭れるものなるべし其は太政官式に凡平野祭者桓武天皇之後(改姓爲臣者亦同)及大江和等(氏人)並預見(參)とみえたる即其證なり

百濟朝臣百濟國都慕王二十世孫惠王之後也

百濟は、韓國の國號、こなたの地號にもあれど氏なるみな國號なり、和名抄、攝津、國郡名に、百濟久太良とあるによりて久太良と訓べし、都慕王の世數は上にも云れど上なるは子孫の相續をもて云ひ、此なるは王の世つぎを以て數へたるにて、いさ、か違へれば其由をいはむ、其は朱蒙、即都慕王の事なり、高温、祚、多婁、子、己婁、子、蓋婁、この子に二人あり、肖古王と古爾となり、肖古の子、仇首、子、沙伴、弟、比流、この沙伴不慧にして政をなすことあたはず、古爾を立つ、子、責稽、子、汾西、人の爲に殺され、諸子皆幼なり、比流を立つ、次に汾西の長子、契王、嗣く、次に比流の子、近肖古、子、近仇首、子、枕流、弟、辰斯、次に枕流の子、阿莘、子、腆支、子、久爾辛、子、昆有、子、蓋鹵、餘慶と云ふ、子、文周、子、三斤、次に文周の弟、昆支の子、牟大、(東城王)、期摩、また餘隆と云、即武寧王なり、子、明積、(聖王)、また聖明王といふ、その子、昌、(威德王)、子、季明、(惠王)、其子、宣、(法王)、子、璋、(武王)、義慈に至て百濟は新羅の爲に滅ばされたり、東國通鑑に、義慈病死、帝贈金紫光祿大夫衛尉卿、云々、詔授子隆司稼卿、この帝は唐の高宗なりとみえたれば、隆が子孫の皇國に來りて仕奉りしもあるべく、また此外にも義慈王の子に、豐璋、禪廣などもあれば、それ等の裔なるもあるべし、孝謙紀、天平寶字二年六月甲辰、太宰陰陽師從六位下余益人、造法華寺、判官從六位下余東人等四人、賜百濟朝臣、仁明紀、承和七年六月丙寅、備中介外從五位下余

河成、右京大屬、正六位下余福成等三人、賜姓百濟朝臣、其先百濟國人也、文德紀、仁壽三年八月壬子、散位從五位下百濟朝臣河成、卒、河成、本姓余、後改百濟、云々、卒時年七十三、といへり、氏は、廢帝紀、天平寶字八年十月庚午、正六位上百濟朝臣益人、光仁紀、(寶龜元年五月癸酉)右京大夫從四位下勳四等百濟朝臣足人、卒、(无傳)とみえしのみなり、拾芥抄、姓尸錄部、姓名錄抄に、百濟朝臣とあり、

百濟公、同王三十世孫、汶淵王之後也、

こ、に三十世孫とあるによらば、汶淵王も惠王の兄弟などにや、また三十世を一に二十四世ともあり、廢帝紀、天平寶字五年三月庚子、百濟人余民善等男女四人、賜姓百濟公、仁明紀、承和十三年三月丙辰、播磨國揖保郡、人散位正八位上百濟公清永、並男一人、女一人、改本居貫附左京三條二坊、といへり、氏は、稱德紀、(神護景雲元年八月癸巳)陰陽大屬百濟公秋麻呂、光仁紀、(寶龜元年十月甲寅)從五位下百濟公永通、仁明紀、(承和元年正月癸亥)百濟公繩繼、などみえたり、されど和泉國諸蕃にも、百濟公姓あれば、い

つれの氏のごも決めては云ひがたし、拾芥抄、姓名錄、鈔ともに此姓を脱せり、  
 調連水海連同祖百濟國努理使主之後也、譽田天皇(諡應神)  
 御世歸化孫阿久太男彌和次賀夜次麻利彌和億計天皇(諡)

顯宗御世、蠶織獻純絹之様、仍賜調首姓、

調は、本文にあるか如く、蠶織の物を貢き獻る由にて負へる氏なり、都岐と訓むべし、百濟國努理使主は古事記(高津宮)に、太后磐之媛か木の國に幸行せる間に、天皇の八田若郎女と婚したまへる事を嫉みまして、木の海より還り坐す時に、難波の御津より宮に入りまさすて、其御船を引きよきて堀江に浜のぼらして、河の隨に山代に上り幸しき、此時歌曰、云々、即山代より廻りて那良山口に到りまして歌曰、云々、如此歌而還、暫入坐筒木、韓人名奴理能美之家也、とある、奴理能美これなり、天皇其を聞し召て、御使を遣されしかど、太后還りたまはぬ時の事を、於是口子臣亦其妹口比賣、及奴理能美三人、議而令奏、天皇云、太后幸行所以者、奴理能美之所養虫、一度爲、旬虫、一度爲、殼、一度爲、飛鳥、有變三色の奇虫、看行此虫而入坐耳、更无異心、如此奏時、天皇詔、然者吾思奇異故、欲見行自大宮上、幸行入坐、奴理能美之家時、其奴理能美己所養之三種虫、獻於太后、云々、この記傳に、今太后の其家に入坐るを以思へば、此人もと百濟の貴族にて、皇國にしても宜きさまにぞ在經けむ、さてこそ子孫の氏々もあまたありけるならめ、かくて太后此家にも入坐ることは、此と指て來坐てには非じ、御故郷をしぬばして那良山口までおはしつれども、又思はしかへして、(山代へ)還りたまひつれ

ども、難波宮にはなほ歸らじと所思せば、さしあたりて入坐べき所のなきまゝに、まづ苟且に此家には入坐るなるべし、暫とあるに心を着べし、さるは其あたりに然るへき家の他には無ししか、はた此人比來殊に親しく奉仕りし由縁などありけるか知るべからず、また旬虫はたゞ凡ての虫をいふなり、殼は卵なり、飛鳥はたゞ鳥を云ふ飛物なればなり、三色云々は、此物始は至虫にて在しが、後に卵にも鳥にも變る物とはなれるなるべし、(已上)と云るが如く、蠶の三種にかはる由を大かたに云るなり、さて努理使主が家には、應神の御世より此程に至るまで、養蠶をして其糸をもて織しける事もありしなるべし、さて其業を世々にしけるより、其子某、其孫阿久太、その子彌和、その子賀夜、その子麻利彌和、とあるは兄弟にもやあらん、この人の時に、顯宗天皇に其蠶織の物を獻りしなり、獻純絹之様とある様とはすべて物のひながたを云ふ事にて、たとへは絶はいかなる形狀にて、絹はいかなる色あひ、またその織法などを云へるものなり、國史に尺様、また氷様などあまたある事なり、首姓は、天武紀上に、元從者を云る中に、調首淡海あり、元明紀(和銅二年正月)丙寅、正六位上調、連淡海とあり、思ふに天武の御世に、連姓を賜はれる事の脱しなるべし、氏は、聖武紀(天平十二年十二月)丙寅、外從六位上調、連馬養、授外從五位下、稱德紀(天平寶字二年)秋七月

丙子正六位上調連牛養などあるのみなり調吉士などの氏人もきはめて此調連の族なるべく思はる。

調吉士は、いまた其出自を詳にせざれども調連の族なるべし。繼體紀二十四年秋九月、任那使奏云、毛野臣、遂於久斯牟羅起造舍宅、淹留二歲、傾聽政焉、爰以日本人與任那人、類以兒息、諍訟難決、元無能判、毛野臣樂置誓湯、曰實者不爛、虛者必爛、是以投湯、爛死者衆、云々、於是天皇聞其行狀、遣人徵入、而不肯來、願以河內母樹馬飼、首御狩、奏請於京、而奏曰、臣未成勅旨、還入京、卿勞往虛、歸漸要安、措伏願陛下待成國命、入朝謝罪、奉使之後、更自諷曰、其調吉士亦是皇華之使、若先吾取歸、依實奏聞、吾之罪過必應重矣、乃遣調吉士率衆守伊羅積牟羅城、云々、冬十月、調吉士至、自任那奏言、毛野臣爲人傲恨、不閑治體、竟無和解、擾亂加羅、又個愷任意、而忍不防患、故遣自願子徵召、是歲、毛野臣被召到于對馬、逢病而死、とある。調吉士は其名を闕きたり、欽明紀二十三年春正月、新羅打滅任那官家、その秋七月、新羅の爲に皇軍大に敗られし時の事を、同時所虜調吉士伊企儺爲人勇烈、終不降服、新羅聞將拔刀欲斬、逼而脫、揮追令以尻臂向日本、大號曰、日本將留我腹、惟即號曰、新羅王、啗我腹、雖被苦逼、尙如前、由是見殺其子、舅子亦抱其父而死、伊企儺辭旨難奪、皆如此、由是特爲諸將帥所痛惜、其妻大葉子亦並見食、怡

然而歌曰、柯羅俱爾能基能倍爾陀、致豆於諸麼、故幡比禮甫羅須彌、喻那爾婆陞武岐底、或有和曰、柯羅俱爾能基能倍爾陀、々志於諸麼、故幡比禮甫羅須彌、喻那爾婆陞武岐底、なごあり、

林連百濟國人木貴公之後也

林は、和名抄山城國葛野郡上林、加無都波也之、下林之毛都波也之、紀伊郡拜志波以之、郷あり、この地號を負りとみゆ、波也之と訓べし、木貴公は次にみえたる飛鳥部の條に、木告志とある同人なるべし、

香山連百濟國人達率荊員常之後也

香山は、神名式に、大和國十市郡天香山坐櫛眞命神社ある地にて、神武紀に、香山此云介遇夜麼とあるによりて、介遇夜麼と訓べし、聖武紀に、神龜元年五月辛未、正七位上荊帆武賜姓香山連、仁明紀、承和二年十一月辛酉、遣唐使知乘船事、從八位上香山連清貞、兄二人、改連賜宿禰、其先百濟國人也、この氏人は、稱德紀、天平神護元年正月己亥、正六位上香山連賀是麻呂、この人、蕃人の叙位の内にありとみえしのみなり、拾芥抄姓尸錄部に、香山連とみゆ、

高槻連百濟國人達率名進之後也

高槻は地名によれり、攝津國西成郡島上郡ともに高槻村あり、古事記(仁德段)に、此之御世、寸菟河之西、寸菟、今本に兔寸とあるを、今は古本による、有一高樹、其樹之影當旦日者、速淡道、島當夕日者、越高安山、故切是樹以作船、甚捷行之船也、時號其船謂枯野、云々とあるは、攝津高槻村ならんと、内山真龍云へり、山城志、相樂郡高槻里もあればいづれとも決めがたけれど、多加津幾と訓べし、名進の名を一に各とあり、されど名は自の誤なるべし、齊明紀に、新羅王金春秋、道唐將蘇定方以傾覆百濟、西部恩率福信據任射岐山、達率餘自進據中部久麻怒利城、共保王城、國人尊曰佐平福信、佐平自進、天智紀、福信被讒死、百濟國滅、佐平余自信等歸化、といへり、氏は、國史にみえず、拾芥抄姓尸錄部、姓名錄抄に、高槻連とあり、

廣田連、百濟國人辛臣君之後也、

廣田は、神功紀に、廣田國、和名抄、攝津國武庫郡廣田比呂多郷とあるによりて、比呂多と訓べし、辛を一に帝また乎などあれど、非なり、右京諸蕃廣田連の下にも辛臣君とあればなり、孝謙紀、天平寶字二年九月己卯、右京人正六位上辛男床等一十六人、賜姓廣田連、とみえ、氏は、同五年十月辛酉、從五位下廣田連小床とあるは、同人と聞ゆ、拾芥抄姓尸錄部、姓名錄抄に、廣田連とみゆ、

石野連、百濟國人近速古王孫、憶賴福留之後也、

石野は、和名抄に、伊豫國宇和郡石野伊波乃郷とあるを負しに、や思ひさだめかたし、賜姓の人々の備前藤野郡に居りしを思ふにも、しくは磐梨藤野の郡名をとりて名に負る歟とも云へし、伊波乃と訓べし、近速古一に古の字なし、憶賴福留は、天智紀、二年九月、憶禮福留并國民等、至於互禮城、發船始向日本、とみえし人なり、賴禮引合せてオクライトと訓べき事を知るべし、廢帝紀に、天平寶字五年三月庚子、百濟人憶賴子老等四十一人、賜姓石野連、稱德紀に、神護景雲三年六月壬戌、備前國藤野郡人母止理部奈波、赤坂郡人外少初位上家部大水美作、國勝田郡人從八位上家部國持等六人、賜姓石野連、癸亥、美作備前兩家家部母登理部二氏人等、盡頭賜姓石野連、この家部は美作備前の地名なるべし、和名抄、肥後國益城郡宅部といふはあり、母登理部は、備前國磐梨郡物理毛土呂井郷なるべし、

神前連、百濟國人正六位上賈受君之後也、

神前は、和名抄に、近江國神埼(加無佐岐)郡神埼(加無佐木)郷の地名を負り、加無佐幾と訓べし、其證は、天智紀、四年二月云々、復以百濟百姓男女四百餘人、居于近江國神前郡、三月云々、是月、給神前郡百濟人田、とあり、此時より此地に居りし人の後なるべし、聖



武紀神龜元年五月辛未正六位下賈受君賜姓神前連とみえしのみにて氏人はみあ  
たらす拾芥抄姓尸錄部姓名錄抄に神前連あり

沙田史百濟國人意保尼王之後也

沙田は和名抄安藝國沙田(方須田)郡陸奥國磐井郡沙澤郷(今鱒澤村あり)などあるに  
よりて万須多と訓べし、いつれの地名とも決めかたし、伴信友云、沙田はまさこたの  
轉なるべし、今も小石のある田地をマサコ田と云りとあり、拾芥抄姓尸錄部姓名錄  
抄に沙田史マサコタとよめり

大丘造百濟國速古王十二世孫恩率高難延子之後也

大丘は和名抄に山城國葛野郡大岡(於保乎加)の郷名を負るなるべし、大和國添上郡  
にも大岡郷あり、於保乎加と訓べし、聖武紀十六(天平十七年四月戊戌宮城東山火連  
日不滅云々天皇備駕欲幸大丘野と云事もみゆ、是は文字も同じ、清和紀貞觀六年八  
月八日壬戌左京人武藏權大掾正七位下大丘造座繼散位從七位上大丘造田苺等四  
人賜姓宿禰其先百濟人也といへり、氏は仁明紀一(天長十年五月丁酉從七位上大  
丘秋主とみえしのみなり、拾芥抄姓尸錄部に大丘連とみえたり

小高使主百濟國人毛甲姓加須流氣之後也

小高は和名抄に常陸國行方郡小高郷あり、今小高村ありて古多加と云ふ陸奥國磐  
城郡小高郷上野國綠野郡小高郷(小を山とあるは誤れり)などあるによりて古多加  
と訓べし、されどこの氏はいつれの地名を負りとも決めかたし

飛鳥部百濟國人木吉志之後也

飛鳥部は和名抄河内國安宿(安須加倍)郷を負りしなるべし、安須加倍と訓べし、稱徳  
紀廿九(神護景雲二年六月癸巳)武藏國橋樹郡人飛鳥部吉士五百國、仁明紀十六(承和  
十二年五月丁卯)外從五位下飛鳥部稻子女などみえたり、細井貞雄云、此飛鳥部氏は  
飛鳥戸氏とは祖先も違へれば、其本貫も河内國には非ざるべし、韓人をしも其部曲  
になさるゝことのあるれば飛鳥真人又は飛鳥直の部曲にやあるべき、其由のみえね  
ば驚かしおくのみなり、吉士は新羅國の官十七等の中第十四の官名なり

高麗高麗朝臣高句麗王好台七世孫延興王之後也

高麗は韓國の號なり、皇國にては古麻と云、其名義未だ考へ得ず、又字も貊とも書こ  
どは彼隣國に滅貊と云國あり、又後漢書に句驪一名貊耳と云、又其別種に小水貊と  
名る者もあり、されば貊と云は其あたりの凡ての舊名にやありけむ、以上記傳の説

をこる(和名抄武藏國高麗古末郡高麗郷とあるによりて古麻と訓べし)今本高麗郷脱今古本による高句麗王好台は詳ならずもしくは次太王のことにや東國通鑑に高句麗始祖高朱蒙子類利子無恤弟解邑朱無恤の子解憂次に類利孫宮弟遂成(次太王)とみえたり實は朱蒙三世の孫なり孝謙紀に天平勝寶二年春正月丙辰從四位上背奈王福信等六人賜高麗朝臣姓(この高麗朝臣福信は萬葉十九にもみえたり)とみえこの福信の事は桓武紀延曆八年十月乙酉散位從三位高倉朝臣福信薨福信武藏國高麗郡人也本姓背奈其祖福德屬唐將李勣拔平壤城來歸國家爲武藏人焉福信即福德之孫也少年隨伯父背奈行文入郡時與同輩晚往石上衢遊戲相撲巧用其力能勝其敵遂聞內裏召令侍內暨所自是著名初任右衛士大志稍遷天平中授外從五位下任春宮亮聖武皇帝甚加恩幸勝寶初至從四位紫微少弼改本姓賜高麗朝臣遷信部大輔神護元年授從三位拜造宮卿兼歷武藏近江守寶龜十年上書云臣自投聖化年歲已深但雖新姓之榮朝臣過分而舊俗之號高麗未除伏乞改高麗以爲高倉詔許之天應元年遷彈正尹兼武藏守延曆四年上表乞身以散位歸第焉薨時年八十一といへり武藏高麗郡は續紀靈龜二年五月以駿河甲斐相模上總下總常陸下野七國高麗人千七百九十九人遷于武藏國置高麗郡焉とあるが如く延興王の後なる背奈氏の人々も此内

にありけむか住つきて其地名を以て氏に負りしものなるべし氏人は廢帝紀廿四(天平寶字六年十月丙午)從五位下高麗朝臣大山また廿五(同八年正月乙巳)外從五位下高麗朝臣廣山光仁紀卅二(寶龜四年二月壬申)從五位下高麗朝臣石麻呂(福信の子なり)また卅五(同九年十月戊寅)從五位下高麗朝臣殿嗣などみえたり拾芥抄姓尸錄部姓名錄抄に高麗朝臣とのせたり

高麗王この氏は高麗王の後にて高麗朝臣の族なるべし王は古幾志また古爾幾志と訓べし姓にはあらず文武紀大寶三年夏四月乙未從五位下高麗若光賜王姓とみえしのみなり王姓とあれど姓とは異なり氏人ものにみえず拾芥抄にも此氏をのせざるは早く絶しなるべし

高麗は出自詳ならねど高麗朝臣の族なるべし孝德紀に高麗宮知あり桓武紀八(延曆十八年十二月甲戌)信濃國小縣郡人无位高麗家繼高麗繼楯賜姓御井などあり

### 豊原連高麗國人上部王虫麻呂之後也

豊原は地名なるべけれど考へず廢帝紀廿三(二十右)に天平寶字五年三月庚子高麗人上部玉蟲麻呂賜姓豊原連桓武紀三十七(七右)に延曆元年四月癸亥右京人少初位下壹禮比福麻呂等一十五人賜姓豊原連とみえたり此氏人は史にみえされど宇佐

大鏡(長元四年二月廿六日)に、豊原、宿禰時方、朝野群載五、應德四年三月廿四日、正六位上行治部少錄豊原朝臣時真などありこの族にや、拾芥抄姓尸録部に、豊原朝臣、また豊原連とあり、

**福當連、高麗國人前部能葦之後也、**

福當は萬葉集六卷、讚久邇京歌に、山代乃鹿背山際爾宮柱太敷奉高知爲布當乃宮者云々、痛阿恰布當乃原甚貴大宮所とあるは山城の相樂郡の地なればこの地號を負るならむ、福當は布太岐と訓べし、布當宮は新京の大宮なり、此地瀧川の二筋落合所にて、布當は二瀧の意の名なるべしと云り、古訓に布多伊とよめるは音便なり、能葦の葦を一本に虫安二字に作る、出雲、人藍川春が云、能虫安は能婁の誤り歟、前部能婁は天智紀にみえ、また能を氏とせる者もあり、聖武紀九(二十三右)〇神龜元年五月辛未に、能兄麻呂賜姓林連(一本に羽林連とあり)と云り、いとよき考なり、續紀、天平寶字四年三月庚子、賜前部高文信、福當連といへるは此氏なり、

**御笠連、高麗國人從五位下高莊子之後也、**

御笠は、祝詞式に、春日能三笠山などある地名を負るか、美加佐と訓べし、聖武紀、神龜元年五月辛未、正八位上高正勝賜姓三笠連とみえ、此氏人は、外記日記(朱雀天皇承平

**出水連、高麗國人後部能致元之後也、**

五年十一月、中務少錄御笠、維宗あり、  
出水は、光仁紀、卅一に、山背國相樂郡出水郷とみえ、和名抄山城國相樂郡水泉以豆美郷とある地名を負り、とみゆ以豆美と訓べし、後部一に部を邦に、また郡に作るは非なり、元を一に兄とあり、後部は高麗國の職號にして前部と云もあり、光仁紀、寶龜七年五月庚子、正六位上後部石島等六人賜姓出水連とみえし、のみにて國史に氏人なし、拾芥抄姓尸録部、姓名錄抄に、出水連とあり、

**新城連、高麗國人高福裕之後也、**

新城は、和名抄に、參河國額田郡新城郷あり、この地名を負るにや、決めかたし、爾比幾と訓べし、聖武紀に、神龜元年五月辛未、從七位下王吉勝賜姓新城連とみえ、氏人は、同紀(天平十一年七月乙未、正六位上新城連吉足とあるのみなり、

**男牀連、高麗國人高道士之後也、**

男牀は、拾芥抄に、ヲヤカとよめリヤはユなるべし、伴信友云、古本にヲユカと訓り、と云り、されどヲユカと云ふ地名未だ見あたらす、和名抄に、武藏國男倉(乎)夫須萬郡、神名式に、同郡小被神社などあるをもて思ふに、牀はユカにて臥間の義にもとるべし、

れば、もしくは乎夫須萬ならん歟とも思はるれど、姑く古訓によりて乎由加と訓てあるべし、聖武紀、神龜元年五月辛未、從八位上高益信、賜姓男採連とあり、採は牀の字の誤りなる事著し、改むべきなり、拾芥抄姓尸錄部、姓名錄抄に、男床連とみえたり、姓名錄抄には、ヲユカとよめり、

**福當造高麗國人前部志發之後也**

この姓已に上に出たり造姓なるもありしなり、志發の字體虫安に似たり、虫安は婁の一字を誤りて二に分たるを、虫安をまた志發と誤りしなり、さて能婁なること上に辨したるか如し、此は能を脱して志發とせしなり、氏人は國史にみえず、續紀、卅六七に、福當王、福當女、あるは此氏に由縁ある歟、

**高史高麗國人元羅郡杵王九世孫延拏王之後也**

高は高麗國王の姓をそのまゝに用ひたりと思しければ、字音のまゝに加字と訓べし、訂正本に多加とよめるは、諾ひかたし、延拏の拏を一に拏とかけり、此氏人國史にはみえず、拾芥抄姓尸錄部、姓名錄抄に、高史とあるのみ、

高連は、光仁紀、卅四、寶龜七年正月丙申、外從五位下高連鷹主、一本高の下に橋とあり、高橋連の誤にやよく考ふべし、とみえしのみなり、高史の族にもやあらん考得ず、姑

く此につく、

**日置造高麗國人伊利須意彌之後也**

日置は、和名抄に、この地名諸國に多く、比木とも、比伎とも、倍伎ともよめり、古事記に、幣岐君などあるによりて幣伎と訓べし、伊利須使主を一本に男馬王、裔孫、養古君之後也、とあり、さて伊利須は、齊明紀、二年八月庚子、高麗遣達沙等、進調とある注に、大使達沙副使伊利之總、八十一人、とみえし、伊利之同人なるべし、大和攝津諸蕃にも同氏あり見合すべし、鳥井、宿禰、吉井、宿禰は、此氏より出たり、氏人は、文武紀、慶雲三年三月丙辰、右京人日置須太賣、孝謙紀、勝寶六年正月壬子、正六位上日置造真卯、稱德紀、神護景雲元年八月癸巳、伊勢介正六位下日置造道形、光仁紀、寶龜八年四月甲申、從五位上日置造養麻呂、從六位上日置造雄三、成清和紀、貞觀十八年四月廿八日、外從五位下日置造繩主、などあり、

**河内民首高麗國人安劉王之後也**

河内は國名にて、民は、神名式、和泉國大島郡美多彌神社とあるによりて、負る氏と聞ゆれば、加不知乃美多彌乃首と訓へし、細井真雄云、河内は河原なり、姓氏錄、及拾芥抄の今本に河内民首とあり、欽明紀に、川原民直宮、檜隈、邑人也、と云るは、此氏人なり、民

直の氏人の如くにも思はるれど、民忌寸、民宿禰、民直、民首の諸氏に、河原と冠せいへる氏人あらねば是氏と決めつ、直姓より首の姓に擧たまへる事の國史に脱しなるべしと云り、劉を一に卿、また列ともあり、東大寺正倉文書(天平十七年中宮職解文)に、從六位上行少進河内民首安古麻呂みえたるは、此氏人なり、國史にこの氏みえず、**後部藥使主、高麗國人大兄憶德之後也、**

後部は、上にも云る如く前部後部など相對へる官名ときこゆれば、音讀にて右字夫と訓べし、藥使主は、和藥使主に同じく久須志乃於美と訓べし、大兄は、高麗にて官を設けし十二品の其第六なり、元明紀(和銅五年正月戊子)從六位下後部、王同、元正紀(神龜二年閏正月丁未)從七位下後部、王越、孝謙紀(勝寶六年正月壬子)正六位上後部、王吉、などあり、

**王、高麗國人從五位下王仲文(法名東樓)之後也、**

王は、高麗のもとの氏なれば字音のまゝに和字と訓へし、文武紀、大寶元年八月壬寅、勅僧惠耀、信成、東樓、並還俗復本姓、云々、惠耀、姓、錄、名、兄、麻呂、信成、姓、高、名、金、藏、東樓、姓、王、名、中文、と云る錄、また高などの類も字音に訓む例なり、然るを訂正本にコニキシと訓るはいかゞあらむ、こは古事記(仲哀段)爾以其御杖衝立新羅、國主之門とある

國主を記傳に許爾伎志とも、許伎志とも訓べし、からふみ北史、又杜佑通典などに、百濟王號於羅瑕、百姓呼爲捷吉支、夏言並王也、と云り、今書紀を考ふるにも、コニキシ、コキシと訓を附たるは百濟王のみにして新羅高麗などの王には訓を附けず、然れば此は百濟王に局れる稱にぞありけむ、さて朝鮮國の三國史記と云物に、新羅の世々の王を記したるを見るに、始のほどのは皆某、尼師今とあるを、東國通鑑と云ふ物には、皆改めて某、王と記せり、然れば新羅、王の號は尼師今と云ひしなるべし、然れども此、號は書紀の私記、又釋今本の訓などにも見えたることなければ、今たやすく用ふべきにあらず、故姑、百濟王の號を取て訓るなり、垂仁卷に、任那王新羅王子などよめる例もなきには非ればなり、と云るによれるなれど、此は字音にて訓むを穩當にはあるべき、又文武紀、大寶三年四月乙未、從五位下高麗、若光賜王姓、ともみえたり、

**高、高麗國人高助斤之後也、**

高は、字音にて訓むべき事、高史の條に云るか如し、この氏人ものにみえず、氏人は、元明紀、四(七右)〇和銅元年正月乙巳、從五位下高、庄子、聖武紀、九(二十二左)〇神龜元年五月辛未、正八位上高、正勝、また從八位上高、益信、正七位下高、昌武、動十二等高、祿德、同紀、十二(二十四右)〇天平九年九月己亥、外從五位下高、麥太、孝謙紀、十九(六右)〇天平勝寶

六年正月壬子外從五位下高福子廢帝紀廿三十一左○天平寶字五年三月庚子高牛養同紀廿四(二十二右)○天平寶字七年七月乙卯從五位上高元度などみゆ高金藏の氏人もこの内にあるべけれどこゝに並記せり、

高麗國人從五位下高金藏(法名信成)之後也、

高金藏に姓を賜へる事上の王氏の條に引て云り、孝謙紀(天平寶字元年九月辛巳)正六位上後部高竺麻呂あり、

新羅 橋守三宅連同祖天日杵命之後也、

橋守は舊職號にて橋樹を守る由を氏に負るなり、多知波奈毛利と訓べし、三宅連は、右京攝津諸蕃に新羅國王子天日杵命之後也、といへり、天日杵命は垂仁紀に三年春三月新羅王子天日杵來歸焉、將來羽太玉一箇、足高玉一箇、鞆鹿々、赤石玉一箇、出石、小刀一口、出石、杵一枝、日鏡一面、熊神離一具、并七物、則藏于但馬國、常爲神物也、一云、初天日杵乘艇泊于播磨國在於安粟邑、時天皇遣三輪君祖大友主、與倭直祖長尾市、於播磨而問天日杵曰、汝也誰人、且何國人也、天日杵對曰、僕新羅國主之子也、然聞日本國有聖皇、則以己國授弟知古而歸化之、仍貢獻物葉細珠、足高珠、鞆鹿々、赤石珠、出石刀子、出石

槍、日鏡、熊神離、膽、狹、淺、大刀、并八物、仍詔天日杵曰、播磨國安粟邑、淡路島出淺邑、この文原本倒置せり、今之を訂書す、是二邑汝任意居之時、天日杵啓之曰、臣將住所、若垂天恩、聽臣情願、地者、臣親歷視諸國、則合于臣、心欲被給、乃聽之、於是天日杵自菟道河沂北入近江國吾名邑、暫住、復更自近江經若狹國西到但馬國、則定住所也、是以近江國鏡谷陶人、則天日杵之從人也、故天日杵娶但馬出島人太耳女麻多鳥生、但馬諸助也、諸助生但馬日杵杵、日杵杵生清彥、清彥生田道間守之、古事記(應神段)に、昔有新羅國主之子、名謂天之日矛、是人參渡來也、所以參渡來者、云々、この文上の和朝臣の條下に引り、其さし次に、於是天之日矛聞其妻通、乃追渡來、將到難波之間、其渡神塞以不入、故更還泊多遲摩國、即留其國、而娶多遲麻之俣尾之女、名前津見、生子多遲摩母呂須玖、此之子多遲摩斐泥、此之子多遲摩比那良岐、此之子多遲麻毛理、次多遲摩比多訶、次清日子、三柱、此清日子、娶當摩之咩斐、生子酢鹿之諸男、次妹菅竈、上由良度美、故上云多遲摩比多訶娶其姪由良度美、生子葛城之高額比賣命、此者、息長帶比賣命之御祖、故其天之日矛、持渡來物者、玉津寶、云而珠二貫、又振浪比禮、切浪比禮、振風比禮、切風比禮、又與津鏡、邊津鏡、並八種也、此者、伊豆志之八前大神也、とみえ、垂仁紀、八十八年秋七月己酉朔、戊午、詔群卿曰、朕聞新羅王子天日杵初來之時、將來寶物、今有但馬元爲國人、見貴、則爲神寶也、朕

欲見其寶物、即日遣使者詔天日槍之曾孫清彥、而令獻、於是清彥奉勅乃自捧神寶而獻之、羽太玉一箇、足高玉一箇、鶴鹿赤石玉一箇、日鏡一面、熊神籬一具、唯有小刀一名、曰出石、則清彥忽以爲非獻、刀子仍匿袍中而自佩之、天皇未知、匿小刀之情、欲寵清彥而召之、賜酒於御所、時刀子從袍中出而顯之、天皇見之、親問清彥曰、爾袍中刀子者何、刀子也、爰清彥知不得、匿刀子而呈言、所獻神寶之類也、則天皇謂清彥曰、其神寶之豈得離類乎、乃出而獻焉、皆藏於神府、然後開寶府而視之、小刀自失、則使問清彥曰、爾所獻刀子忽失矣、至汝所乎、清彥答曰、昨夕刀子自然、至於臣家、乃明且失焉、天皇則惶之且更勿竟、是後出石刀子自然、至于淡路島、其島人謂神而爲刀子立祠、是於今所祠也、云々、九十年春二月、天皇命田道間守遣常世國、令求非時香菓、香菓、此云倫俱能未、今謂橘是也、九十九年秋七月戊午朔、天皇崩於纏向宮、時年百四十歲、冬十二月癸卯朔、壬子、葬於菅原、伏見陵、明年春三月辛未朔、壬午、田道間守至、自常世國、則寶物也、非時香菓、八竿、八藝焉、田道間守於是泣悲歎之曰、受命天朝、遠往絕域、萬里蹈浪、遙度弱水、是常世國、則神仙秘區、俗非所臻、是以往來之間、自經十年、豈期獨凌峻瀾、更向本土乎、然賴聖帝之神靈、僅得還來、今天皇既崩、不得復命、臣雖生之亦何益矣、乃向天皇之陵、叫哭而自死之、群臣聞皆流淚也、田道間守是三宅連之始祖也、また古事記(垂仁段)に、又天皇以三宅連等之祖、名多遲摩毛

理、遣常世國、令求登岐士玖能迦玖能木實、故多遲摩毛理、分綴四綴、矛四矛、獻于太后、以綴四綴、矛四矛、獻置天皇之御陵、戶而擊其木實、叫哭以白、常世國之登岐士玖能迦玖能木實、持參上侍、遂叫哭死也、其登岐士玖能迦玖能木實者、是今橘者也、とみえたる、この橘はしも天皇の天命をうけて常世國より將來しかど、天皇崩りましけるを悲みて叫哭て死ける、その人は遙けき國に渡りゆきて其橘を守り來し故に、田道間守即橘守の名を負るが、其子孫に仰せて橘を殖生さしめ、また其を守らしめたまへるを以て、氏にも其職號を負しなるべし、(玉祖命の後が、其祖神の名を氏に負て玉祖連と云へるも思ふべし)もしくは田道間守はもとより但馬國に住し人にて、垂仁の御世に非時香菓(多遲婆那といふ物の名なき以前の名)をもたらし歸りし故に、田道間守が名を非時香菓に負せて田道間花と云ひしならんか、前説の如くならば橘が本にて田道間守の名は末なり、また後説の如くならば田道間守は本にて橘の名は末なり、いつれ是けむ思ひ決めがたし、さて橘は萬葉古義(品物解)に、和名抄に、兼名苑云、橘一名金衣、和名太知波奈とあり、續紀卷十二和銅元年縣犬養宿禰三千代に橘姓を賜ふ、勅に橘者菓子之長、上人所好、柯凌霜雪而繁茂、葉經寒暑而不凋、與珠玉芝競光、交金銀以逾美、云々とあり、小野博云るは、もろこしの本草、或は醫書に、橘と云るものは皆

かうじの類の總名なり、柑といへるはみかんの類の總名なり、橘と柑とはその種きよく別れたり、橘と云ひしものをかうじと呼は、今の俗にして古へに非ず、といへり、若此説のごとくならば、古に多知婆奈と云るもの即今も多知婆奈と云ものにて、俗に云かうじの種類は皆總名橘なりと姑定むべきか、しかれども本草家の説をたのみて吾古を決めかたければ、尙よく古を考へて定むべし、本居氏云ひけらく、或説に、昔の橘は今の蜜柑なり、今の世に別に橘とてある物には非ず、と云、又或説には、昔の橘即今も橘と云ふものなり、蜜柑は後に渡來つる物なるを、味の勝れる故に世に多く弘まり、橘は劣れる故にけおされておのづから罕になれるなり、と云り、此二ツいづれよけむ定めがたし、今思ふにまづ今世に橘と云物は罕にありて、其實柑子よりなほ小くて、味も蜜柑とは遙に劣れり、然るに古橘はさばかり賞て世に多かりし物なれば、是にはあらで蜜柑こそ其なるべけれ、藥の橘皮にも昔より蜜柑の皮を用るなり、今橘と云物の別にあるは、昔の橘をばいつのほどよりか蜜柑とのみ云から、後に別なる一種を橘とは名つけたるならむ、其今橘と云物は、延喜式、伊勢物語などに小柑子と云物是なるべしと思はる、然れば始の説宜しかるべきか、又思ふには若昔の橘今の蜜柑のことならば、昔のまゝに今までも多知婆那とこそ云來るべきこ

となれ、蜜柑と云名に變るへき由なし、然れば蜜柑は後に渡來つる物なるが、其始て渡りつる時に味の美きまゝに蜜柑とは呼しならんか、とも思はるれば、後の説も理ありて聞ゆ、又思ふに美加牟と云名は、和名抄に、檳榔、柚屬也、漢語抄云、柚柑、とある、此柚柑を訛りて云るを、後に蜜柑とは書なせるか、ともおほゆ、凡て橘、柑、柚の三つは漢國にてもまがひ、又其種類もいと多ければ、漢名によりても決めがたく、又古今の異もいとまぎらはしきなり、さて此名は將來つる人の名に因て多遲麻花と云なるべし、さるは此持來たる實を種として蒔しが生出て初て花の咲たる時に、多遲麻花と呼初しが遂に名とはなれるならむ、さて多遲麻毛理の名に因ば、知は濁るべきことなれども、次なる婆を濁る故に濁の重なるは聞苦しければ、おのづから知を清音に唱へ來しなるべし、齋藤彦麻呂、諸國名義考に、新羅國の王子天日矛この皇國にきたり、但馬に留り、子孫つゞきしこと國史にみえたり、代々但馬某と號たる中に、田路間守を田路間の始にて、その四代以前より但馬某と號しは、後を前にめぐらして國史にはしるされたるなるべし、さて田路間守は橘守にてはあらざるか、云々とあり、今按に、橘のもとの名は非時香實なりしを、田道間守が將來りしより後に多知花の名は出來しなれば、なほ多知花は田道間によれる名なるべしと云り、なほよく考ふべ



し、氏は、東大寺正倉院文書(天平寶字六年、甲加山作所解文に、橘守金弓、といふありめつらしき姓なり、この外ものに見あたらす、續後紀、承和七年十一月、勅、橘戸、蠟、橘、々、連、伴、橘、連、橘、守、橘、等、六、姓、與、橘、朝、臣、相、涉、宜、賜、橘、戸、蠟、橘、々、連、伴、橘、連、橘、守、橘、等、自、餘、以、橘、字、爲、姓、之、類、以、椿、換、之、とあり、この時より椿守と改められしにか、さる氏も物に見えず、絶えしなるべし、

### 任那道田連、任那國賀室王之後也、

道田は、和名鈔に、常陸國行方郡道田郷あり、この地を負るにや、美知多と訓べし、賀室王を一に賀羅々々王に作り、又賀羅賀室年に作る、常陸風土記、行方郡當麻郷の下に、其南名田里、息長足日賣、皇后之時、此地人名、曰古都比古、三度遣於韓國、重其功勞、賜田因名、とある田里は、中山信名の考に、即道田なり、其故は道臣、命丹波を討平せし功にて、丹波道主の稱を賜はりし類にして、三度まで遠國に使せる道路の功にて賜ひたる功田なれば、道田と云ふなり、と云る如く、この賀室王の後なる人も、思ふに韓國に使して功業などありしにや、あらむ、さて姓に道田を負りしなるべし、光仁紀、寶龜元年五月戊寅、三田毗登家麻呂等四人、賜姓道田連、とみえ、氏は、同紀、寶龜七年正月丙申、

### 大市首、任那國人都怒賀阿羅斯止之後也、

正六位上道田、連安麻呂、桓武紀、延曆四年正月乙巳、無位道田、連桑田、とみえしのみなり、拾芥抄、姓尸錄部姓名錄抄に、道田連(オホチヌ)とあり、大市は、和名抄に、大和國城上郡大市(於保以知郷とあるを)負りとみゆ、於保以知と訓べし、都怒賀阿羅斯止は、垂仁紀に、一云御間城、天皇之世、頼有角人乘一船泊于越國、筒飯浦、故號其所曰角鹿也、問之曰何國人也、對曰、意富加羅國王之子、名都怒我阿羅斯等、亦名、曰于斯岐阿利叱智干岐、傳聞日本國有聖皇、以歸化之、到于穴門、時其國有人名伊都々比古、謂臣曰、吾則是國王也、除吾復無二王、故勿往他所、然臣究見其爲人、必知非王也、即更還之、不知道路、留連島浦、自北海廻之、經出雲、國至於此、間也、是時遇天皇、崩便留之、仕活目、天皇、逮于三年、天皇問都怒我阿羅斯等、曰、欲歸汝國耶、對諸甚望也、天皇詔阿羅斯等曰、汝不迷道、必速詣之、遇先皇而仕、歟、是以改汝本國名、追負御間城、天皇御名、便爲汝國名、仍以赤織絹、給阿羅斯等、返于本土、故號其國、謂彌摩那國、是其之緣也、於是阿羅斯等、以給赤絹、藏于己國郡府、新羅人聞之、起兵至之、皆奪其赤絹、是二國相怨之始也、といへり、氏は、推古紀に、二十年夏五月、百濟人、味摩之歸化、曰、學于吳、得伎樂、儼、則安置櫻井、而集少年、令習伎樂、於是真野首、弟子、新漢人、齊文、二人習之、傳其儼、此今、大市首、

辟田首等祖也、とみえ、陽成紀、元慶五年十月十六日、大市、貞繼、とあり、此、人備中、國窪屋、郡人の由みゆ、されは和名抄、備中、國窪屋、郡大市、於布知、郷の地を負るにや、

清水首同上、

清水は、諸國にこの地名多ければ、いつれの地を負りとも決めかたし、和名抄に、近江、國犬上、郡紀伊、國日高、郡に清水郷あり、志美豆と訓べし、氏人國史にみえず、拾芥抄姓、戸録部、姓名錄抄には、清水首とあり、

右第二十二卷

新撰姓氏錄考證卷之十八終

常陸 栗田 寛 著

新撰姓氏錄考證卷之十九

右京諸蕃上

起坂上大宿禰、田邊史、三十九氏、

漢 坂上大宿禰、後漢、靈帝、男延王之後也、

坂上は、萬葉集第四、大伴田村家之大嬢、贈妹坂上大嬢歌四首の左注に、右田村大嬢、坂上大嬢、並是右大弁大伴宿奈麻呂、卿之女也、卿居田村里、號曰田村大嬢、但妹坂上大嬢者、母居坂上里、仍曰坂上大嬢、とみゆ、田村は、仁明紀第六に、奈良、京田村里とあれば、大和、國添上郡なり、坂上里もこの近きあたりなるべし、延喜諸陵式、春日率川、坂上陵、(春日率川、宮、御宇開化天皇、在大和、國添上郡)ともあり、この地を負り、佐加乃閉と訓べし、後漢、靈帝、男延王は、坂上、系圖に、後漢、孝靈皇帝諱、宏、章帝、玄孫、漢亭候、長子とみえ、子延王、子石秋王、子康王、子阿知王、延王までは田村氏の系圖による、王の子都賀使主、三子山木直、弟志努直、弟爾波伎直、淺羽本坂上系圖に、志努直、丹波、國出生、初賜坂上姓とあり、志努直に七子あり、阿素奈直、弟志多直、弟阿良直、弟刀禰直、弟鳥直、弟駒子直、弟章

久佐直とあり、駒子直に四子あり、甲田直、弟、糠手直、弟、弓束直、弟、小杵直とみえ、弓束子、首名連子、老連子、大國子、犬養忌寸子、刈田麻呂とあり、さて阿知使主は、應神紀二十年秋九月、倭、漢、直祖阿知使主、其子都加使主、並率己之黨、類十七縣而來歸焉、古語拾遺に、至於輕島、豐明朝云々、漢、直祖阿知使主、率十七縣民而來朝焉、三十七年春二月戊午朔、遣阿知使主都加使主於吳、令求縫工女、爰阿知使主等、渡高麗、國欲達于吳、則至高麗、更不知道路、乞知道者於高麗、々々王乃副久禮波久禮志二人爲導者、由是得通吳、吳王於、是與工女兄媛、弟媛、吳織、穴織、四婦女、また坂上系圖所引姓氏錄第廿三卷曰、阿智、王譽、田、天皇、謚應神、御世、避本國亂、率母并妻子、母弟、廷興、德七姓、漢人等、歸化、七姓者、第一段、(古記段尖公、字富等、一云員姓)是高向、村主、高向、史、高向、調使、評、首、民、使主、首等祖也、次、李、姓、是、刑部、史、祖也、次、皂、郭、姓、是、坂合部、首、佐、太、首、等、祖也、次、朱、姓、是、小市、佐、秦、宜、等、祖也、次、多、姓、是、檜前、調使、等、祖也、次、皂、姓、是、大和國、宇、太、郡、佐、波、多、村、主、長、幡、部、等、祖也、次、高、姓、是、檜前、村、主、祖也、天皇、矜其來志、號阿智王爲使主、仍賜大和國、檜隈、郡、鄉、居之焉、于時阿智、使主奏言、臣入朝之時、本鄉、人民、往(往)離散、今聞、徧在高麗、百濟、新等國、望請遣使喚來、天、皇即遣使喚之、大鷲、鶴、天皇、謚仁德、御世、舉落隨來、今、高向、村、主、西、波、多、村、主、平、方、村、主、石、村、々、主、飽、波、村、主、危、寸、村、主、長、野、村、主、俾、加、村、主、茅、沼、山、村、主、高、宮、村、主、大、石、村、主、飛、鳥、村、

主、西、大、友、村、主、長、田、村、主、錦、部、村、主、田、村、々、主、忍、海、村、主、佐、味、村、主、桑、原、村、主、白、鳥、村、主、額、田、村、主、牟、佐、村、主、甲、賀、村、主、鞍、作、村、主、播、磨、村、主、漢、人、村、主、今、來、村、主、石、寸、村、主、金、作、村、主、尾、張、次、角、村、主、等、是、其、後、也、爾時阿智、王、奏、建、今、來、郡、後、改、號、高、市、部、而、人、衆、巨、多、居、地、隘、狹、更、分、置、諸、國、攝、津、參、河、近、江、播、磨、阿、波、等、國、漢、人、村、主、是、也、また古語拾遺に、至於後、磐、余、稚、櫻、朝、三、韓、貢、獻、奕、世、無、絕、齋、藏、之、傍、更、建、內、藏、分、收、官、物、仍、令、阿、知、使、主、與、百、濟、博、士、王、仁、記、其、出、納、始、更、定、藏、部、こ、も、み、ゆ、都、賀、使、主、は、坂、上、系、圖、所、引、姓、氏、錄、曰、阿、智、使、主、男、都、賀、使、主、大、泊、瀬、稚、武、天、皇、謚、雄、略、御、世、改、使、主、賜、直、姓、子、孫、因、爲、姓、男、山、木、直、是、兄、腹、祖、也、(本名山猪)次、志、努、(一名成努)直、是、中、腹、祖、也、次、爾、波、伎、直、是、弟、腹、祖、也、また山木直は、同、姓、氏、錄、曰、山、木、直、者、是、民、忌、寸、檜、原、宿、禰、平、田、宿、禰、平、田、忌、寸、栗、村、忌、寸、小、谷、忌、寸、伊、勢、國、奄、藝、郡、民、忌、寸、輕、忌、寸、夏、身、忌、寸、韓、口、忌、寸、新、家、忌、寸、門、忌、寸、蓼、原、忌、寸、高、田、忌、寸、國、竟、忌、寸、(陸、奧、國、新、田、郡、田、井、忌、寸、狩、忌、寸、東、文、部、忌、寸、長、尾、忌、寸、檜、前、直、(大和國葛上郡)谷、宿、禰、文、部、谷、忌、寸、文、部、岡、忌、寸、路、忌、寸、路、宿、禰、等、廿、五、姓、之、祖、也、こ、み、え、志、努、直、は、姓、氏、錄、曰、志、努、(一名成努)是、中、腹、祖、也、東、漢、費、直、諸、氏、記、云、成、努、一、云、眞、努、費、直、また爾波伎直は、姓、氏、錄、曰、弟、腹、爾、波、伎、是、也、山、口、宿、禰、文、山、口、忌、寸、櫻、井、宿、禰、調、忌、寸、谷、忌、寸、文、宿、禰、文、忌、寸、並、大、和、國、吉、野、郡、文、忌、寸、紀、伊、國、伊、都、郡、文、忌、寸、文、池、邊、忌、寸、等、八、姓、之、祖、也、こ、み、え、志、努、直

の子阿素奈直は、姓氏錄曰、中腹志努直之男阿素奈直是也、田部忌寸祖也、また志多直は、姓氏錄曰、中腹志努直之第二子志多直、是黒丸直、拾忌寸、倉門忌寸、吳原忌寸、斯佐直、石占忌寸、國竟忌寸、井上忌寸、石村忌寸、林忌寸等十姓祖也、また阿良直は、姓氏錄曰、志努直之第三子阿良直、是郡忌寸、榎井忌寸、大和國吉野郡河原忌寸、忍坂忌寸、大和河内等國與努忌寸、波多忌寸、長尾忌寸等七姓之祖也、また刀禰直は、姓氏錄曰、志努直之第四子刀禰直、是畝火、宿禰祖荒田井忌寸、藏垣忌寸等三姓之祖也、また鳥直は、姓氏錄曰、志努第五子鳥直、是酒人忌寸祖也、また駒子直は、志努直之第六子、また韋久佐直は、姓氏錄曰、志努第七子韋久佐直、是白石忌寸祖也、とみえ、駒子の子甲申直は、姓氏錄曰、駒子直第一子甲申、是大和國高市郡口口等祖也、郡字の下脱字ありとみゆ、甲申之後贈大錦下坂上熊毛等、天淳中原瀛真人天皇諡天武十年、改直賜姓連とみえたりか、れば此時に坂上直を改めて連姓とせられしなり、また糠手直は、姓氏錄曰、駒子直第二子糠手直、是蚊屋宿禰蚊屋忌寸等二姓祖也、また弓束直は、駒子直第三子陸、奧國造、また小梓直は、姓氏錄曰、駒子直第四子小梓直、參河國坂上忌寸祖也、とみえ、弓束直の子首名連、大義冠、其子老連、大義冠、其子大國、移麻、其子犬養忌寸、大和守正四位上、姓氏錄曰、弓束之後正四位上犬養天、淳中原瀛真人天皇諡天武十四年、日本書紀曰、白

鳳十三年、舉族改連賜伊美吉姓とあるにて、天武天皇十四年に連姓を改めて、忌寸を賜ひしを、書紀にはもれたり、書紀十四年六月乙亥朔甲午、大倭連云々、並十一氏、賜姓曰、忌寸とある時に、かならずこの氏の事もありしなるべし、さて高野天皇、天平寶字二年、又改賜忌寸姓、これも、姓氏錄の文なりといへるは、さきに忌寸姓を賜ひし時、もれたる氏々に賜へるなるべし、欽明紀に、東漢坂上直子麻呂、推古紀に二十八年冬十月、以砂礫、葭、檜、隈、陵上、則城外積土成山、仍每氏科之、建大柱於土山上、時倭漢坂上直樹柱、勝之太高、故時人號之曰、大柱直也、天武紀上に、坂上直國麻呂、又坂上直老、文武紀第一に、坂上忌寸老に、壬申年の功を以て、直廣壹を贈らる、ことみゆ、廢帝紀に、天平寶字八年九月乙巳、坂上忌寸、蒔田麻呂、賜姓坂上大忌寸、桓武紀、延曆四年六月癸酉、右衛士督從三位兼下總守坂上大忌寸、蒔田麻呂等上表言、臣等本是後漢靈帝之曾孫、阿智王之後、漢祚遷魏、阿智王因神牛教、出行帶方、忽得寶帶瑞、其像似宮城、受建國邑、育其人、庶後召父老、告曰、吾聞東國有聖主、何不歸從乎、若久居此處、恐取覆滅、即携女弟、廷興德及七姓、氏歸化來朝、この七姓とは上に引る、姓氏錄に、段、季、姓、皂、郭、姓、朱、姓、多、姓、皂、姓、高、姓、とあるものは、是れなり、是則譽田、天皇治天下之御世也、於是阿智王奏請曰、臣舊居在於帶方、人民男女皆有才藝、近者寓於百濟、高麗之間、心壞猶豫、未知去就、伏願天恩、遣

使追召之乃勅遣臣八腹氏分頭發遣其人男女舉落隨使盡來永爲公民積年累代以至  
今々在諸國漢人亦是其後也臣苅田麻呂等失先祖之王族蒙下人之卑姓望請改忌寸  
蒙賜宿禰伏願天恩矜察僮垂聖聽所謂寒灰更煖枯樹復榮也臣苅田麻呂等不勝至望  
之誠輒奉表以聞詔許之坂上內藏平田大藏文調文部谷民佐太山口等忌寸十姓一十  
六人賜姓宿禰とあるはこゝに宿禰姓を給へるにて大宿禰姓になれる事は史にも  
れたるを坂上系圖苅田麻呂の傳に皇統彌照天皇(謚桓武)延曆四年苅田丸改大忌寸  
賜大宿禰姓自餘或只爲宿禰或留忌寸也とあるもて史の闕文を補ふべし仁明紀承  
和五年十一月甲戌右京人散位從七位上勳九等坂上忌寸豐雄改忌寸賜宿禰清和紀  
貞觀四年秋七月廿八日乙未左京人前越後介外從五位下坂上伊美古能文大學少允  
從六位上坂上伊美吉斯文等九人賜姓坂上宿禰後漢孝靈皇帝四代孫阿智使主之裔  
與坂上大宿禰同祖也貞觀九年十一月廿日乙卯外從五位下行侍醫藏人眞野賜姓坂  
上宿禰後漢孝靈帝之後也氏人は元明紀(和銅元年九月戊子)從五位下坂上忌寸忍熊  
(天武紀上に坂上直忍熊とみゆ)元正紀(靈龜二年四月癸丑)贈大錦下坂上直熊毛息正  
六位下宗大聖武紀(天平元年三月甲午)外從五位下坂上忌寸大國廢帝紀(天平寶字六  
年四月庚戌)外從五位上坂上忌寸老人天平寶字八年十二月乙亥大和守正四位上坂

上忌寸犬養卒右衛士大尉外從五位下大國之子也云々卒時年八十三稱德紀(天平神  
護元年十月庚辰)外從五位下坂上忌寸小老また廿七〇同二年五月甲子)從五位下坂  
上忌寸石楯桓武紀(卅九〇)延曆五年正月戊戌左京大夫從三位兼右衛士督下總守坂  
上大宿禰苅田麻呂薨苅田麻呂正四位上犬養之子也云々薨時年五十九また(四十〇  
延曆九年七月乙酉)正五位上坂上大宿禰又子卒故右京大夫從三位苅田麻呂之女也  
天皇之在儲宮也以選入生高津內親王また延曆廿三年七月丙子)從五位上坂上大宿  
禰春子女また(十三〇)大同三年正月癸巳)從五位下坂上大宿禰石津麻呂平城紀(大同  
三年五月己酉)從五位下坂上大宿禰大野また(同十一月丙申)從五位下坂上宿禰井手  
子女嵯峨紀(弘仁元年十一月戊午)從五位下坂上大宿禰眞弓また(同月己未)從五位上  
坂上大宿禰御井女弘仁二年五月丙辰大納言正三位兼右近衛大將兵部卿坂上大宿  
禰田村麻呂薨正四位上犬養之孫從三位苅田麻呂之子也其先阿智使主後漢靈帝之  
曾孫也漢祚遷魏避國帶方魯田天皇之代率部落內附云々時年五十四又從五位上坂  
上大宿禰應養萬葉集第九に坂上忌寸人長仁明紀(天長十年十一月庚午)從五位下坂  
上大宿禰河內麻呂また從五位下坂上大宿禰廣雄また(承和六年四月癸丑)正六位上  
坂上大宿禰當宗また(承和九年七月戊午)正六位下坂上大宿禰新繼また(同十年四月

己卯從五位下坂上大宿禰正野、また同十一年十一月壬寅散位從四位下勳七等坂上大宿禰鷹主(卒无傳)同紀同十三年正月己酉從五位下坂上大宿禰清河、また嘉祥二年正月癸亥從五位下坂上大宿禰定子、女、文德紀嘉祥三年八月己酉右兵衛督正四位下坂上、大宿禰清野卒、清野贈大納言正二位田村麻呂第四子也、云々時年六十二、仁明紀第五に淨野とかけり、また仁壽元年正月甲申從五位下坂上大宿禰當岑、また天安元年正月丙午從五位下坂上大宿禰岑雄、また天安二年正月庚子從五位下坂上大宿禰高道清和紀(天安二年十一月甲子)從五位下坂上大宿禰貞雄、又貞觀九年三月九日己酉前陸奥守從五位上坂上、大宿禰當道卒、當道者右京人也、祖田村麻呂云々、父廣野云々卒時五十五、云々、同紀貞觀十八年九月九日癸未前丹波守從五位上坂上、大宿禰貞守卒、貞守者右京人從四位下勳七等鷹主之子也、云々卒時年七十二、陽成紀(元慶元年七月九日)從五位下坂上、大宿禰斯文、また元慶二年四月廿二日散位從五位下坂上大宿禰好蔭、また元慶五年十一月九日癸丑從四位下行大和守坂上大宿禰瀧守卒、瀧守者右京人從四位下鷹養孫、而正六位上氏勝之子也、云々卒時年五十七、また元慶六年正月七日從五位下坂上大宿禰良助、また同七年正月七日從五位下坂上大宿禰春岑、また同四月二日正六位上坂上宿禰茂樹、光孝紀(仁和二年正月七日)從五位下坂上大

宿禰良宗などみゆ、坂上系圖を考ふるに、苅田麻呂寶龜中に陸奥鎮守將軍たりしより、其子石津麻呂陸奥介たり、弟田村麻呂征夷大將軍鎮守府將軍たり、其子大野陸奥權介たりしが、田村の子孫或は出羽權介たり、秋田城介たり、出羽守たり、鎮守將軍たるもの往々あり、大野の弟に淨野あり、其弟に正野あり、其裔攝津、豊島郡吳庭に居り、其族に庄屋村治等の氏あり、滋野は、始住陸奥國安達郡、子孫繁榮于奥州、爲郡郷豪傑、號坂上黨、其弟繼野は、陸奥、石川郡に住し、その弟繼雄は上總、武射郡に居て、武射氏となる、其弟廣雄の孫は紀伊、國生地相賀等の一族の祖となり、其弟高雄は下總國に居て、匝瑳氏となり、其弟高岡は越後に住して、沼垂二郎と呼ばたりき、淨野の曾孫古哲始て田村氏と稱し、世々田村、庄司たり、古哲十六世孫輝定、南北の際に源、顯家に屬して勤王せり、鎌倉大草子に、應永三年の春の頃、小山、若犬丸奥州へにげ下り、宮方の餘黨をかたらひ、隱居たりしか、奥州は關東の分國となりてより、代官目代數多下り、隱家もなかりしかば、奥州の住人田村、庄司清包をたのみて、古新田義宗、子息新田相州ならびに、其いとこ刑部少輔をかたらひて、大將と號し、白河邊へ打て出る間、上州武州に隱居たる宮方の末葉、悉く馳集る、此田村庄司は、征夷將軍坂上田村九陸奥守にて下向の時、我が出生地に子孫を一人殘したまひ、代々則田村の庄司と號す、北畠殿

の國司の時より、宮方にて代々關東へ不屬、自立の志ありしかば、今度の小山にも一味同心すこみえたるも此氏人なり、

檜原宿禰坂上大宿禰同祖都賀直都賀提直之後也

檜原は万葉集第十に卷向之檜原とみえ、今も大和國城上郡檜原村の地是なり、比波良と訓べし、坂上系圖所引姓氏錄曰、山木直者は檜原宿禰云々等之祖也、とみえたるによりて思ふに、都賀直孫賀提直之後也とありしをかく誤れるなるべし、氏人は桓武紀、延暦廿三年八月庚午、外從五位下檜原宿禰鑿作、仁明紀、承和六年七月癸未、從八位下檜原宿禰總通とみえしのみなり、

内藏宿禰坂上大宿禰同祖都賀直四世孫東人直之後也

内藏は職名を負るにて、和名抄に、内藏察字知乃久良乃豆加佐とあれば、字知乃久良と訓べし、されど久良とのみ云ふぞ古の意には叶ふべきなる、古事記(履仲段)に、此天皇云々、本坐難波宮之時、坐大嘗而爲豐明之時、於大御酒字良宜而大御寢也、爾其弟墨江、中王欲取天皇、以火着大殿、於是倭、漢、直之祖阿知直、盜出而乘御馬、令幸於倭、故致于多遲比野而寤、詔此間者何處、爾阿知直白墨江、中王火著大殿、故率逃於倭、云々、その亂平きて後の事を、天皇於是、以阿知直始任藏官、亦給糧地、古語拾遺に、至於後磐余

稚櫻朝三韓貢獻奕世無絶、齋藏之傍、更建内藏、分取官物、仍令阿知使主與百濟博士王仁記其出納、始更定藏部、至於長谷朝倉朝云々、更立大藏、令蘇我麻智宿禰檢校三藏、齋藏、内藏、大藏云々、是以漢氏賜姓爲内藏、大藏、令秦漢二氏爲内藏、大藏、主鑰藏部之緣也、などあるにて知るべし、天武紀に、十三年十二月己卯、倉連賜姓曰宿禰、桓武紀に、延暦四年六月癸酉、右衛士督從三位兼下總守坂上大忌寸苺田麻呂等上表言、臣等本是後漢靈帝之曾孫、阿智王之後、云々、臣苺田麻呂等云々、望請改忌寸蒙賜宿禰姓、云々、輒奉表以聞、詔許之、坂上内藏、平田大藏、文調、文部谷、民佐太、山口等忌寸、十姓一十六人賜姓宿禰、この全文は、上の坂上大宿禰の條下に引けり、嵯峨紀、弘仁三年六月戊戌、内藏忌寸帶足等、賜姓宿禰、仁明紀、天長十年十二月戊申、右京人大外記從六位上内藏忌寸秀嗣等、賜姓宿禰、秀嗣之先、出自後漢、靈帝曾孫阿智王、譽田天皇、馭寓之年、歸化者也、承和六年秋七月癸未、右京人散位從四位下内藏宿禰影子、右衛門大尉正六位上内藏宿禰高守、散位從六位上井門忌寸諸足、山口忌寸永嗣、大藏宿禰雄繼、大藏忌寸繼長、從八位下檜原宿禰總道等男女十二人、賜姓内藏朝臣、雄繼也、高守遠祖、後漢靈帝之苗裔、文德紀、齊衡三年十一月庚子朔、内匠少屬正七位下民忌寸國成、賜姓内藏朝臣、清和紀、貞觀五年九月十日己亥、河内國古市郡人木工大屬正七位上内藏朝臣乙繼、改本居貫附右

京職、といへり、細井貞雄云、内藏は職號なり、字知乃久良と訓べけれど、天武紀に倉連とかけるにて思へば、舊よりたゞ久羅とのみ訓しなるべし、さて此氏、又大藏氏を職號なりと云ふ由は、履中紀に、六年春正月辛卯、始建藏職、因定藏部、といへり、後に内藏、寮大藏、省在るもて、太古を思へば、事のさまたがへる如くなれど、然ならず、藏は漢製にならへるものなるべし、こゝなるは稻を藏するを稻城といひ、水を湛ふるを水城と云ふたぐひにて、其物にしたがひて其號ことなり、然るに倉の製は一様なり、さて其製を思ふに、垂仁紀に、八十七年春二月丁亥朔辛卯、五十瓊敷命謂妹大中姫曰、我老也、不能掌神寶、自今以後、必汝主焉、大中姫命辭曰、吾、手弱女人也、何能登天神庫耶、神庫此云保玖羅、五十瓊敷命曰、神庫雖高、我能爲神庫造梯、豈煩登庫乎、故諺曰、神之神庫、隨樹梯之、此其緣也、といへり、保久羅は秀倉の義にて、寶倉の義にはあらず、と加茂翁のいはれし、この垂仁紀のいへるにて、太古の倉の製はいごたか、りしを知るべし、今あせくらといふものは、古制にならへるものならん、さるからは高く造れり、太古の倉は、いと高かりしなへに、みな梯を造り、其用をなせしかば、夫をかよはして、古事記下卷高津宮の段に、波斯多氏能久良、波斯夜麻袁、萬葉集第七の廿七丁に、橋立倉、橋山とかけり、ともいへり、藏に内藏と云ひ、大藏と云ひ、わくるものは、其由あり、内藏は

宇都々美久羅にて、皇品を藏るなり、故外にたくふへきものなければ、直に久羅とのみいへり、大藏は諸なべて藏るを云り、大は多の義にいへるなり、各國に大藏の地號あるものは、衆と、もにものを藏たまへりしか、其地號になりて残れるなり、氏人は孝謙紀に、天平勝寶二年三月庚子、從五位下内藏、忌寸黒人、稱德紀、神護景雲三年五月丙子、外從五位下内藏、忌寸若人、桓武紀、延曆四年七月己亥、正五位下内藏、宿禰全成、廢帝紀廿二の十六右に内藏、忌寸全成とみゆ、また延曆十六年正月己酉、外從五位下内藏、宿禰賀茂、麻呂、仁明紀、承和五年十一月癸未、從四位下内藏、宿禰影子、女、また承和六年七月癸未、正六位上内藏、宿禰高守、萬葉集第十七(三十九丁)に内藏、忌寸繩麻呂、天平廿年なり、又十八の十八左に内藏、伊美吉繩麻呂とみゆ、天平感寶元年なり、などみゆ、拾芥抄に此氏を脱せり、朝臣の氏人は、陽成紀、元慶七年十一月五日、正六位上内藏朝臣有永などみえたり、同紀、元慶四年七月廿九日、右近衛内藏富繼とみえしは、部曲の氏人なるべし、

内藏首は、内藏朝臣の流なるべし、孝德紀に倉、臣小屎あり、廢帝紀に、天平寶字五年五月己卯、正五位下内藏、毘登於須美、此人を孝謙紀第十七の卅二左に倉首於須美とあり、内藏氏に首の姓あるは此人のみなり、臣とせるは首を誤りしものなるべし、字形



や、近ければなり、

山口宿禰同四世孫都黃直之後也

山口は諸國に多き地號なれば、いつれの地名を負るにや詳ならねど、也末久知と訓べし、坂上、系圖所引姓氏錄に、都賀、使主の第三子爾波伎直、山口、宿禰、云々等祖也、とみえ、桓武紀、延曆四年六月癸酉、山口、忌寸、云々等、賜姓宿禰、この文は内藏宿禰の條に引るを見合すべし、嵯峨紀、弘仁三年六月戊戌、右京人正六位上、山口、忌寸、諸足、賜姓宿禰、仁明紀、承和十四年閏三月庚辰、右京人右少史從六位下、山口、忌寸、豐道、薩摩目大初位下、山口、忌寸、奧道、散位從八位上、山口、忌寸、貞道、婦人、山口、忌寸、周子、山口、忌寸、恒子等五人、並改忌寸、賜朝臣焉、豐道等後漢靈帝曾孫阿智、王苗裔也、文德紀、天安元年正月庚申、山口、忌寸、云々、改忌寸、賜伊美吉姓、といへり、この氏人は、文武紀、四年六月甲午、進大貳山口、伊美伎大麻呂、元正紀、養老五年正月庚午、正六位上、山口、忌寸、田主、孝謙紀、天平勝寶四年正月癸卯、正七位下、山口、忌寸、人麻呂、廢帝紀、天平寶字五年十月壬子朔、從五位下、山口、忌寸、沙彌麻呂、桓武紀、延曆元年七月丁未、女孺從五位上、山口、忌寸、家足、また、十六年正月甲午、正六位上、山口、忌寸、諸上、類聚國史第五十四、天長九年九月己亥、尾張國海部郡人、山口、忌寸、目刀、自賈、仁明紀、承和九年七月戊午、正六位上、山口、宿禰、稻床、また

(嘉祥二年二月丙戌朔)直講正六位上、山口、忌寸、西成(三代實錄、貞觀五年二月、山口、伊美吉西成卒、西成者右京人也、陽成紀、元慶元年七月廿日、丁巳、左大史、山口、宿禰、岑仁、また(同三年九月四日辛卯、美濃大目從八位上、山口、忌寸、兄人、などみえ、拾芥抄、姓尸錄部に山口宿禰とあり、

平田宿禰坂上大宿禰同祖都賀直五世孫色夫直之後也

平田は、和名抄に、近江國愛智郡平田郷を負るか、比良太と訓べし、坂上系圖引所姓氏錄曰、山木直者、平田、宿禰、平田、忌寸、云々等之祖也、とあり、色夫直はこの山木四世孫にあたり、桓武紀、延曆四年六月辛丑、正六位上、平田、忌寸、杖麻呂、改忌寸、賜宿禰、姓、文德紀、天安元年正月庚申、平田、忌寸、云々等五十九氏、改忌寸、賜伊美吉、姓、とみえ、氏人は、聖武紀、天平十二年十一月甲辰、正六位上、枚田、忌寸、安麻呂、類聚國史(九十九)〇天長元年十一月丁巳、正六位上、平田、忌寸、小成、とみえ、しのみなり、拾芥抄、姓尸錄部、姓名錄抄に平田宿禰と載せり、

佐太宿禰坂上大宿禰同祖都賀直三世孫免子直之後也

佐太は、和名抄、河内國茨田郡佐田郷を負るにや、佐太と訓べし、桓武紀、延曆四年六月癸酉、佐太、忌寸、賜姓宿禰、とみえ、氏人は、文武紀、慶雲元年正月、正六位上、佐太、忌寸、老

東大寺正倉院文書山背國愛宕郡出雲郷雲上里神龜三年戶籍に佐太忌寸意由賣あり外記日記(長徳元年六月)左兵衛志佐太能近小右記寛弘二年二月廿日の條に中宮少屬佐太良親左兵衛志如元とあるは此と同人なるべし八多真人同族にて佐太忌寸と云ふがあるは異姓なりよくせずは混れぬべし

谷宿禰坂上大宿禰同祖都賀直四世孫宇志直之後也

谷は地名なるべけれどいつれの地にや考へず拾芥抄旁訓によりて多仁と訓べしまた皇極紀三年冬十一月蘇我大臣蝦蟇兒入鹿臣双起家於甘樞岡稱大臣家曰上宮門(上の字一本による)入鹿家曰谷宮門(谷此云波佐麻とあるによりて波佐麻とも訓へきか谷宮門の地名なほ考ふべし天武紀上に谷直鹽手谷直根麻呂あり此氏人ときこゆ延暦四年六月癸酉谷忌寸賜姓宿禰この氏人は桓武紀(延暦十八年正月丁巳)正七位上谷忌寸家刀自平城紀(大同三年五月乙未)從五位下谷忌寸野主などあるのみ拾芥抄姓尸錄部姓名錄抄に谷宿禰とみゆ

畝火宿禰坂上大宿禰同祖都賀直三世孫大人直之後也

畝火は神武紀に畝傍山此云宇禰摩夜摩舒明紀に于泥備郡摩神名式に大和國高市郡畝火山口神社とあるを負り宇禰備と訓べし坂上系圖所引姓氏錄都賀使主の子

志努直之第四子刀禰直是畝火宿禰之祖也とあれば大人は刀禰の子とみゆ桓武紀(延暦十年正月戊辰)正六位上畝火宿禰清永とみゆ類聚國史(第三十二)〇延暦十二年二月壬子外從五位下雲飛宿禰淨永とある即同人なり

櫻井宿禰坂上大宿禰同祖都賀直四世孫東人直之後也

櫻井は諸國に多き地名なれど和名抄に河内國河内郡櫻井(佐久良井)郷みえ神名式和泉國大島郡櫻井神社とあるこれらの内なるべし坂上系圖に都賀使主の第三男爾波伎直姓氏錄曰弟腹爾波伎是也櫻井宿禰云々之祖也とあれば爾波伎三世の孫東人なり氏は類聚符宣鈔(第九)の廿七に天曆六年明法得業生櫻井宿禰守明大間

路宿禰坂上大宿禰同祖

路は地名なるべけれど未だ考へず和名抄加賀國石川郡味知郷備後國奴可郡道部郷あれどそれにもあらざるへし姑く味知と訓べし坂上以下を一本に谷宿禰同祖とあり桓武紀(延暦六年六月辛丑)路忌寸泉麻呂改忌寸賜宿禰姓とみえしのみ氏は國史にみえず拾芥抄姓尸錄部姓名錄抄には道宿禰あり

文忌寸坂上大宿禰同祖都賀直之後也

文は、左京諸蕃文宿禰文忌寸の條に云るを合せ考ふべし、坂上系圖に、都賀使主の子爾波伎直の下に、文、山口忌寸、文、宿禰、文、忌寸、並大和、國、吉野、郡、文、忌寸、紀伊、國、伊都郡、文、忌寸等之祖也、とあり、氏人はすべて上に云へれば、此には畧けり、

今坂上系圖に引る姓氏錄によりて、本文の闕漏を此に補ふ事左の如し、

民忌寸、坂上大宿禰同祖、都賀直男、山木直之後也、

- 栗村忌寸
- 平田忌寸
- 小谷忌寸
- 民忌寸、伊勢國
- 輕忌寸
- 夏身忌寸
- 韓○忌寸
- 新家忌寸
- 門忌寸
- 蓼原忌寸

- 高田忌寸
- 國竟忌寸、陸奥新田郡
- 田井忌寸
- 狩忌寸
- 東文部忌寸
- 長尾忌寸
- 檜前直、大和國葛上郡
- 文部谷忌寸
- 文部岡忌寸
- 路忌寸
- 文山口忌寸、坂上大宿禰同祖、都賀直男、爾波伎直之後也、
- 調忌寸
- 谷忌寸
- 文宿禰
- 文忌寸、大和國吉野郡

文忌寸紀伊國伊都郡

文池邊忌寸

田部忌寸坂上大宿禰同祖都賀直孫阿素奈直之後也

黑丸直坂上大宿禰同祖都賀直孫志多直之後也

拾忌寸

倉門忌寸

吳原忌寸

斯佐直

石占忌寸

國竟忌寸

井上忌寸

石村忌寸

林忌寸

郡忌寸坂上大宿禰同祖都賀直孫阿良直之後也

榎井忌寸大和國吉野郡

河原忌寸

忍坂忌寸大和國內等國

與努忌寸

波多忌寸

長尾忌寸

荒田井忌寸坂上大宿禰同祖都賀直孫刀禰直之後也

藏垣忌寸

酒人忌寸坂上大宿禰同祖都賀直孫鳥直之後也

白石忌寸同上都賀直孫韋久佐直之後也

坂上直大和國高市郡坂上大宿禰同祖都賀直三世孫甲田直之後也贈大錦下坂上熊

毛等天淳中原瀛真人天皇諡天武十年改直賜姓連 ○按本書脫坂上直三

字今就文意補之

蚊屋宿禰坂上大宿禰同祖都賀直三世孫糠手直之後也

蚊屋忌寸

參河坂上忌寸坂上大宿禰同祖都賀直三世孫小梓直之後也

高向村主阿智王譽田天皇(諡應神)御世避本國亂率母並妻子母弟廷興德七姓漢人等歸化漢人段尖公字畠等(一云員姓)之後也

高向史

高向調使

評首

民使王首

刑部史七姓漢人季姓之後也

坂合部首七姓漢人皂郭姓之後也

佐太首

小市氏七姓漢人朱姓之後也

佐奈宜氏

檜前調使七姓漢人多姓之後也

佐波多村主(大和國宇太郡)七姓漢人皂姓之後也

長幡部

檜前村主七姓漢人高姓之後也

高向村主

西波多村主

平方村主

石村村主

飽波村主

危村村主

長野村主

俾加村主

茅沼山村主

高宮村主

大石村主

飛鳥村主

西大友村主

長田村主

錦部村主

田村村主、忍海村主、佐味村主、桑原村主、白鳥村主、額田村主、牟佐村主、甲賀村主、鞍作村主、播磨村主、漢人村主、今來村主、石寸村主、金作村主、尾張次角村主以上三十氏、譽田天皇諡應神御世阿智使主奏言臣入朝之時本鄉人民

往(往)離散今聞編在高麗百濟新等國望請遣使喚來天皇即遣使喚之大鶴鶴天皇諡仁德御世舉落隨來是其後也爾時阿智王奏建今來郡後改號高市郡而人衆巨多居地隘狹更分置諸國播磨津參河近江播磨阿波等國漢人村主是也(坂上系圖所引姓氏錄)

山田宿禰周靈王太子普之後也

山田は諸國に多き地名なれど和名抄山城國葛野郡山田郷を負りこみゆ也末多と訓べし此氏は下に山田造あり河内諸蕃に山田宿禰山田連山田造などあり始は山田史なりしが連となり宿禰となりしなり欽明紀十七年秋七月甲戌朔己卯遣蘇我大臣稻目宿禰等於備前兒島郡置屯倉以葛城山田直瑞子等爲田令田令此云陀豆歌毗といへる山田直は同氏にや持統紀に山田史御形續紀第三の廿六御方に作り萬葉十七に三方とあり廢帝紀天平寶字三年十二月壬寅外從五位下山田史白金二十卷の四十二左に銀とかけり云々等賜姓連山田史廣名等云々賜姓造稱德紀神護景雲元年九月己巳右京人正七位下山田造吉繼賜山田連光仁紀寶龜元年十一月壬戌外從五位下山田連公足等卅人賜姓宿禰仁明紀天長十年十二月戊申左京人少外記山田造古嗣賜宿禰姓この氏人は孝謙紀天平勝寶七年正月甲子從七位上山田史廣

人從五位下比賣島外從五位下山田史君足廢帝紀(天平寶字三年六月丙辰播磨大掾正六位上山田連古麻呂桓武紀(延曆十八年正月丁巳)從七位上山田連乙〇(二字缺)また(同廿四年七月壬申)伊豆國掾正六位上山田宿禰豐演(平城紀(大同元年正月癸巳)外從五位下山田造大庭また(同三年四月壬寅)外從五位下山田連弟分また(同六月壬戌)太宰少典正七位下山田造益人仁明紀(承和九年正月戊戌)无位山田宿禰近子また(同四月乙丑朔)右大史正六位上山田宿禰文雄(文德紀(天安二年六月巳酉)大學助從五位下山田連春城卒春城字連城右京人也曾祖白金爲明法博士律令之義無所不通後言法律者皆咸資准的春城年十五入學依未成人於堂後聽講晉書後嵯峨太上天皇欲令皇子源朝臣明成大業而求大學生入學者將爲同學時春城應徵與明同房閱覽諸子百家遂授丹波權守爲勉學之資俄而太上天皇崩春城失塗悲歎仁明皇帝欲令春城遂本業詔侍校書殿賜閱御書內藏寮日給其食即遙授備後權少目明年春遷備中權少目承和十二年夏對策丁科明年春拜少外記備中權少目如故帝踐祚仁壽元年大嘗會授外從五位下二年正月遙爲駿河介三年春三月自請之任傍吏百嫌其清察時部下駿河郡有自伊豆新移神名阿氣大神國司申官建新社以祭祀而禰宜祝等增以奇異之事誑誤國司庶人春城到任登時考訊糾其訛僞自此以後妖言永絕歲時祭祀而已傍吏諸人服

其聰察其年秋奉使入京明年春正月四日諸儒改判對策云尺木寸玉非无瑕節況於大才古人猶泥仍置丁第齊衡三年正月七日授從五位下拜勘解由次官同年十二月遷玄蕃頭天安二年二月寢疾病中遷任左京亮即拜大學助左京亮如故京職忿劇病不理事因罷左京亮以大學助卒時年卅九春城雖長自寒門而性甚寬裕言詞正直無所阿枉無好小藝不拘忌崇頗得儒骨也清和紀(貞觀十一年四月十三日庚子)大學大屬山田宿禰弘宗(陽成紀(元慶元年正月三日乙亥)左大史正六位上山田宿禰超宗また(同七年正月七日甲戌)大外記正六位上山田宿禰時宗(光孝紀(仁和二年八月十四日)正六位上山田宿禰方興などあり拾芥抄姓尸錄部姓名錄抄に山田連山田宿禰みえたりこの山田宿禰の族に廣野連また山田御井宿禰といふあり廣野連廣野は和名抄に美作國勝田郡廣野郷あれど決めたし孝謙紀(天平勝寶七年三月庚申)朔外從五位下山田史君足賜廣野連姓とあり山田御井宿禰は孝謙紀(天平勝寶七年正月甲子)從七位上山田史廣人從五位下比賣島女等七人賜山田御井宿禰姓また天平寶字元年八月戊寅勅故從五位下山田三井宿禰比賣島縁有阿嬭之勞哀賜宿禰之姓恩波狂激餘及傍親而聽人悖語不奏丹誠同惡相招故爲蔽匿今聞此事爲寒毛凶瘕已深理宜追責可除御母之名奪宿禰之姓依舊

從、山田史とある阿彌は、字鏡、乳母又女乃止とみえ、御母も乳母の義にて、万葉集廿に左大臣橋、卿宴于山田、御母之宅とあるは、即この比賣島女の事なり、氏人は稱徳紀、天平神護元年正月己亥、從七位下山田、御井、宿禰公足

志賀閑連、山田宿禰同祖、王安高之後也

志賀は和名抄に、近江國、滋賀郡とある地名なるへし、閑は戸ともかければ、もと山田氏より分れて、志賀に家居せる由にて志我戸といへるにやあらん、光仁紀、寶龜八年三月乙亥、外從五位下志我閑、造東人賜姓連、卅二卷廿一丁には志我戸連とありとみえ、氏人は元正紀、養老五年正月甲戌、正六位上志我閑、連阿彌陀、陀を太ともありあるのみなり、

長野連、山田宿禰同祖、忠意之後也

長野は、雄略紀に、餌香長野邑とみえて、河内國の地名なり、和名抄、河内國志紀、郡長野郷あり是なるべし、奈我奴と訓べし、氏人は廢帝紀、天平寶字三年十一月戊寅、越前員外介從五位下長野、連君足、また同五年五月己卯、公足賜爵一級、十月壬子爲丹後守とみえ、六年正月に從五位上より因幡守となれる事みえしのみにて、此氏ものにみえず、拾芥抄姓尸錄部、姓名錄抄には長野連とあり、

山田造、山田宿禰同祖、忠意之後也

上の山田宿禰の條に云り

高村宿禰、魯恭王之後、青州刺史劉琮王之後也

高村の地名いまた考へ得ず、王字一本になし、この氏も高宮と云ひしを春原と改め、また高村とせられしなり、桓武紀、延暦三年七月癸未、右少史正六位上高宮、村主田使、及眞木山等賜姓春原連とあり、この高宮は垂仁紀、天皇幸於來目、居於高宮、皇極紀、蘇我大臣蝦蟇、立已祖廟於葛城、高宮、和名抄に、大和國葛上、郡高宮、多加美也、郷とある地名を負りとみゆれば、多加美也と訓べし、東大寺正倉院文書、右京八條一坊、天平五年計帳に、高宮、村主大富貴あり、此氏人なり、同紀、延暦四年二月甲寅、正六位上春原連田使、從七位下眞木山等、改春原連、爲高村忌寸、嵯峨紀、弘仁二年閏十二月丁巳、右京人從五位上高村、忌寸田使、故從五位下高村、忌寸眞木山等、賜姓宿禰、焉とみえ、氏人は仁明紀、承和五年、正月丙寅、正六位上高村宿禰清直、また同十五年正月戊辰、外從五位下正六位上高村、宿禰武主、類聚符宣抄、天長八年十二月十七日、少外記、高村、宿禰武人、また貞觀十一年十月廿八日、大錄、高村、忠雄とみえ、拾芥抄姓尸錄部、姓名錄抄に、高村、宿禰あり、伊吉連、長安人劉家雍之後也



この氏、左京諸蕃伊吉連の條に云り、家の下一本に楊字あり、左京には劉楊雍とあり、  
常世連、燕國王公孫之後也、  
この氏も左京に云り、

臺忌寸、河内忌寸同祖、一本漢孝獻帝、男白龍王之後也、

臺は字、天奈と訓べし、和名抄に臺榭、尙書注云、土高曰臺、有屋曰榭、和名字、天奈とみえしにて、其様は知れたり、舊臺の制はこなたのものならざれば、此氏の祖の其制を奉りしから、氏に賜へるなるべし、さて、宇天奈と云ふ由は、雲梯舉なるべし、雲梯は高遠の處に登るの義、舉は物をかきあぐるにいへり、垂仁紀に、板舉此云、挖儼とあるは、以多奈の省けるなり、是をもて知れ、此氏は孝德紀に、臺直須彌、此氏に忌寸の姓を賜へる事は、國史に脱せり、思ふに、天武朝廷十四年六月乙亥朔甲子に、十一氏に賜姓曰、忌寸と、ききにぞあるべからん、夫をいかにと云ふに、持統紀に、勤大貳臺忌寸八島とみえしにて、知られ、文武紀、慶雲元年正月癸巳、從五位下臺忌寸八島ともあれば、うつなきことをや、元明紀、和銅二年九月乙卯、從五位下臺忌寸宿奈麻呂、此人を元明紀、十六右元正紀、七の十五に、少麻呂とかけり、是をもて宿禰は少兄なるを諾ふべし、この事を姓氏考にいはずれば、此にしるせり、また、養老元年九月癸卯、從五位上臺忌寸

少麻呂言、因居命氏從來恒例、是以河内忌寸因邑被氏、其類不一、請少麻呂率諸子弟、改換臺氏、蒙賜岡本姓、許之とあり、岡本氏になれるもありしなり、岡本は和名抄に、河内國交野郡岡本郷なるべし、東大寺正倉院文書、但馬國天平九年正稅帳、丹後國目正八位上臺忌寸國依、仁明紀、嘉祥二年八月甲申、右京人右衛門少志從七位上臺忌寸善氏、東寺文書、延喜廿年九月廿一日に、右大臣知家事臺果具などあり、以上姓氏考によれり、但、養老元年の條、東大寺東寺文書は、今新に補へるものなり、

清江宿禰、清江は地號とも稱號とも、またためがたし、幾與衣と訓べし、仁明紀、嘉祥二年八月甲申、右京人右衛門少志從七位上臺忌寸善氏、賜姓清江、宿禰とみゆ、氏は陽成紀、元慶三年正月七日丁酉、外從五位下清江宿禰貞直とあるのみなり、  
淨上、連も此族とおぼし、幾與加美と訓べし、稱德紀、天平神護二年冬十月丁丑、左京人從八位上臺、難乙麻呂、賜姓淨上、連とみえしのみなり、

錦織村主、韓國人波努志之後也、

錦織は和名抄に、山城國愛宕郡錦部、爾之古利郷、河内國若江郡錦部郷などある負り、爾之古利と訓べし、此に波努志を韓國人とあれど、下に引る符宣抄の文によりて、後漢の獻帝の末なる事著ければ、韓國は漢國の誤りなる事、此氏を漢人の部に收めた

るにても知るべし、雄略紀に錦部、定安那錦云々遷居于上、桃原下、桃原真神原、三所、欽明紀に錦部、首大石、欽明紀に錦織、壺之、女石、女名、曰惠善尼、推古紀に錦織、首久僧、舒明紀に錦織、首赤猪、天武紀十年四月庚戌、錦織、造小分、賜姓曰連、十二年九月丁未、錦織、造賜姓曰連、稱德紀天平神護元年十二月乙巳、河内、國錦部、郡從八位上錦部、毘登石次、正八位下錦部、毘登大島、大初位下錦部、毗登真公、錦部、毗登高麻呂等二十六人、賜姓錦部、連、仁明紀承和四年十二月癸巳、近江、國人左兵衛權少志々賀、史常繼、左衛門少志錦部、村主藥麻呂、越中少目錦部、主寸人勝云々、賜姓春良、宿禰常繼、之先後漢、獻帝、苗裔也、清和紀貞觀五年九月五日甲午、河内、國錦部、郡人木工權少屬從七位上錦部、連安宗、式部位子正七位上錦部、連三宗、麻呂等、改本居貫、附左京職、とみえ、類聚符宣抄七に、太政官符、民部省、應改姓名、左少史正六位上錦宿禰時佐、事男十三人、本貫左京三條三坊、女五人、今請三善朝臣姓、右得時佐去二月二日解備、謹檢舊記時佐之先出自漢、東海王之後、波能志、譽田、天皇御世、隨葛木、斐津彥、歸化、大鷦鷯、天皇御世、隨居地、賜名錦織、姓三善朝臣、枝葉雖異、本源是同、謹檢先例、外記官吏主計主稅之助、改姓之者、古今尤多、近則右少史高安、連佐忠、給內藏、朝臣姓、右大史川瀬、連保基、紀朝臣姓、大外記御船、宿禰傳說、菅野朝臣姓、主計、助山前、連義忠、伴宿禰姓、主稅、助錦宿禰茂明、三善朝臣、姓等是也、自餘之例

不可勝計、加以去、延喜五年十二月廿九日宣旨、備改居地、濫有申請、自今以後、外記史諸道、博士、主計、主稅、助、左右近衛將監之外、所進申文、不得執申者、時佐適以愚昧之身、幸忝所許之職、望請殊蒙官裁、因准先例、被給三善朝臣、姓、將仰奉公之貴者、左大臣宣奉勅、依請者、省宜承知、依宣行之、符致奉行、左少辨左大史貞元二年五月十日とあり、氏人は文武紀二十一右○大寶元年正月丁酉、進大參錦部、連道麻呂、聖武紀十、二左○神龜四年正月庚子、正六位上錦部、連吉美、また十四、六右○天平十三年五月丙子、越後、國、椋正七位下錦部、連男笠、廢帝紀廿三、十五右○天平寶字五年六月己卯、外從五位上錦部、連河內、光仁紀卅三、十五右○寶龜五年十一月乙巳、授文室、真人、大市之、女、无位錦部、連針魚、女、外從五位下、桓武紀卅九、廿三左○延曆七年二月辛巳、從五位下錦部、連姉繼、また、四十、廿五左○同九年三月壬戌、外從五位下錦部、連家守、また、後紀五、九左○同十五年十一月丁酉、无位錦部、連真奴、また、同、十三右○同十六年正月甲午、正六位上錦部、連春人、などあり、又錦部とのみ云ふ氏あり、文武紀慶雲四年五月癸亥、讚岐、國、那賀、郡、錦部、刀良、聖武紀、神龜元年二月壬子、從八位下錦部、安麻呂、平城紀、大同元年四月丙辰、正六位上錦部、足人、清和紀、貞觀三年十月廿八日、錦織、廣人、とみゆ、こはこの部曲の人にや詳かならず、また貞觀四年三月廿二日庚寅、從五位下錦部、淨刀自子、賜姓河上、朝臣、とも

檜前村主漢高祖男齊王肥之後也

檜前は和名抄に、大和國高市郡檜前(比乃久末郷とある負るなれば比乃久末と訓べし、齊王肥は河内諸蕃下曰佐漢高祖齊悼惠王肥之後也、とあるこれなり、

廣階連魏武皇帝男陳思王植之後也

廣階は地名なるべけれどいづれにや詳ならず、されど廣階を廣橋ともかければ比呂波之と訓べし、文德紀、齊衡二年八月辛卯、散位外從五位下上村主宮雄、右大史正六位上河原貞雄等改姓廣階、宿禰(貞雄を三代實錄七丁に廣橋宿禰とかけり、又一本に橋を階とあり、清和紀、貞觀八年閏三月十七日壬戌、左京人左少史正六位上上村主八釣前、出雲大目正七位下上村主貞成等、賜姓廣階、宿禰自言魏陳思王曹植之後也とみえ、この氏人は類聚國史九十九(弘仁八年正月丁卯正六位上廣階連眞象とあるを逸冊四(二右天長三年正月甲戌廣階宿禰眞象とみゆれば宿禰姓を賜はりしなるが、其事史にもれたり、三代實錄十八、貞觀十二年九月八日丁巳、右大史正六位上廣階宿禰八釣など云るにても知るへし、されど下文によるに、天長元年に宿禰を賜はり、さて後に高根朝臣となれり、高根氏の此族に出し事知るべし、

高根朝臣は、類聚國史九十九(六十六)に天長八年三月丙午(國史に甲子とあり、逸史に甲午に係たるは誤れり、今日本紀略による)授正五位下丹波守高根連朝臣、眞象從四位下、即日眞象卒、外從五位下虫麻呂之子也、弘仁八年叙外從五位下、九年任造酒正、十四年授從五位下、天長元年改廣階、連賜姓宿禰、三年叙從五位上、任美濃介、同年改廣階、宿禰賜姓高根、朝臣四年還任丹波介、五年轉任守、六年正五位下、八年叙從四位下、爲人恭謹、頗辨白、黑出吏之間、肅清有聞、遂以舊臣被叙從四位下、時年七十六とあり、

平松連廣階連同祖陳思王之後也

平松は地名なるべけれど未だ考へず、この氏も國史にみえず、

上村主廣階連同祖通剛王之後也

この氏は左京諸蕃上村主に云り、通剛は左京に陳思王植とあり、陳思を誤れるものなるべし、

棕人阿祖使主男武勢之後也

棕は倉また藏に同しく、人は首を毘登、また人とも云へれば、棕は氏にて人は姓なり、久良毘登と訓べし、攝津諸蕃に藏人云々阿智王之後也、とあるに引き合せて、阿祖は阿智の誤りなる事知るべし、稱德紀、神護景雲三年六月癸卯、攝津國兔原郡人正八位

下倉人水守等十八人賜大和連とみえ氏人は孝謙紀天平勝寶元年十月丙戌正七位上倉首於須美とあるを五年六月巳卯に藏毗登於須美嵯峨紀類聚國史九十九弘仁元年十一月戊午正六位上藏人根主などみえ拾芥抄姓尸録部に藏人みゆ

松野連吳王夫差之後也

松野はいつれの地にや末都奴と訓べしこの氏人國史にみえず通鑑前編に吳凶其支庶入海爲倭とみゆ彼が國にも我國に歸化れる事を聞傳へてかくは云るなるべし

八清水連唐左衛郎將王文度之後也

八清水は地名か又は清水を稱たるにもあるべし也志美都と訓べし此にあるのみにて史にみえず

楊津連八清水連同祖王文度之後也

楊津は和名抄攝津國河邊郡楊津也奈以豆郷の地を負るにもあるべし正しくは也奈伎都と訓べし廢帝紀天平寶字五年三月庚子百濟人王國鳥等五人賜姓楊津連王寶受等四人楊津造とあり百濟人と云へるは出自異なるに似たれど漢人の百濟に移り居りしかそれより歸化しけるを以てかくは云へるものなり王姓なるにて其

同祖なる事を見るべし拾芥抄姓尸録部姓名錄抄に楊津連とみゆ此氏より支れて恒世宿禰といふあり

恒世宿禰の恒世は地名とは聞えず常世などの稱號と聞ゆ仁明紀承和十一年十二月癸未左京人太政官史生從八位下楊津連弟主内登无位楊津連繼吉賜姓恒世宿禰といへり

若江造後漢靈帝苗裔奈率張安力之後也

若江は和名抄河内國若江(和加江郡)神名式に同郡若江鏡神社などある地名を負りとみゆ和加衣と訓べし氏人は桓武紀延暦廿四年六月辛亥正六位上若江造家繼外記日記(天慶元年十月十七日)右衛門府生若江善邦類聚符宣抄九(安和二年二月十六日)勅竿生若江爲範除目大成抄(長曆三年秋)讀岐少掾若江宿禰賴倫などありさて河内に若江郡あり若江鏡神社あり美濃國に各務郡ありて片縣郡に若江神社あるはこの氏に由あるべし

下村主漢光武帝七世孫慎近王之後也

この氏は左京諸蕃にいて其所にいへり  
秦忌寸太秦公宿禰同祖功滿王三世孫秦公酒之後也

秦忌寸、太秦公、宿禰同祖、王之後也、  
秦忌寸、太秦公、宿禰同祖、二本云、始皇帝十四世、孫尊義王之  
後也、

秦忌寸、始皇帝四世、孫功滿王之後也、

この氏は左京諸蕃秦忌寸の條にいへり、秦、始皇帝、また功滿王、また秦、公酒は左京太  
秦公宿禰の條にみゆ、

秦人、太秦公、宿禰同祖、秦公酒之後也、

秦は、氏は首にて姓なり、波太毘登と訓べし、孝謙紀、天平神護二年三月戊午の條に、  
難波、長柄、朝廷遣大山上安倍、小殿小謙、於伊勢國、令採朱砂、小鎌便娶秦首之女生子伊  
豫麻呂、こみえ、稱德紀、神護景雲三年五月巳丑、攝津國西成郡人外從八位下秦、神島、正  
六位上秦人廣立等九人、賜姓秦忌寸とみえ、氏は類聚國史八十七、延曆二十年九月  
甲申、秦人繼主とあるのみなり、

淨山忌寸、唐人賜緣、沉清庭之後也、

淨山は稱號にて地名にはあるべからず、諸蕃の氏に清宗、清海、淨村、清川などの類多  
し、幾與也、末と訓べし、賜緣の緣を一に縁、また錄とあれど緣に従へり、庭を一に朝と

栗栖首、文宿禰同祖、王仁之後也、

あり、淨山忌寸こ、にみえしのみ、拾芥抄姓尸錄部、姓名錄抄に淨山忌寸といへり、  
栗栖は、和名抄、大和國忍海郡栗栖郷、播磨國揖保郡栗栖(久留須郷、紀伊國牟婁郡栗栖  
郷などあるによりて久留須と訓へし、この地名の内いづれの號を負るにや詳かな  
らず、神功紀に狹々浪栗林、また神名式、河内國若江郡栗栖神社あり、王仁の後なる西  
文、首は河内國に住めれば、栗栖神社に由あるか、氏は聖武紀(天平十七年正月乙丑)  
无位栗栖史多禰女、東大寺奴婢籍帳天平勝寶二年美濃國解文に、從七位上行少目栗  
栖史大成とみえしのみなり、和泉諸蕃に栗栖直あり、同祖なり、合せ考ふべし、拾芥抄  
姓名錄抄ともに此栗栖首を脱せり、

工造、吳國人、太利須々之後也、

工は應神紀に縫工女をキヌヌヒメとあるによりて、幾奴々比と訓べし、拾芥抄にタ  
クミと訓れどかなはず、女工どもの部曲を掌る職號なり、應神紀、三十七年春二月、遣  
阿知使主都加使主、於吳令求縫工女、爰阿知使主等渡高麗國、欲達于吳、則至高麗更不  
知道路、乞知道者於高麗、高麗王乃副久禮波久禮志二人爲導者、申是得通吳、吳王於是  
與工女兄媛弟媛、吳織穴織四婦女、四十一年春二月、阿知使主等自吳至筑紫云々、既而

率三婦女以至津國及于武庫而天皇崩之不及即獻于大鸕鷀尊是女人等之後今吳衣縫蚊屋衣縫是也といへりこの吳衣縫どもを率て仕奉りしなるべし吳は漢國の號なり久禮と訓べし太利須々は山城諸蕃工造の條に田利須々とかけり細井貞雄云神別に衣縫造あり大古は女工にはあらで男の業とせしにこそあらめ其由は漢土より參來しはみな女にてことに愛られたればなり師は女に子孫の在るべき由なしと疑はれたれど上古の例にて女を家主とし夫を外とせしものあり是は女工をもて職業せしから其女にわざを傳へしなへに夫は外とされるあり疑ふべきにあらずと云へりこの事なほ考べし衣縫を大別すれば神別の衣縫と蕃別の衣縫とあるをなほ委しく云ふ時は漢衣縫部飛鳥衣縫部伊勢衣縫部(日本紀の十四卷二十四丁)大藏衣縫造(日本紀廿六の二丁)吳衣縫蚊屋衣縫(日本紀十卷の十四丁)飛鳥衣縫造

(日本紀廿一卷の十丁)などあるなり  
 田邊史出自漢王之後知摠也大泊瀨幼武天皇(諡雄略)御世  
 努賀君男百尊爲聞女産兒往賀賀家犯夜而歸於應神天皇  
 御陵邊逢騎馬人相共語話換馬而別明日看所換馬是土馬  
 也因負姓陵邊君百尊男德尊孫斯羅諡皇極御世賜河內山

下田以解文書爲田邊史

田邊は三代實錄貞觀四年十一月十一日乙亥攝津國正六位上田邊東神田邊西神并授從五位下(志)に住吉郡平野中野邑に東神の社あり南田邊村に西神の社ありといへり)とある田邊に由あるべし多奈倍と訓べし知摠は左京諸蕃和藥使主の條に吳國主照淵孫智聰とある同人なるべし訂正本に漢王之後知摠之後也とあれど本書の例になき書法なれば今は一本によりつ次に大泊瀨以下は左京皇別上毛野朝臣の譜に攙入りたるを彼を除きて此に補へるなり其は記傳に百尊か事は此上毛野君氏に關れる事には非るを此に出せるはひがことなり此は豐城入彦命の御末の内にも田邊史と云ふ氏ある故に其とまきれつるものなるべしかの伯孫は右京諸蕃田邊史は漢王之後知摠之後也とある氏にて甚異なり漢人の子孫なればこそ百尊德尊など云ふ名はありつれさて又かの豐城命の御末なる田邊氏の史かはねなることは上野氏の祖のうち韓國に渡り由縁ありし事ども彼此見えたれば然る由よりぞ出けむかくて彼漢王の後の田邊氏も此田邊氏と由縁ありし事ありしか其は知らずと云へるによれり努賀君男百尊が事は雄略紀に九年秋七月壬辰朔河内國言飛鳥戶郡人田邊史伯孫女者古市郡人書首加龍之妻也伯孫聞女産兒往賀賀

家而月夜還於蓬萊丘譽田陵下、蓬萊此云伊致寐姑逢騎赤駿者其馬特濶累而龍鷄  
 歛聲擢而鴻驚異體蓬生殊相逸發伯孫就視而心欲之乃鞭所乘聽馬齊頭并  
 轡爾乃赤駿超摠絕於埃塵驚迅於滅沒於是聽馬後而息足不可復追其乘駿者知伯孫  
 所欲仍停換馬相辭取別伯孫得駿甚歡驟而入厩解鞍秣馬眠之其明旦赤駿變爲土馬  
 伯孫心異之還竟譽田陵乃見聽馬在於土馬之間取而代置所換土馬とみえこの事を  
 日本紀竟宴歌に伯孫をはくそむとよみ田邊をたのべとよめり是によりてよむべ  
 きにや東大寺正倉院文書(天平五年右京三條三坊戶籍攝津國住吉郡田邊郷戶主正  
 七位上田邊史真立と云ふみゆ此族にやまた神名式に河内國安宿郡伯太彦神社等  
 伯太姬神社等とある伯太彦はもしくは伯孫を云へるにはあらざるか然らば伯太  
 姫はその妻などにやこゝに久しく住なれて後に子孫の人々吾皇國の風俗のま  
 に神號をたへ祭らむとして其祖先の伯孫夫婦をかく云へりしものならんぞ  
 思はるさて田邊史の本貫は河内なるか右京にもうつり住しなるべし

右第二十三卷

右京諸蕃下

起大山忌寸、蓋海原造、六十二氏、

漢 大山忌寸、高岳宿禰同祖、廣陵高穆之後也、

大山は和名抄に、武藏國男衾郡常陸國河内郡出羽國最上郡村山郡、いづれも大山郷あり、越前國大野郡大山(於保也末越中國婦負郡大山(於保也萬郷ありて何地とも思  
 決めがたし、於保也末と訓べし、桓武紀延暦二年四月戊申、右京人從八位上大石林男  
 足等、賜大山忌寸とあるのみにて國史に氏人みえず、東寺文書(建武元年若狹太良庄  
 沙汰人の内大山、正弘大山、貞重、などみえしは同族にやあらむ、拾芥抄姓尸錄部、姓名  
 錄抄に大山忌寸あり、

高向村主、魏武帝、太子文帝之後也、

高向は繼體紀に高向(高向者越前國邑名和名抄、越前國坂井郡高向、多加無古郷と云  
 へるによれりとみゆれば多加無古と訓べし、上に引る坂上系圖に、阿智王に從來れ  
 る七姓の一段尖公、是高向村主、高向、史云々等祖也とあるに合はず疑ふべし、されど  
 今の姓氏錄はもとより抄本にて誤脱きはめて多ければ、本末詳らかならぬ事もあ  
 りと知るべし、氏人は推古紀に、高向、漢人玄理、孝德紀に高向、史玄理爲國博士とみえ、  
 大化二年九月小德高向、博士黑麻呂とあるは同人にて史姓なれば村主同祖なる事

著く、玄理の黒麻呂なる事も明らかなり、孝謙紀、天平勝寶二年四月戊午朔正六位上高向村主老、東大寺正倉院文書、天平五年右京戸籍に、九條四坊戸主高向主寸人成、類聚國史九十九天長四年正月辛巳、正六位上高向史公守とみえしのみなり、

雲梯連、高向村主同祖、寶徳公之後也、

雲梯は宇奈天と訓べし、この事は既に臺忌寸の條に云ひしか如く、登高の器にて漢士の魯般といふ人の造りしを傳へしにぞあるべき、すべて梯はものに打掛て登るに云へり、雲梯はものをたよりとせで登るをいふべし、雲は組ともかよへれば組梯の義に云へりとすべし、是を宇天といはて宇奈天と云ふ由は、雲の字音の轉れるなり、海は字美なるを海原とつゞくが如く、奈は牟と親くかよへれば、宇奈天と云ふなるべし、其雲梯を造りし處を地號に負て雲梯とぞ云へるならめ、和名抄に大和國高市郡雲梯郷(宇奈天)とある是なり、このいへる事はうきたる事の如くながら氏に負へるも、地號に負へるも原始はみなかゝるさまの事の多ければ、おしあてに云へり、猶考へ思ふべきなり、此氏人はものにみえず、拾芥抄姓尸録部に、雲梯連とみゆ、雲梯造といふあり、此氏の族にや、雲梯造廢帝紀、天平寶字五年三月庚子、漢人、伯徳諸足等二人、賜姓雲梯造、とみえしの

郡首、高向村主同祖、政姓夫公(一名富等)之後也、

みにて氏人も物にみえず、拾芥抄等にも此氏なければ絶しなるべし、郡は、古へは評の字を用ひて古保利と訓り、坂上系圖に引る姓氏錄漢人七姓の一に、第一段古記云、段尖公字富等、一云員姓、是高向村主云々、評首云々等祖也とみえし、評首は即郡首にて、本文の注に富等とあるは、坂上系圖に引る姓氏錄に富等とある同人なるをもて、ますく、この書の正しきを知れ、これにて思ふに、尖公は夫公の誤りなるべし、さて思ふに、政姓は段姓を誤りたるものと聞ゆ、訂すべきなり、氏人はものにみえず、拾芥抄姓尸録部に郡首といへり、河内志に茨田郡に郡といふ地名あり、之を負へるにてもあるべし、

祝部、工造同祖、吳國人田利須々之後也、

祝部は神に仕ふる職なるか、之を波布利倍と訓べし、田利須々は上の工造にみえし、太利須々に同じ、されど此氏に祝部を負る事いかあらん、外蕃人は文籍にかしこき故に、多くは史部、藏部、また税部などにたつさはりけるか、あなれば、この祝部は税部にはあらざるかと思ひなざる、を證なければたゞ識して、後人の考をまつのみになむ、



百濟王、百濟國義慈王之後也

百濟は上の左京諸蕃百濟朝臣の條に云へり、王は姓に賜へるなれど、もと彼國の稱號もて古爾幾志と訓べし、からふみ北史又杜佑通典などに、百濟王、號於羅瑕百姓呼爲難吉支、夏言並王也と云へり、今書紀を考ふるにもコニキシ、コキシと訓を附たるは、百濟王のみにして、新羅高麗などの王には訓を附す、然れば百濟王に局れる稱にぞありけむ、と記傳に云るが如し、稱德紀に、天平神護二年六月壬子、刑部卿從三位百濟王敬福薨、其先者出自百濟國義慈王高市岡本宮、馭宇天皇、御世、義慈王遣其子豐璋王及禪廣王入侍、泊于後岡本、朝廷、義慈王兵敗降唐、其臣佐平福信尅復社稷、遠迎豐璋、紹興絕統、豐璋篡基之後、以請橫殺福信、唐兵聞之復改州柔、豐璋與我救兵拒之、救軍不利、豐璋駕船遁于高麗、禪廣困不歸國、藤原朝廷賜號曰百濟王、辛贈正廣參子百濟王昌成、每年隨父歸朝、先父而卒、飛鳥淨御原御世、贈小紫子郎處、奈良朝廷從四位下攝津亮、敬福者即其第三子也、云々、薨時年六十九といへり、(齊明紀にいつると、こゝにいへるに違ふ事なければ別にしるさず、持統紀に七年春正月乙巳、以正廣參贈百濟王善光、賜賻物とみえしは、則禪廣のことなり、)氏人は、元明紀、和銅六年四月乙卯、從四位下百

濟、王遠寶、聖武紀、天平九年秋七月己丑、散位從四位下郎廣卒、无傳、また(同年九月己亥、從三位百濟王南典、また(天平十六年二月丙辰、從四位下百濟王女天、また正五位下百濟王慈敬、正五位下百濟王全福、また(天平十九年四月丙申、從四位下百濟王孝忠、稱德紀、天平神護元年閏十月辛卯、從五位下百濟王信上、また從六位上百濟王文貞、又從五位下百濟王利善、また從五位下百濟王文鏡、また(天平神護二年五月甲子、從五位下百濟王三忠、また(神護景雲元年八月丙午、從五位下百濟王武鏡、また(神護景雲二年四月戊寅、從五位下百濟王清仁、女、光仁紀、寶龜元年十月癸丑、正五位下百濟王、明信、また寶龜四年十一月癸亥、散位從四位下百濟王元忠、无傳、また(寶龜六年正月庚戌、從五位下百濟王、玄鏡、また(寶龜六年十一月乙巳、勳六等從六位上百濟王、俊哲、また(同七年六月壬申、右京大夫從四位下百濟王、理伯、无傳、また(寶龜八年二月庚子、從五位下百濟王、仙宗、また(同十年五月己巳、從五位下百濟王、元德、また(寶龜十一年三月丙寅朔、從四位下百濟王、明信、女、また(天應元年九月丁卯、從五位下百濟王、清刀自女、(同丁丑、從五位下百濟王、英孫、桓武紀、延曆二年十月庚申、從五位下百濟王、真善、また(同三年二月辛巳、從五位下百濟王、真德、また(延曆四年五月壬戌、從五位下百濟王、元基、また(延曆五年正月戊戌、從五位下百濟王、孝德、また(同六年正月壬辰、從五位下百濟王、玄風、又(同年十月

己亥從五位下百濟，王元真從五位下百濟，王善貞從五位下百濟，王忠信從五位下百濟，王明本，また延曆九年二月甲午從五位下百濟，王鏡仁，また延曆十年正月庚午從五位下百濟，王難波姬（同七月戊子）左中辨從四位下百濟，王仁貞卒，無傳，また同十月己亥從五位下百濟，王貞孫，後紀五卷延曆十六年正月戊子從五位下百濟，王聰哲（同月庚子）從五位下百濟，王元勝，また延曆十八年九月辛亥從五位上百濟，王教德從五位下百濟，王教俊，また延曆廿三年正月庚子正五位下百濟，王教雲，嵯峨紀（弘仁元年九月甲寅從五位下百濟，王愛釜，また弘仁三年三月癸酉從五位下百濟，王教勝，國史薨卒類）○弘仁十三年十月癸卯刑部卿從四位上百濟，王教德卒，無傳○孝德（同）人なるべし，また從四位下百濟，王忠宗卒，時年六十四，無傳，續後紀承和元年十一月辛亥從五位下百濟，王奉義百濟，王慶仁，また承和三年二月己丑從五位下百濟，王永琳，また同月癸巳從五位下百濟，王慶苑從五位下百濟，王元仁（元仁是婦人也），また承和四年十二月辛卯右兵衛督從四位下百濟，王安義卒，無傳，また同十月戊午從五位下百濟，王忠誠，また同五年正月丙寅從五位上百濟，王永豐，また同六年二月庚午從五位下百濟，王永仁，また同七年十一月辛丑從四位下百濟，王敬法卒，桓武天皇之女御也，承和八年夏四月庚申從四位下百濟，王慶仲卒，慶仲者百濟氏中通用之人也云々，また同九年九月己亥散事從三

位百濟，王惠信女，無傳，また同十一年正月庚寅從五位下百濟，王善義，また同十二年正月庚寅從五位上百濟，王慶世，また嘉祥二年正月丁丑尙侍從三位百濟，王慶命薨，有勅贈從一位云々，また同三年正月丙戌從五位下百濟，王教福，文德紀（嘉祥三年五月己卯）正六位上百濟，王忠岑，また仁壽元年九月甲戌散事從四位下百濟，王貴命卒，貴命從四位下陸奥鎮守將軍兼下野守俊哲之女也，貴命委質妹麗闍於女工，嵯峨太上天皇御宇之時，引爲女御，即是二品式部卿太宰帥忠良親王之母也云々，同紀（仁壽三年正月戊戌）從五位上百濟，王永善，また齊衡元年四月丙辰從五位下百濟，王教福卒，從五位下安義之子也，また齊衡二年七月戊寅從三位百濟，王勝義薨，勝義從四位下元忠之孫，從五位下玄風之子也云々，卒時年七十六，また天安元年正月丁未從五位下百濟，王貞琳女，また同二年正月己酉從五位上百濟，王安宗卒，無傳，清和紀（貞觀元年二月十三日）從五位上百濟，王慶世，また從五位上百濟，王永仁從五位上百濟，王慶正，また同一年十一月十九日從五位下百濟，王俊聰，また同一年十一月廿日辛未從五位下百濟，王香春女，また同二年十一月十六日從五位下百濟，王貞惠，陽成紀（元慶三年十一月廿五日）從五位下百濟，王教隆なごみえたり，拾芥抄に此氏をのせず，

菅野朝臣百濟國都慕王十世孫貴首王之後也

菅野は和名抄の郷名にはみえず、大和志に、宇陀郡菅野村と云ふあり、此か須我奴と訓べし、都慕王十世孫は東國通鑑に、朱蒙子、高濫祚子、多婁子、己婁子、蓋婁子、肖古王子、仇首子、比流子、近肖古子、近仇首とある、近仇首即貴須王にあたり、其子に枕流あり、神功紀に、六十四年百濟國貴須王薨、王子枕流王立、爲王と云るにあへり、桓武紀、延暦九年七月辛巳、左中辨正五位上兼木工頭百濟王仁貞治部少輔從五位下百濟王元信、中衛少將從五位下百濟王忠信、圖書頭從五位上兼東宮學士左兵衛佐伊豫守津連眞道等上表言、眞道等本系出自百濟國貴須王、貴須王者百濟始興第十六世、十世の孫なる事上に云るが如し、然るを十六世とあるは誤れり、王也、夫百濟、太祖都慕大王者、日神降靈奄扶餘而開國、天帝授蘇地諸韓而稱王、降及近肖古王、遙慕聖化始、聘貴國、是則神功皇后攝政之年也、其後輕島豐明朝、御宇應神天皇、命上毛野、遠祖荒田別、使百濟搜聘有識者、國主貴須王恭、奉使旨、擇探宗族、遣其孫辰孫王、一名智宗王、隨使入朝、天皇嘉焉、特加寵命、以爲皇太子之師矣、於是始傳書籍、大闡儒風、文教之興、誠在於此、難波高津朝御宇仁德天皇、以辰孫王長子太阿郎王爲近侍、太阿郎子亥陽君、亥陽君子午定君、午定君生三男、長子味沙、仲子辰爾、季子麻呂、從此而別、爲三姓、各因所職、以命氏焉、葛井、船津連等即是也、逮于他田朝御宇敏達天皇、御世、高麗國遣使上烏羽之表、群臣諸史莫之

能讀、而辰爾進、取其表能、讀巧寫、詳奏表文、天皇嘉其篤學、深加賞歎、詔曰、勤乎懿哉、汝若不愛學、誰能解讀、宜從今始、近侍殿中、既而又詔、東西諸史曰、汝等雖衆、不及辰爾、斯並國史家牒、詳載其事矣、伏惟皇朝則天、布化稽古、垂風弘澤、決乎羣方、叙政覃於品彙、故能修廢繼絕、万姓仰而賴慶、正名辨物、四海歸而得宜、凡有懷生、莫不扑躍、眞道等先祖委質聖朝、年代深遠、家傳文雅之業、掌西庠之職、眞道等生逢昌運、預沐天恩、伏望改換連姓、蒙賜朝臣、於是勅、因居賜姓菅野朝臣、また桓武紀、延暦十八年三月丁巳、正四位下行左大辨兼右衛士督皇太子學士伊勢守菅野朝臣眞道等言、己等先祖葛井、船津三氏、墓地在河內、國丹比郡野中寺、以南名曰寺山、子孫相守、累世不侵、而今樵夫成市、採伐冢樹、先祖幽魂永失、所歸伏、請依舊令、禁許之、といふ事もみえたり、仁明紀、承和元年十二月乙未、諸陵少允正六位上中科宿禰直門、左少史從七位下同姓繼門等、賜姓菅野朝臣、津連之別姓也、清和紀、貞觀五年八月己巳、右京人從五位下行皇太后宮大進御船宿禰彥主、從五位下行助教兼備後權介御船宿禰佐世、內藏少屬正七位上御船宿禰氏柄、散位從七位上船連助道等男女六人、賜姓菅野朝臣、彥主等之先、出自百濟國貴須王也、六年八月辛未、右京人河內守從五位下蕃良朝臣豐持、右大史從六位下葛井連宗之、兵部少錄正六位上葛井連居都成等、賜姓菅野朝臣、本系出自百濟國人貴須也、陽成紀、元慶元年十二

月十六日壬午、右京、人從五位下行山城權介船連副使麻呂、內藏權少允正七位上津、宿禰輔主、々殿允大初位下葛井、連直臣等三人、賜姓菅野、朝臣、其先百濟國人也、などあり、この氏人は、平城紀大同三年四月己未、從五位上菅野朝臣庭主、仁明紀、天長十年四月戊寅、從五位下菅野朝臣人數、清和紀、貞觀五年五月辛巳、尙藏從三位菅野朝臣人數、薨、人數者致仕參議從三位眞道之女也、また承和三年四月戊戌、无位菅野朝臣淨子、また承和六年正月甲子、從五位下菅野朝臣永岑、また同九年正月壬寅、正六位上菅野朝臣繼門、また同十年六月戊午、散位正六位上菅野朝臣高年、國史九十九、大同三年正月丁未、正六位上菅野朝臣高世、文德紀、齊衡元年正月壬辰、正六位上菅野朝臣弟門、清和紀、貞觀元年九月癸酉、左大史正六位上菅野朝臣高松、又同二年十一月壬辰、外從五位下少尉菅野朝臣宗範、また同六年正月癸卯、從五位下行助教兼備後守菅野朝臣佐世、同元慶四年五月辛巳、從五位下行攝津菅野朝臣佐世卒、また同八年正月甲申、正六位上右大史菅野朝臣宗之、また同年正月乙酉、菅野朝臣廣子、また同年閏三月丁卯、河內守從五位下菅野朝臣豐持、又同十年正月壬寅、皇太后宮少進菅野朝臣愛甲、同十一年正月乙丑、左大史正六位上菅野朝臣良松、また同十七年正月乙巳、外從五位下菅野朝臣榮子、陽成紀、元慶三年正月丁酉、從八位下守中宮少進菅野朝臣直臣、また同三年十一

葛井宿禰菅野朝臣同祖、鹽君男味散君之後也、

月庚辰、大外記正六位上菅野朝臣惟風、正六位上內藏權少允菅野朝臣輔主、光孝紀、元慶八年五月戊子、大內記菅野朝臣惟肖、また外記日記、寛治元年十二月十三日、右少史菅野政行、日本紀畧、寛弘三年七月一日、大隅守菅野重忠、小右記、長元四年三月廿八日、陰陽師菅野親憲、東鑑、文治三年二月、周防、國在應散位菅乃朝臣成房などあり、葛井は大和國高市郡にて、持統天皇の藤原宮のありし地名を負るにやあらん、記傳に、藤原宮は萬葉一の長歌によるにも、藤井が原と云ふ地なれば、其を畧きて藤原とも云ひしなるべし、其地は香具山の西方耳成山の南方なり、書紀持統卷釋に、遷居藤原宮、私記曰、師說此地未詳、愚按氏族畧記云、藤原宮在高市郡鸞栖坂北地と云へり、香具山は十市郡なれども、此宮は其西にて高市郡の地にぞありけむ、と云へる是なり、布遲爲と訓べし、今按菅野朝臣の條に引る日本後紀の文に、丹比郡野中寺は、河内志に在丹南郡野上村とみゆ、地圖を考ふるに、野上村は野中の西南にて、藤井寺は其西北にあり、松岡山古墳圖に、葛井村は今和州葛下郡なりとみえ、其北に大和川流れ、て東葛井の東に船戸村あり、また葛井の西に、東條村國分寺廢跡あり、其西に石川と云ふ川を隔て、國府道明寺、拜志葛井寺、津戸石川以東は安宿郡にて、以西は古市郡に

屬り、と云へる地あり、船戸は船氏、葛井は葛井氏、津戸は津氏の居地と思はるれば、三氏の封域はこゝにありしを以て、船氏の墓もあるなるべし、鹽君男味散君は、上の菅野朝臣の條に引る、延暦九年眞道の奏言中に、亥陽王、子午定君生三子、長子、味沙、仲子、辰爾、季子、麻呂とみえし、午定君は、即鹽君にして、味散は即味沙にあたり、葛井氏はもと白猪史にて、味沙の弟、王辰爾の甥なる膽津に出たり、欽明紀、三十年春正月辛卯朔詔、曰、量置田部其來尙矣、年甫十餘、脫籍免課者衆、宜遣膽津、膽津者、王辰爾之甥也、檢定白猪、田部丁籍、夏四月膽津檢閱白猪、田部丁者、依詔定籍、果成田戸、私記曰、案假名本作田部之戸、天皇嘉膽津定籍之功、賜姓爲白猪史、尋拜田令爲瑞子之副、こは十六年以葛城、山田直瑞子爲田令とあるを云へり、元正紀、養老四年五月壬戌、改白猪史氏、賜葛井、連姓、とみえ、桓武紀、延暦十年正月癸酉、春宮亮正五位下葛井、連道依、主税大屬從六位下船、連今道等言、葛井、船、津等本出一祖別爲三氏、而今津、連等幸遇昌運、先賜朝臣、而道依今道等猶滯連姓、方今聖王照臨、在幽、盡燭至化、潛運、稟氣歸仁、伏請同沐天恩、共蒙改姓、詔許之、道依等八人賜姓宿禰、今道等八人因居賜宮原、宿禰とありて此に連姓を改て宿禰の姓になれり、清和紀、貞觀五年九月五日甲午、河内、國丹比、郡人左少史從六位下葛井、連宗之、兵部少錄正七位下葛井、連居都成等四人、改本居貫附右京職、同五年

十月廿一日、庚辰、河内、國丹比、郡人正六位下葛井、連居郡人、大初位下葛井、連高長等、改本居貫附右京職、この氏人は、元正紀、神龜三年正月庚子、正六位上葛井、連毛人、聖武紀、天平三年正月丙子、正六位上葛井、連廣成、また同七年九月庚辰、大史正六位下葛井、連諸會、孝謙紀、天平寶字二年七月甲戌、從七位上葛井、連惠文、廢帝紀、同四年正月丙寅、鎮守軍監正六位上葛井、連主足、また同五年十月己卯、正六位上葛井、連根主、また同七年十二月丁酉、東大寺判官正六位上葛井、連根道、稱德紀、天平神護元年二月己巳、外從五位下葛井、連河守、また同二年正月丁丑、外從五位下葛井、連道依、光仁紀、天應元年三月戊辰、從七位下葛井、連廣見、清和紀、天安二年九月十五日、大初位下葛井、連善宗、陽成紀、天慶二年十一月廿六日、從七位下葛井、連繼刀、自みえ、宿禰姓は桓武紀に、延暦十六年三月癸丑、外從五位下葛井、連宿禰松足、また同廿三年十月癸丑、紀伊介外從五位下葛井、宿禰豐繼、また同二十四年二月庚戌、典侍正五位上葛井、宿禰廣岐、平城紀、大同四年七月辛酉、散事從四位下葛井、宿禰廣致、淳和紀、天長七年九月壬辰、無位葛井、宿禰庭子、清原真人夏野の室、仁明紀、承和元年二月癸丑、正六位上葛井、宿禰石雄、類聚符宜抄八、延長八年六月、越中守葛井、宿禰清明、除目大成抄一、永久四年正月十八日、攝津少目藤井、宿禰里安などあり、葛井、宿禰より分れて、蕃良朝臣といふあり、

蕃良朝臣、續後、承和元年十月癸丑、右京人陰陽寮允正六位上葛井宿禰石雄、兵部省少錄正六位上同姓鮎川賜姓蕃良朝臣、ごみえ氏人は同紀、承和九年三月癸亥、右大史蕃良朝臣豐持、この人後に菅野朝臣となれり、文德實錄、仁壽二年四月壬子、從五位下蕃良朝臣名門子、三代實錄、貞觀四年正月七日、正六位上織部正蕃良朝臣美雄などあり、錦村主の族に、蕃良宿禰あり、文字稍似たれども別族なり、

宮原宿禰、菅野朝臣同祖、鹽君男知仁君之後也、一本云同國都慕王十世孫貴首王之後也、

宮原の地いまた考へず、葛井氏より分れたるを思ふにもしくは藤井宮のほとりに住し故に宮原と云へるにはあらざるか、宿禰を一に朝臣に作り、知を智とかけり、鹽君男知仁は菅野真道の奏言に、辰爾とある人にて、いはゆる王辰爾なり、この氏は上の葛井宿禰の條に、延暦十年正月主税大屬從六位下船連今道等が奏言によりて、今道等八人因居賜宮原宿禰とあるこれなり、氏は國史九十九、天長三年正月甲戌、正六位上宮原宿禰村繼、大間成文抄二長保三年大和少目正六位上宮原宿禰忠信などあり、拾芥抄姓尸錄部、姓名錄抄に宮原宿禰とみゆ、

津宿禰、菅野朝臣同祖、鹽君男麻呂君之後也、

津は津國對馬などの津にて船の泊る處を云へり、此氏の同族に船史もあれば其由縁にて津を掌る官號を氏に負り、其本貫河内國なるもて考ふるに、神名式、河内國丹比郡大津神社三座(釜鞆)は決めて船また葛井、また津などの氏人の祖神なるべく思はる、なり、津は都と訓べし、宿禰を一に朝臣とあり、麻呂君は上の菅野朝臣真道の奏言に、午定君の第三子麻呂といへるこれなり、麻を一に蕃、また番に作る、蕃呂にても番呂にても皆通へるなり、敏達紀、二年冬十月戊戌、詔、船史王辰爾、弟牛賜姓爲津史、とある牛、即麻呂にあたり、麻呂の一名を牛と云へりしなるべし、廢帝紀、天平寶字二年八月丙寅、外從五位下津史秋主等卅四人言、船葛井津本是一祖別爲三氏、其二氏者蒙連姓、訖唯秋主等未嘗改姓、請改史字、於是賜姓津連、桓武紀、延暦十年正月癸酉、對馬守正六位上津連吉道等十人、賜宿禰などみえ氏人は元正紀、養老六年五月己卯、式部大錄正七位下津史生沼麻呂、生沼を一に主治に作る、聖武紀、天平十八年四月癸卯、正六位上津史馬人、桓武紀、延暦廿三年正月己亥、外從五位下津宿禰源國史九十九、弘仁十四年正月癸酉、正六位上津宿禰梶吉、仁明紀、承和十二年正月甲寅、正六位上津宿禰良友、陽成紀、元慶元年十二月十六日、內藏權少允正七位上津宿禰輔主などみえ拾芥抄姓尸錄部、姓名錄抄に津宿禰とあり、

中<sup>ナカ</sup>科<sup>カ</sup>宿<sup>ヤク</sup>禰<sup>ネ</sup>菅<sup>カガ</sup>野<sup>ノ</sup>朝<sup>アサ</sup>臣<sup>ミコ</sup>同<sup>トウ</sup>祖<sup>ソ</sup>鹽<sup>シホ</sup>君<sup>ミコ</sup>孫<sup>ミコ</sup>宇<sup>ウ</sup>志<sup>シ</sup>之後<sup>ノチ</sup>也<sup>ナリ</sup>

中科は奈加志那にて地名なるべけれど未だ考へず鹽君孫宇志は津宿禰の條にみえし王辰爾の弟なる牛と同人なるべきに孫とあるはいかゞ孫は男の誤なるべし桓武紀延暦十年正月癸酉少外記津連巨津雄等兄弟姉妹七人因居賜中科宿禰とみえ氏人は桓武紀延暦廿三年十月辛亥和泉守外從五位下中科宿禰雄庭類聚國史九十九弘仁八年正月丁卯從五位下中科朝臣善雄とある朝臣は宿禰の誤なるべし仁明紀承和元年十二月辛丑諸陵少允正六位上中科宿禰直門左少史從七位下同姓繼門などあり拾芥抄姓尸錄部姓名錄抄に中科宿禰とみえたり

船<sup>フナ</sup>連<sup>ノリ</sup>菅<sup>カガ</sup>野<sup>ノ</sup>朝<sup>アサ</sup>臣<sup>ミコ</sup>同<sup>トウ</sup>祖<sup>ソ</sup>太<sup>タ</sup>阿<sup>ア</sup>郎<sup>ラウ</sup>王<sup>ノ</sup>三<sup>サイ</sup>世<sup>セ</sup>孫<sup>ミコ</sup>智<sup>チ</sup>仁<sup>ニ</sup>君<sup>ミコ</sup>之後<sup>ノチ</sup>也<sup>ナリ</sup>

船連はもと船賦を掌る官名を負る氏なり和名鈔に船和名布禰とあるによりて訓べし太阿郎王は貴須王の孫辰孫王の子なる事菅野朝臣の條に引る表文にみえたり三世の孫は太阿郎王の子亥陽君その子午定君その子辰爾にて辰爾は日本紀に王辰爾姓氏錄に智仁君また船氏の墓誌に王智仁とみえたる是なり智仁の子に那沛故首その子に王後首ありさて船氏は欽明紀十四年秋七月蘇我大臣稻目宿禰奉勅遣王辰爾數錄船賦即以王辰爾爲船長因賜姓爲船史今船連之先也とある王辰爾

は智仁同人にて其子那沛故首その子王後首は推古紀に十六年六月壬寅朔丙辰客等泊于難波津唐使斐世清が事なり云々於是云々船史王乎乎を今本に平とあるは誤れり今墓誌により訂せり爲掌客とみえ舒明天皇の朝に王後は大仁の位に進み舒明天皇の十三年に死たり其は河内國安宿郡松岡山の邱陵崩れし所より出たる銅牌に船史王後首墓誌ありこは船氏の塋域にして邱陵は王後の墓なり銅牌長九寸七分潤二寸二分厚五厘許重五十五錢面背に文を鐫る今傳へて古市郡古市村の西琳寺にあり文に云々惟船氏故王後首者是船氏中祖中祖とは大祖なる辰孫王に對へて云へる文詞なり王智仁首兒那沛故首之子也生於乎婆陀宮治天下天皇之世敏達天皇は譯語田幸玉宮にませり奉仕於等由羅宮治天下天皇之朝(推古天皇は豐浦宮にませり於阿須迦宮治天下之朝天皇舒明天皇は飛鳥岡本宮にませり)照見知其才異仕有功勳勅賜官位大仁品爲第三(日本紀に推古天皇十一年十二月に初て冠位を定む大仁はその第三位なり)殞亡於阿須迦天皇之末歲次辛丑十二月三日庚寅(舒明天皇の十三年は辛丑の歲次にて其十月十六日に天皇崩たまへり故に末歲といへり)故戊辰年十二月殯葬於松岡山(其死せる時より三年を経て皇極天皇甲辰年に殯葬せるを戊辰と誤りしなるべし)其婦安理刀能刀自同墓安

理故能刀自は王後の妻の名なり其大兄刀羅古首之墓並作墓也藤原貞幹云大兄  
 刀羅古は辰孫王の子太阿郎王なり刀羅古太阿郎俗音近し太阿郎王の墓は申位に  
 あり王後の墓は寅位にあり故に並作るとは云へるなりといへり推古紀に船史龍  
 あり天武紀十二年十月己未船史賜姓曰連清和紀貞觀九年十一月廿日乙卯河内國  
 丹比郡人外從五位下行直講船連副使麻呂改本居隸右京職とみえ氏人は文武紀四  
 年三月己未道照和尚物化云々和尚河内國丹比郡人也俗姓船連又惠釋少錦下また  
 (同年八月乙丑授正廣參因幡守勤大壹船連秦勝封三十戸褒善政也元明紀和銅七年  
 正月に甚勝とあり)また大寶三年二月丙申船首佐伯元正紀(養老五年正月庚午)正六  
 位上船連大魚聖武紀(天平三年正月丙子)正六位上船連藥また(同十八年四月癸卯)正  
 六位上船連吉麻呂孝謙紀(天平勝寶六年十一月辛未)大學學問生无位船連夫子廢帝  
 紀(天平寶字六年正月癸未)正六位上船連小根(八年正月に男根とあり)また(同八年九  
 月丁未)正六位上船連腰佩稱德紀(神護景雲元年正月己巳)正六位上船連庭足光仁紀  
 (寶龜元年四月乙未)正六位上船連淨足東人融麻呂三人族中長老卒奉歌垣並授外從  
 五位下以東人為攝津大進又(寶龜十年正月甲子)正六位上船連住麻呂また(天應元年  
 四月癸卯)正六位上船連田口また(同三年正月己卯)正六位上船連稻船桓武紀(延曆廿

四年八月癸卯)從六位下船連志賀嵯峨紀(弘仁五年二月丙午)少内記船連湊守淳和紀  
 (天長四年四月辛卯)正六位上船連乙山清和紀(貞觀五年九月己巳)右京人散位從七位  
 上船連助道また河内國丹比郡人左兵衛權大志正七位上船連貞直また(同年八月丁  
 卯)直講從七位下船連副使麻呂陽成紀(元慶五年四月乙巳)民部史生大初位下船連福  
 雄(外記日記(天慶四年九月)左少史船實平(同五年五月廿日)左少史厨船濟江(正曆元年  
 十月五日)史生船隆範また(治曆四年十一月二十八日)陪膳采女船朝臣滋子などあり  
 拾芥抄姓尸錄部姓名錄抄に船宿禰とみゆ船氏より別れて御船氏といふあり  
 御船宿禰は清和紀貞觀五年八月己巳河内國丹比郡人左兵衛權大志正七位上船連  
 貞直賜姓御船宿禰とみえ氏人はこの同時に御船宿禰彦主類聚符宣抄に天曆十一  
 年四月大外記御船宿禰傳説(外記日記(長德五年五月)主計大允御船昌光また(寛和二  
 年正月)右大史御船以孝などあり

三善宿禰百濟國速古大王之後也

三善は和名抄備後國三次(美與之郡)阿波國三好(三與之郡)に由あるか未だ考へず美  
 與之と訓べしこの氏人は平城紀(大同二年六月乙亥)從五位下三善宿禰姉繼嵯峨紀  
 (弘仁元年十一月己未)无位三善宿禰弟姊仁明紀(承和十二年八月丙子)正六位上三善



宿禰氏吉清和紀(貞觀二年十一月十六日)左大史正六位上三善宿禰清江光孝紀(仁和二年正月七日)少內記三善宿禰清行とあり此清行は文學を以て世に顯はれ後に朝臣の姓を賜へる事難言奉和公卿補任にみゆ類聚符宣抄貞元二年五月十日の官符に應改姓名左少史正六位上錦宿禰時佐事男十三人(本貫左京三條三坊廿五人今請三善朝臣姓右得時佐去二月二日解備謹檢舊記時佐之先出自漢東海王之後波能志譽田天皇御世隨葛木斐津彥歸化大鷦鷯天皇御世隨居地賜名錦織姓三善朝臣枝葉雖異本源是同謹檢先例外記官史主計主稅之助改姓之者古今尤多近則右少史高安連佐忠給內藏朝臣姓右大史川瀬連保基紀朝臣姓大外記御船宿禰傳說菅野朝臣姓主計助山前連義忠伴宿禰姓主稅助錦宿禰茂明三善朝臣姓等是也自余之例不可勝計加以去延喜五年十二月廿九日宣旨備改居姓濫有申請自今以後外記史諸道博士主計主稅助左右近衛將監之外所進申文不得執申者時佐適以愚昧之身幸忝所許之職望請殊蒙官裁因准先例被給三善朝臣姓將仰奉公之貴者左大臣宣奉勅依請者省宜承知依宣行之符致奉行とあり今按に三善氏は百濟速古王の後にして漢東海王の後なる波能志とは出自もとより異なるを時佐が言に波能志より出るといひながら三善朝臣と同宗といへるは違へりこは錦部氏に村主姓と連姓とあり連姓は

三善と同族にして村主姓は後漢獻帝の後なるを混同にしたるより誤れるものなり思ひまがふべきにあらず三善清行の後三善康信あり源賴朝に従て軍政を贊け問注所執事となり子孫世々樞要の地に居り鎌倉に顯榮なり其族に町野矢野太田飯尾一宮布施等の氏々あり關東評定傳を考ふるに町野は康信の子町野加賀守康俊に出て太田は太田民部大夫康連に出て矢野は行倫の子矢野外記大夫倫重に出たりとおぼしく布施飯尾は布施系圖に清行の子僧淨藏に出て一宮は太平記笠置軍の條に一宮善民部大輔とみえ參考本に按一宮姓三善故稱善とみえたり今據關東評定傳所作系圖如左

康信

康俊 町野

康連 太田民部大夫

康持

康宗

政康

康有

行倫

倫重 矢野外記大夫

倫長

兄弟順序不詳

鴈高宿禰百濟國貴首王之後也

鴈高は万葉集第六に、鴈高乃高圓山乎高彌鴨出來月乃遲將光、また第七に、丈夫之弓上振起、借高之野邊、副清照月夜可聞、とあり、鴈高又借高同地名にて其名を負るにやあらむ、加流多加と訓べし、桓武紀、延暦四年五月戊戌、右京人從五位下昆解宿禰沙彌麻呂、改本姓賜鴈高宿禰、光仁紀、卅五ノ八に、沙彌麻呂を佐美麻呂ともかけり、とみえ、氏は、桓武紀に、延暦十八年正月丁巳、外從五位下鴈高朝臣笠繼、朝臣を賜へるは殊恩を蒙れる事のありしにや、嵯峨紀、弘仁元年九月壬戌、外從五位下鴈高宿禰氏成、清和紀、貞觀十二年五月十九日、從八位下鴈高宿禰松雄などみえたり、拾芥抄、姓尸録部、姓名錄抄に、鴈高宿禰といへり、狩高造といふもあれど異姓也、昆解宿禰は鴈高氏と同祖なり、光仁紀、寶龜六年八月戊辰、從五位下昆解沙彌麻呂賜姓宿禰とみゆ、昆解は百濟國の氏なるべし、古牟宜と訓べし、姓氏錄、拾芥抄に、此氏を脱せり、廣野宿禰はこの氏より出しなるべし、廣野宿禰、仁明紀、右京人丹波權大目昆解宮繼、同姓河繼等、賜姓廣野宿禰、百濟國人、夫子之後也、とみえしのみ、姓氏錄にもせられず、氏は、稱徳紀に、神護景雲二年十月

安勅連百濟國魯王之後也

丁卯、外從五位下昆解宮成とみえしのみなり、安勅は此氏の祖先、百濟の阿直岐と云へる人の名を負へりしなり、阿知岐と訓べし、古事記、應神段に、亦百濟國主照古王、以牡馬壹疋、牝馬壹疋、付阿知吉師、以貢上、此阿知吉師者、阿直史等之祖、應神紀、十五年秋八月壬戌朔、丁卯、百濟王遣阿知岐貢良馬二匹、即養於輕坂上厩、云々、其阿直岐者、阿直岐史之始祖也、天武紀、十二年冬十月己未、阿直史、賜姓曰連とあり、阿知吉師は書紀に、阿直岐とあり、子孫氏を阿直史と云などに依るに、正しくは阿知伎吉師なるを、同音の重なる故に、一つ省きて云ひならへるなるべし、と本居氏云へり、阿直を安勅の文字にせられしは、いつの時にやありけむ私にあらたむべきにあらねば、勅を承りしことありけるが、脱しものなるべし、又按ふに、音の近く通ふまゝに、何れにてもありしなるべし、此氏は、元明紀、和銅五年九月庚午、阿直連、連敬、東大寺正倉院文書第五、天平寶字四年六月、佛工安勅、島足仁明紀、承和元年九月壬申、阿直史、福吉、同祖核公などみえしのみなり、拾芥抄、姓尸録部、姓名錄抄に、安勅連とかけり、此氏の分れて清根宿禰あり、清根宿禰の清根は、地名とは思はれず、清き氏姓、氏姓を根加婆禰とも云へり、の義に

これるにてもあるべし仁明紀承和元年九月壬申勘解由主典阿直史福吉散位同姓核公等三人賜姓清根宿禰核公之先百濟國人也とみゆ桓武紀延曆十八年正月甲戌鼓吹權大令史正六位上清根忌寸松山とあるは此氏人によ清和紀貞觀二年十一月十六日外從五位下清根宿禰吉繼といふもみゆ安勅氏連姓賜へる後にも猶史の姓なるもありしなりされと姓氏錄拾芥抄に脱たり和名抄に安藝國沼田郡安直安知伎とみえしはこの氏人の居れるによりて地名となれるならんか

城篠連百濟國人達率支母末惠遠之後也

城篠は地名なるべけれどものに見えず幾志乃など訓てあるべし稱徳紀天平神護二年三月壬申母末吉足等五人賜姓城篠連とみえしのみなり吉足と惠遠と文字いとよく似たり同人なるべし一誤あらん拾芥抄姓尸録部に城篠連といへり

市往公百濟國明王之後也

市往は兵部式に薩摩國市來驛とみえし同地にや伊知伎と訓べし聖武紀天平十九年十月辛亥正七位上市往泉麻呂賜岡連姓とみえしは此部曲の氏人なるかも同祖より出てその部曲なりしなり拾芥抄姓尸録部に市往公とみえたり

岡連市往公同祖曰圖王男安貴之後也

岡は地名か又は地形をもて負へるか詳らかならず聖武紀天平十九年十月辛亥正六位上市往泉麻呂賜岡連姓とみえしのみ拾芥抄姓尸録部に岡連といへり

百濟公百濟國鬼室集斯之後也因鬼神感和之義命氏謂鬼室廢帝天平寶字五年改賜百濟公姓

百濟氏の事は左京諸蕃百濟朝臣の條に云へり公姓も左京にあり公の下本文に脱文あり例によるに百濟國鬼室集斯之後也などあるべき處なれば今は假に補へり此氏はもと鬼室といへり鬼室は齊明紀六年九月己亥朔癸卯百濟遣達率沙彌覺從等來奏曰今年七月新羅恃力作勢不親於隣引構唐人傾覆百濟君臣摠俘畧无唯類於是西部恩率鬼室福信赫然發憤據任財岐山達率餘自信據中部久麻怒利城各營一所誘聚散卒兵盡前役故以倍戰新羅軍破百濟奪其兵既而百濟兵翻銳唐兵不敢入福信等遂鳩集同國共保王城國人尊曰佐平福信佐平自進唯福信起神武之權興既亡之國冬十月百濟佐平鬼室福信遣佐平貴智等來獻唐俘一百餘人今美濃國不破片縣二郡唐人等也又乞師請救並乞王子余豐璋曰唐人率我發賊來蕩搖我疆場覆我社稷俘我君臣而百濟國遙賴天皇護念更鳩集以成邦方今謹願迎百濟國遣侍天朝王子豐璋將爲國主云々詔曰云々百濟國窮來歸我以本邦喪亂靡依靡告云云遠來表啓志有難奪

可分命將軍百道俱前、雲會雷動、俱集沙嶽、翦其鯨鯢、紆彼例懸、宜有司具爲與之以禮、發遣云々、(この文明らかならざれども、福信等の請によりて、豐璋を發遣するに禮を以てせる由なり)或本云、天皇立豐璋爲王、立塞上爲輔、而以禮發遣焉、とあるも、て知るべし、十二月丁卯朔庚寅、天皇幸于難波宮、天皇方隨福信所乞之意、思幸筑紫、將遣救軍、而初幸斯備、諸軍器、七年春正月丁酉朔壬寅、御船西征、始就于海路云々、夏四月百濟福信遣使上表、乞迎其王子、紮解、秋七月、天皇崩于朝倉宮、天智紀、七年七月丁巳崩、(の下)皇太子素服稱制、是月蘇將軍與突厥王子契必加力等、水陸二路、至于高麗城下、皇太子遷居于長津宮、猶聽水表之軍政云々、九月、皇太子御長津宮、以織冠授於百濟王子豐璋、復以多臣蔣敷之妹妻之焉、乃遣大山下狹井、連檳榔云々、率軍士五千餘、衛送於本郷、於是豐璋入國之時、福信迎來、稽首奉國、朝政皆悉委焉、元年春正月、賜百濟佐平鬼室福信矢十萬隻、絲五百斤、綿一千斤、布一千端、韋一千張、稻種三千斛、五月、大將軍大錦中阿曇比羅夫連等、率船師一百七十艘、送豐璋等百濟國、宜勅以豐璋等使繼其位、又予金策於福信、而撫其背、褒賜爵祿、于時豐璋等與福信稽首受勅、衆爲流涕、冬十二月、百濟王豐璋、其臣佐平福信等與狹井連檳榔、朴市、田來津、議曰、此州柔者、遠隔田畝、地磽确、非豐桑之地、是拒戰之場、此焉久處、民可飢饉、今可遷於避城云々、於是朴市、田來津進而諫曰、避城與敵

所在之間、一夜可行、相近茲甚、若有不虞、其悔難及者矣、云々、遂不聽諫、而都避城、二年春二月、新羅人燒燔百濟南畔四州、并取安德等要害地、於是避城去、賊近、故勢不能居、乃還居於州柔、如田來津之所計、是月、佐平福信上送唐俘續守言等、夏五月、犬上君馳告、兵事於高麗、而還見、紮解於石城、紮解仍語福信之罪、六月、前將軍上毛野君稚子等、取新羅沙鼻岐奴國二城、百濟王豐璋、嫌福信有謀反心、以革穿掌而縛、時難自決、不知所爲、乃問諸臣曰、福信之罪、既如此焉、可斬不、於是達率德執得曰、此惡逆人、不合放捨、福信即垂於執、得曰、腐狗癡奴、王勸建兒、斬而隨首、かくの如く、百濟王は、其忠臣なる福信を殺したるにより、新羅に侵されて大敗をされりしなり、八月云々、是時、百濟王豐璋、與數人乘船逃去、高麗、九月、百濟州柔城始降於唐、云々、甲戌、日本船師及佐平余自信、達率木素貴子谷那智、禮福留并國民等、至於氏禮城、明日發船、始向日本、四年春二月、勅授百濟國官位階級、仍以佐平福信之功、授鬼室集斯、小錦下、復以百濟百姓男女四百餘人、居于近江國神前郡、天智紀に、八年、以佐平余自信、佐平鬼室集斯等男女七百餘人、遷居近江國蒲生郡、十年春正月云々、以小錦下授鬼室集斯、學職頭、以大山下授達率云々、鬼室集信、解藥などあるを思ふに、集斯にその故國の鬼室姓は、鬼神威和の義によりて名けし由を聞し、召て、天智の御世に、其氏を賜ひしなるべし、故本文の闕文を補へり、因みに伴

信友が鬼室集斯墓碑考を記して參考に備へむとす、其文に、或人云、近き年頃、近江の日野の近きわたりに、朱鳥三年戊子と書たる鬼室集斯の墓碑、顯はれたりと聞およべり、その考に、朱鳥は天武天皇の御世の末年に建られたる年號なるを、なほ持統天皇の御世かけて用ひられたりといはれつる、又ひとつこの證ともなるべきにやと云へるにつけて、その近江わたりに由縁ある人々かれこれにたよりて尋ねあわするに、まづその墓碑銘を措りたるを、其わたりに西生懷忠といふ人のその碑見顯はしたる由記せる詩序、また考説二通の寫を得たり、さてその墓碑石、堅さまに八角に削造りて、正面とその左右の面に銘ありといへるが、石泐損ねて字畫鮮ならざれど、字體を考へて讀得たるどころ左にしるすが如し、

右 庶孫美成造

正面 鬼室集斯墓

左 朱鳥二年十一月八日殂

懷忠が誌序考説に云、祭鬼室集斯墓、詩并序、百濟學士之投化于我、而任用也、前有和爾吉師、後鬼室集斯、而吉師之於河内也、盡知焉、唯集斯之在淡海、絕無識者、人之遇否、物之顯晦、雖命也乎、亦可慨嘆而已、集斯墓、碣見在于奥津保小野村、石泐字湮、異説紛々、村井

古巖嘗觀其存繫牲之形、以爲儒士之禍焉、而碣面僅見田一之字、畫而不可識、其爲誰也、一日余與菅祖白、奥村菅麻呂等展掃、方讀得朱鳥之字、因致之、國史或疑田一其爲鬼室之殘畫、近我君侯將修郡志、召余語及于此、迎碣于公館、摩措數次、始見鬼室集斯墓、五字歷々然、於是自信意量不謬、今建諸本處、奠以酒脯、且賦一絕、以代祭文、歸化蕃人、迹自明、碑苔剝去、捧瓶罌、曲現有識、當怡悅、翰苑更稱千載名、文化三年丙寅二月二十九日、西生懷忠敬白再拜、

小錦、下學職、頭百濟、鬼室集斯、墓在近江國蒲生郡奥津保小野村、

日本書紀云、天智天皇四年、授鬼室集斯小錦下、八年、以佐平餘自信、佐平鬼室集斯等男女七百餘人、遷近江國蒲生郡、十年、鬼室集斯注學職、頭是也、碣高一尺六寸、面々上二寸七分、下三寸二分、項正中隆起、自上下五寸許、存結縛之痕、蓋表繫牲之形、云、石泐、文字不鮮、唯秋日曠映、時視隱然、見數字、余暇日、與二三子展掃、摩措數次、始能得讀焉、而碣中有朱鳥三年字、朱鳥无三年、即持統天皇二年也、按史、朱鳥元年、天武天皇崩、皇后稱制、明年爲稱制元年、四年、皇后即天皇位、是爲持統天皇元年也、然則其稱制之間、爲朱鳥也、必矣、愚管抄、皇代略記亦云、天武天皇崩、後七年、猶存朱鳥號、併記以備考、

集斯、墓者在小野村西明王寺林、多認爲人魚塚、人魚塚者、別在村東聖德谷間、兒童擲石

藤原太子傳曰、人魚者是爲國禍蓋據此、文化三年丙寅春二月、西生懷忠、懷忠この墓  
碑銘を措りてその上に件の詩序を書き、下に考説を書きたるを一幅の掛物として、  
小野村の長に與へ置りとぞ、(寛云原書此に注文あるを今は省けり)○おのれ又さら  
に尋あはするに、小野村は(小野を古乃と唱ふ)蒲生郡日野より良の方一里ばかりに  
あり、丹後の宮津の君の併せ領す處なり、その村の西宮と稱ふ祠の(不動ともいふ、其  
由は下にいふべし)境内林中茂草の中に此碑の埋れたるがごとくにて在りしを、懷  
忠か尋て顯はしたるなり、さてその西宮の祭神は、百濟人鬼室集斯なり、古は封戸一  
畑ありしと云ひ傳へて、今に封戸屋敷といふ處の名のみ存れり、正長二年乙酉八月  
廿四日尺一道人名荻榮菅原氏、廣橋在豐、叔父、不動明王を本地佛として祭始たる故、  
今なべては不動といへど、集斯を祭れる事は村民の記にのこり、かつくも云ひ  
傳へたり、毎年十一月八日をもて例祭の日とす、また此村に室徒株と稱ふ農民十七  
家ありて、西宮祠の事に預り、毎年に代るく、神主となりて神事を行ふ、これ往古よ  
りの例なり、さて其西宮の境内に尋常の石燈籠一基あり、奉寄進室徒中、元祿四辛未  
年五月吉日と彫りたるがあり、その室徒これなり、また近郷に美成を氏に稱ふ農民  
あり、又この村の石子山に火燒、岨といふ處あり、こはいにしへ百濟人大舞を燒て妙

見菩薩に獻りし跡なりと云傳ふとぞ、此ほかの事は懷忠か文ごもに記せるが如し、  
(寛云この次に、信友今按に云々として鬼室集斯の事の書紀にみえたるを擧て云へる  
ことあれど、おほかたは上に引きたる故、こゝには省けるなり)○朱鳥三年戊子は、書  
紀の年紀までは持統天皇の二年戊子に當りて年號はあらず、この墓碑に記せるは、  
前の天武天皇の御世の終の年を朱鳥元年と建たまへるを、その年號も年次も改め  
すして、なほ持統天皇の御世かけて用ひたまへる當時のまゝに記せるなり、○十一  
月八日、西宮の祭事を今も室徒株十七家の者年番に神主となりて、毎年十一月  
八日に行ふは、この集斯が殞りし月日にもものせるなり、殞は字書に殞とも作て、死也  
と云へり、(集斯か事の見えたる天智紀の四年より、この朱鳥三年まで二十四年、懷忠  
がかの掛物に添て、墓碑銘を目安く書て與へたるには、殞を殞とかきたりとぞ、殞も  
字書に歿也といへり、正目に刻字の趣を見れば、然か見ゆるにや、何れにも死の義な  
る事決し、○庶孫美成造、庶孫にて墓を造れるは、集斯が嫡子庶子は既に死て、庶孫  
の美成が世嗣にて在りしなるべし、(美成が鬼室姓を書ざるは、墓誌に鬼室集斯と書  
て、己を庶孫と書たれば省けるなるべし、さて上に擧たる鬼室集信、もしくは集斯が  
庶子にて、美成は其れが子にてもやありけむ)さて西宮の祭事に預る室徒株十七家

は、鬼室氏の徒の由にて、どもに集斯が族徒なる故に然稱び來りて、祭事に預れるなるべし、(株とは俗に家筋家柄などに通はし云ふ稱なり)西宮なる元祿の石燈籠に、室徒中と書りといふこれなり、又小野村の近きわたりに、美成氏の人ありといへるは、美成が裔なるべし、(こは西宮の祭事には預らざるか尋ぬべし、但し農民などには居所を別にして、世を経るほどには昔の故ある事にも預らざる事となりゆけるも、まゝあることなり)○また因みに聞く、蒲生郡日野より東の方三里ばかりの山中に、古びたる石碑あり、正面に鬼室王女、その下に施主國房敬白、右の旁に朱鳥三年戊子三月十七日と彫りたるが、ありとぞ、(この碑苔むして文字見えがたかりしを、前に日野の大蓮寺の住僧がとかくはからひて讀たる趣なりとぞ、今推考ふるに、こは鬼室集斯が女のありしが、これも同じ朱鳥三年戊子三月十七日父に先だちて死たるを、此處に葬りたる傳へのありけるを、國房もかの美成氏か室徒株の人にて、志をいたして其碑を建たるなるべし、鬼室王といへるは、集斯が事を人の私にあがめ呼へる唱へなりしなるべし、さて此碑建たる年頃は、施主と書き、また國房といふ名のさまなごを思ふに、いと古きものとは思はれず、此碑の在るわたり、伊勢の國境にて、鈴鹿山に續きて鬼神の住たるといふ、又三重、岩屋鬼神瀧などいふ處ありて、いにしへ鬼神

の住たる山なりと里人の云ひ傳ふとぞ、鈴鹿山に山賊の多かりし事、中昔の書どもにこれかれ見え、又鬼神の住て暴行たりし由を世に語り傳ふるも、上に云へる天智天皇の御世に、二郡に居住たまひし、許多の百濟人の裔ごもの中の悪者ごもが鼻帥となりて黨を集め、山中を巢居として鬼室氏を鬼神の如く言舉して、其わたりにて暴行たりしにもやありけむ、云々といへり、此氏は、東大寺正倉院文書の天平の寫經生に、鬼室小東人、鬼室石次などいふ人あり、

**百濟伎、百濟國都慕王孫德佐王之後也、**

百濟伎は久多羅乃氏毘登と訓べし、伎は手人にて、手人は諸の物作る工を云ふ稱なり、(今俗に職人と云物なり)書紀雄略卷に、吉備臣弟君還自百濟、獻漢手人部、衣縫部、突人部、また百濟所獻手末才伎、また西漢手伎、また百濟所獻今來才伎、仁賢卷に遣日鷹吉士使高麗、召巧手者、また日鷹吉士還自高麗、獻工匠須流枳、奴流枳等、今倭國山邊郡額田村熟皮高麗、是其後也、などみゆ、職員令内藏寮下に、典履二人、掌縫作靴履鞍具、乃檢按百濟手部、百濟手部十人、掌雜縫作事、大藏省下にもかく見えたる手部も、手毘登と訓べし、内藏寮式に、雜作手造御櫛手二人、夾綱手二人、臍綱手二人、暈綱手二人、造油繩手二人、織席手二人、また染手五人などある手も、みな手人の意なり、(記傳の説德佐

廣津連、百濟國近貴首王之後也

王この餘ものに見えず、拾芥抄にも此氏をのせず、  
廣津は雄略紀に倭國吾彌廣津邑廣津此云比盧岐頭とあるによりて比盧伎都と訓  
べし、此氏ものにみあたらず、

清道連、百濟國人恩率納比且止之後也

清道は地名なるべし、幾與美知と訓べし、桓武紀に延暦十年十二月丙申、外從五位下  
清道、造岡麻呂等、改造賜連姓とみえしのみにてものにみえず、拾芥抄姓尸錄部に清  
道連といへり、

廣海連、出自韓王信之後(王須敬之後也)

廣海はいつれにや地名なるべし、比呂字美と訓べし、訂正本に韓王信之後王須敬之  
後也とあるは例に違へり、一本に出自韓王信之後須敬也とあるに従へり、一に敬を  
敷とあり、光仁紀、寶龜十一年五月甲戌、正八位上韓男成等二人、賜姓廣海、造とみえし  
のみなり、拾芥抄姓尸錄部、姓名錄抄に廣海連といへり、

不破連、出自百濟國都慕王之後(毘有王也)

不破は天武紀に、不破道軍防令三關義解に、美濃、不破、和名抄美濃國不破郡とあ

麻田連、百濟國朝鮮王准之後也

るを負へりとみゆ、布波と訓べし、毘有王は東國通鑑によるに朱蒙即都慕より世數  
にては十五世、代數にては二十代にあたり、允恭天皇の十六年にたちて、安康天皇  
の二年に死せり、この氏人史にみえず、拾芥抄姓尸錄部、姓名錄抄に不破連といへり、  
麻田はいつれの地にや、未だ考へず、阿佐太と訓てあるへし、准は諸本に准と作り、一  
本に維とあり、又一本に雍とあれど、准の誤なる事著ければ訂せり、さて朝鮮王を百  
濟國と云へるは疑はしきに似たれど、朝鮮王准の子孫、百濟より投化し來れる故に、  
之を百濟の部に列れしなるべし、また一本に、百濟國三字なきもあり、聖武紀に、神龜  
元年五月辛未、正八位上答本、陽春、賜姓麻田、連とあれば、答本氏なりしとみゆ、此氏人  
は、天智紀に、(四年)達率答本、春初築城於長門國、十年正月、以大山下、授答本、春初、(開兵法)  
孝謙紀、(天平勝寶三年)十月丁丑、正六位上答本、忠節とみえ、麻田、連は廢帝紀、(寶字八年)  
正月乙巳、正六位上麻田、連、金生、稱德紀、(神護景雲元年)二月丁亥、直講從八位下麻田、連  
真淨、桓武紀、(延暦三年)十二月己巳、正六位上麻田、連、佃賦、(四年)七月に狇、七年三月に狇  
とあり、後に宿禰を賜へるにや、類聚符宣抄、(長和四年)四月、正六位上麻田、宿禰、光貴と  
みゆ、拾芥抄姓尸錄部に麻田、連といへり、



廣田連、百濟國人辛臣君之後也。

この氏は左京諸蕃にみえてそこに云り。

春野連、百濟速古王孫比流王之後也。

春野は兵部式に、但馬國春野驛あり、其地名を負るか波留奴と訓べし、速古王、孫比流王は、東國通鑑に、肖古王の子仇首、その子比流とある是なり、其世系は百濟朝臣の條にいへり、廢帝紀に、天平寶字五年三月庚子、百濟人面得敬等四人、賜姓春野、連とみえ、政事要略卷六十七(十六丁)に、近衛春野、廣郷とあるは同氏なるへし、此氏拾芥抄、姓名錄抄にもれたり。

面氏、同上。

面はもとより百濟國の氏なるべし、音讀にて米武と訓べし、氏は姓にはあらず、たゞそへて云へるならん、次々に見えし巴汶氏、汶斯氏など准へて知るべし、氏人は廢帝紀寶字五年三月、面得敬みえ、東大寺正倉院文書(天平十一年背紙にある)寫經所の寫手に、面、德鏡あり、同人なるべし、さらば得敬は登久幾也、字とよめるなるべし、正曆六年七月廿七日の小右記に、左府生面忠宗あり、この人政事要略六十一卷、長德三年十一月の條にもみゆ、拾芥抄に、面氏みえ、また朝臣とかけり、朝臣になれるもありける。

にや、

巴汶氏、春野連同祖、速古王孫汶休爰之後也。

巴汶は任那の地名にて、左京皇別吉田連の譜に、磯城瑞籬宮、御代、任那國奏曰、臣國東北有三巴汶地、上巴汶、中巴汶、下巴汶、地方三百里とあり、音讀にて波毛牟と訓べし、細井貞雄は巴汶とあるによりて、右毛と訓べし、亦思ふに、和名抄上總國山邊郡高文とあるを負るにやあらんと云り、汶休爰の爰を、一本に矣、また奚に作り、欽明紀に、百濟遣下部固德汶休帶山等、上表云々とあれば、汶休も氏なるべし、この氏人ものにもみえず、拾芥抄姓戶錄部に、巴汶史とあり。

汶斯氏、春野連同祖、速古王孫比流王之後也。

汶斯はかの國の舊來の氏なり、母牟之と訓べし、欽明紀に、百濟遣下部扞率汶斯干奴、上表云々とあるは、同氏なり、拾芥抄姓戶錄部、姓名錄抄に、汶斯氏とみえたり。

大縣史、百濟國人和德之後也。

大縣は、和名抄、河內國大縣、於保加多郡と云る地名を負しとみゆ、於保加多と訓べし、和德は音讀なり、聖武紀に、神龜二年六月丁巳、和德、史龍麻呂等三十八人、賜姓大縣史とみゆ、和德の始めて歸化せる時史の職仕、奉りし故に、直ちにその名を氏の如くに

和德史といひけむが自ら氏になりしを、此に至りて改められしなるべし、異國の人の氏には、其祖名を直に氏にせしものあり、阿直岐史のたくひもて知るべし、さて此氏人河内、大縣郡に住て、史の職を仕奉りしなり、稱徳紀神護景雲二年七月辛丑正六位下大縣連百枚女といふかあるは同氏にや、この它氏人ものにみえず、拾芥抄また姓名錄抄にも此氏脱たり、

道祖史百濟國主孫許里公之後也

道祖は地名なるべけれど考へず、攝津國島上郡道祖本村に道祖神社といふあり、此に由あるか、古訓のまゝ、布奈止と訓べし、一本百の上に出自とありて、之後二字なし、また主を王に、孫を換に誤れるもあれど、今みなとらず、孝徳紀(白雉四年)に、鯽魚戸直といふ人名みゆ、鯽魚戸は道祖にて、直は名なるべし、清和紀貞觀四年七月廿七日甲午、右京人道祖史豊富、賜姓惟道、宿禰阿知使主之黨類、自百濟國來歸也、また七年五月廿日庚子、左京人道祖史永主、道祖史高直等二人、賜姓惟道、宿禰、其先出自百濟國人主孫許里也、これも印本には主を王とあれど、主とかけるにしたがへり、さてこの主孫許里は、古事記(應神段)に、阿知吉師が來りし時の事を、漢直之祖、及知釀酒人名仁番亦名須々許理等參渡來也とみゆ、この須々許理同人なるべし、主孫と須々と音の近く

通へるにてもしか思はる、なり、國史八十七卷(弘仁十一年三月乙巳)陰陽師從八位上道祖息麻呂博戲をもて杖八十にあてられし事あり、此氏人にや、姓なければ詳らかならず、道祖首氏は異姓なり、拾芥抄姓戶錄部、姓名錄抄に道祖史といへり、惟道宿禰は、道祖史に出づ、已に上にみゆ、惟道は稱號なり、許禮美知と訓へし、氏人はものにみえず、

大原史漢人本姓阿留素西姓令貴之後也

此氏は、左京諸蕃漢士の部に出てそこに云り、而るに此に百濟國の部にありて、漢人云々と云るは疑はし、

苑部首百濟國人知豆神之後也

苑部は、和名抄紀伊國名草郡苑部郷あり、其地名を負るか、されど園田園部、曾能などの地名諸國にあれば何れとも思ひ決めがたし、曾能倍と訓べし、古へ朝廷の園圃を掌れる長官にて、首と云るならむ、職員令に園池司ありて、園戸といふもの之に屬り、大和諸蕃に園人首と云ふもありて同祖なれば、職名を氏に負るものなる事著し、東大寺正倉院文書(天平十九年の紙背に載せる播磨國正稅計會帳の斷簡)に鑄錢司判官從七位下園田首八島あり、是も同族にやあらん、

民首、水海連同祖、百濟國人努利使主之後也

民は神名式和泉國大鳥郡美多彌神社あるによりて美多美と訓へし努利使主は左京諸蕃調連の條に云へり此氏人は東大寺正倉院文書(天平十七年中宮職の解文)に從六位上行少進河内民首安古麻呂仁明紀(承和三年十月)に從六位下民首氏主などあるのみなり山城諸蕃にも同姓あり合せ考ふべし民氏に直姓なるは神別なりまた首姓なると忌寸姓なるとは蕃別なから出自各異なり心せすは混ひぬべしこの民首より分れて長岑宿禰と云ふ姓あり  
長岑宿禰は仁明紀天長十年三月壬辰河内國人外記外從五位下長岑宿禰茂智麻呂等五人改本居貫附右京承和三年十月庚子勅左京人從六位下民首氏主賜姓長岑宿禰焉與白鳥村主同祖出自魯公伯禽云とあり伯禽の後を百濟の部に收められしは伯禽の後なる人百濟に移り住るか又それより轉りて我國に來れる故に百濟國人とかけけるものなるべし此氏人は文德紀齊衡二年正月丙申從五位下長岑宿禰秀名また天安元年九月丁酉正四位下右京權大夫兼山城守長岑宿禰高名卒高名者右京人也結童入學年廿一始爲文章生少時養兄從五位下茂智麻呂家貧無甌石之儲專接父友深結義兄云々弘仁十三年除少內記家途清貧更望外吏天長元年春正月除安

房掾立性清直勳公忘私云々承和元年春二月爲遣唐使准判官云々三年從大使參議正四位下藤原朝臣常嗣乘第一船々々上雜事大使委任夏四月更於難波三津濱追叙從五位下邂逅屆大唐揚州海龍縣桑田鄉桑梓浦上來朝長安于時依無副使被許上殿六年歸于本朝秋九月叙從五位上爲次侍從云々七年春正月叙正五位下所行政事頗合民望八月別有勅召爲嵯峨院別當俄而除山城守云々齊衡二年二月除右京權大夫三年正月爲山城守政用嚴明百姓不擾平生令子孫云吾家清貧曾無斗儲至於瞑目之日必從薄葬之義卒於官時年六十四清和紀貞觀三年正月十三日戊子无位長岑宿禰良子また八年正月七日甲申左大史正六位上長岑宿禰恒範  
白鳥村主は上に引る續後紀に出自魯公伯禽とみえたるにて民首の同祖なる事知らる白鳥は兵部式陸奥國白鳥驛ありこの氏人は東大寺正倉院文書(天平十七年宮陶司解文)正七位上行令史白鳥史老人この同姓なるへしみえ孝謙紀(天平寶字元年五月丁卯)正六位上白鳥村主頭麻呂桓武紀(延曆四年正月癸卯)正六位上白鳥村主元麻呂日本紀略(同十五年正月乙亥)右大舍人白鳥村主得白魚於井中獻之任肥前史生(名は關たり)國史卷九十九(天長元年正月丁巳)正六位上白鳥村主茂智麻呂などありさてこの氏より分れて白原連姓となれるかあり

白原連は、稱德紀、神護景雲三年六月戊戌、右京人正八位下白鳥村主馬人、白鳥、椋人廣等廿三人、賜姓白原連とあり、この氏は光仁紀寶龜二年五月己酉、右京人白原連三成、獻養産成、字賜若狹、國稻五百束とあるのみ。

### 高野造百濟國人佐平余自信之後也

高野は、續紀卅に、葬高野天皇於大和國添下郡佐貴郷高野山陵、万葉一(卅丁)に、佐紀宮云々、其歌に高野原とよめるは高野山陵の地なり、故多加奴と訓べし、佐平は百濟官等の第十六品なり、佐平余自信の事は上の百濟公の條に云り、

### 飛鳥戸造百濟國比有王之後也

飛鳥戸は、雄略紀に、河内國飛鳥戸郡和名抄、河内國安宿(安須加倍)とある地名を負り、阿須加倍と訓べし、記傳云、此郡名は、飛鳥部造氏人の居住るより負り、さてその飛鳥部と云人は、此飛鳥に居住るより負るなれば、郡名も本は飛鳥なりと云へり、比有王の系は、左京蕃別百濟朝臣の條に云へるを見るへし、此氏は百濟朝臣、百濟宿禰、百濟公の同族にて、稱德紀に、神護景雲二年十一月癸未、外從五位下飛鳥戸造小東人爲長門介、桓武紀、延曆二年四月甲子、正六位上飛鳥戸造弟見仁明紀、承和十三年五月丁卯、外從五位下飛鳥部稻子爲典水、清和紀、貞觀四年七月廿八日乙未、河内國安宿郡人外

從五位下行主針助飛鳥戸造豐宗、改本居隸左京職、また除目大成抄四(天曆八年)丹波權大目從八位飛鳥戸造時持、また(永觀二年)但馬權大目正六位上飛鳥戸造貞連、また外記日記、(正曆四年)閏十月十四日治部省少錄飛鳥戸正兼などあり、百濟朝臣の條と合せ考ふべし、古事記(伊波禮若櫻宮段)に、上幸於倭之時、到大阪、山口云々、乃明日上幸、故號其地謂近飛鳥也、上到于倭、詔之、今日留此間爲祓禊、而明日參出、將拜神宮、故號其地謂遠飛鳥也、とみえしを、履中紀には、自大坂向倭、至于飛鳥山と云て、多治比野にてありしことを云り、この飛鳥をしも近飛鳥と云由は、難波宮より道の遠近によりて負るなり、さはへ允恭天皇の大宮に對て、顯宗天皇の大宮を近飛鳥宮といへるにまがへるから、此をば飛鳥戸といひかへしならん、神名式、河内國安宿郡飛鳥戸神社名、神大月次新嘗とある神社は、今も古市郡飛鳥村にまして、此あたり古へは安宿郡の内なりけむ、この飛鳥部造、百濟宿禰、御春朝臣の氏神なり、其は三代實錄、元慶四年九月廿九日庚戌、河内國飛鳥戸神社、賜田一町、以充春秋祭禮之費、緣氏人百濟宿禰有雄、御春朝臣有世等之請也、と云へるにて知るべし、さて百濟宿禰と御春朝臣は、此氏より分れたるなり、百濟宿禰は、嵯峨紀、弘仁三年春正月辛未、右京人正六位上飛鳥戸造善宗、河内國人正

六位上飛鳥戶造名繼賜姓百濟宿禰清和紀貞觀四年秋七月廿八日乙未右京人造兵少令史正六位上飛鳥戶造彌道賜姓百濟宿禰百濟國現伎之後也また河内國安宿郡人皇太后宮少屬正八位上百濟宿禰有世貫附左京職とあり同五年冬十月十一日庚午右京人陰陽少屬從六位上飛鳥戶造清貞内暨正六位上飛鳥戶造清生太政官史生正八位下飛鳥戶造河主河内國高安郡人主稅大屬正七位上飛鳥戶造有雄等並賜百濟宿禰其先百濟國人比有之後也陽成紀元慶元年十二月廿五日辛卯河内國安宿郡人外從五位下行主稅助百濟宿禰有雄改本居隸右京三條といへり此氏を姓氏錄にのせざるは脱せしならん氏人は嵯峨紀弘仁六年正月庚辰外從五位下百濟宿禰四千子仁明紀承和十二年正月甲寅從五位下百濟宿禰河成二に宿禰を朝臣と作り文德紀(齋衡元年九月甲戌)外從五位下百濟宿禰康保などみえたり

御春朝臣は仁明紀承和六年十月癸未左京人正六位上御春宿禰春長等十一人改宿禰賜朝臣是百濟王之種飛鳥戶等之後也清和紀貞觀五年八月十七日丁丑右京人外從五位下行主計助飛鳥戶造豐宗等男女八人賜姓御春朝臣其先出自百濟國人現伎也また同六年八月辛未左京人太皇太后宮少屬正七位上百濟宿禰有世賜姓御原朝臣有世其先出自百濟國人比有也とある御原は御春と異姓の如くにも思はるれど

春と原とは通音にて天表春命の事を高橋氏文に天上腹とも云へるなど思ひ合はせてその同じきを知るべし此氏は仁明紀承和七年正月乙酉正六位上御春朝臣濱主文德紀(嘉祥三年四月己酉從五位下御春朝臣眞濱清和紀貞觀四年正月七日丙午)近江大掾御春朝臣行雄(同七年三月八日己酉)外從五位下行主計助御春朝臣豐宗又同四月辛亥朔從五位下御春朝臣内雄また十年正月十六日辛亥從五位下御春朝臣岑能爲鎮守將軍また同十一年正月七日乙丑散位御春朝臣時雄また同八日丙寅御春朝臣仲子陽成紀(天慶四年八月廿九日庚戌)主殿權允正六位上御春朝臣有世また同六年七月庚戌右近衛將監御春朝臣種實小右記(永觀三年正月九日)御春佐安類聚符宣抄七(正曆三年十月)以上佐掾正六位上御春朝臣聰高補任追捕使朝野群載卷二十(永久四年二月從五位下行大監御春朝臣重貞字佐大鏡建久三年訴論の事みゆ)大監御春幸重大監御春明重あり

御池造百濟國扶餘地卓斤國王施比王之後也

御池は地名とも思はれず思ふに朝家の爲に御池などの事を仕奉れる官名と聞ゆ職員令に園池司ありて掌諸苑池種殖蔬菜樹果等事といへる類なるべし美伊介と訓べし廢帝紀天平寶字五年三月庚子百濟國人卓果智等二人賜姓御池造とみえし

中野造百濟國人杆率答他斯智之後也

のみなり、拾芥抄に三池生池といへるは此氏にやあらむ、中野は和名鈔、越前國足羽郡中野郷と云ふあり、奈加奴と訓べし、杆率の杆を一本に杵に作るは誤れり、百濟の官十六品の第五を杆率と云ふものは是なり、廢帝紀天平寶字五年三月庚子、百濟人答他伊奈麻呂等五人賜姓中野造とあるのはか史に此氏人みえず、答他は養老五年正月甲戌紀に託多眞玉、本書に記多とある記は託の誤なり、天平十七年四月壬子紀に託隨とあり、答他託多託隨いつれも一音の轉れるなり、元史塔本傳に塔本伊吾廬人人以其好揚人善稱之、曰揚公、父宋五設託陀者其國王所賜號、猶華言國老也とあり、此氏も同義にや考べし、

眞野造百濟國人速古王之後也

眞野は和名抄、近江國滋賀郡眞野末乃郷あり、末乃と訓べし、この氏史にみえず、書紀推古卷に眞野首弟子といふあり、異姓か同姓か考へ得ず、

杉谷造百濟國人堅祖州耳之後也

杉谷いづれの地名にや未た考へず、須擬多爾と訓べし、此氏ものにみえず、杉一本に杵に作る、拾芥抄姓尸録部、姓名錄抄に粉谷造とみゆ、

坂田村主百濟國人頭貴村主之後也

坂田は和名鈔、近江國坂田佐加太郡あり、佐加太と訓べし、頭を一に顯とかけり、此氏國史にみあたらず、拾芥抄にもみえず、

上勝百濟國人多利須須之後也

上は加美と訓べし、地號なるべけれど加美といへる號は各國にあれば思ひ決め難し、勝は記傳卅三、卅六丁左書紀雄略卷に十二年秦酒君云々、十五年云々、詔聚秦民、賜於秦酒公、公仍領率百八十種、勝部、本獻庸調絹、充積朝廷、因賜姓曰禹豆麻佐、二云禹豆母利麻佐、皆盈積之貌也、とあり、麻佐は即百八十勝部とある、勝なるべし、姓氏錄諸蕃に勝と云ふ氏もあり、又上勝、不破勝、茨田勝など戸にもありて、即秦勝と云ふもあり、是ら皆加知と訓は誤にて、麻佐と訓べきなり、其は韓國にて一種の號にそありけむ、其に此方にて勝字を用るは、麻佐流と云ふ訓を取たる假字なるべし、と云へるによりて勝を麻佐とのみ訓來れるを、細井貞雄か考に、勝は加知と訓べし、稱號なるべし、拾芥抄には勝の氏なる事を思はで、姓の如くしるせしはひがごととなり、思ひまがふへからず、桓武紀第卅八に近江國人從七位下勝首麻呂とあり、是をもて思ふに、近江國は其本居にやあらん、則地號になれり、萬葉集第三に、何處吾將宿、高島乃勝野原

爾此日暮去者、又第七に、大御舟、竟而佐守布高島之、三尾勝野之、奈伎佐思所念、などみゆ、則高島郡管内なりとあるによりて勝を加知と訓べきなり、拾芥抄姓尸録部、姓名録抄に上勝とみゆ、

不破勝、百濟國人、淳武止等之後也、

不破は、齊明紀に、美濃國不破片縣二郡、また和名鈔、美濃國不破郡とあるを負るなれば、布波と訓べし、淳を一本に淳とかけり、桓武紀、延暦廿三年五月辛卯、傳燈大法師位善謝卒、法師俗姓、不破勝、美濃國不破郡人也、初就同寺理教大德、稟學、法相道業、日進、尤善俱遮、遂乃超口三學、超口を扶桑略紀に讀誦とかけり、通達六宗、滋此智牙、決彼疑網、延暦五年彌照天皇擢任律師、榮華非好、辭職閑居、凡厥行業必於菩提、一生期盡終於梵福山中、遂生極樂、入同法夢、時年八十一とみえしのみにて、國史にこの氏人なし、東大寺正倉院文書、御野國加毛郡半布里太寶二年戶籍に、中政戶務從六位下不破勝、族吉麻呂、嫡子豐麻呂、次田祁麻呂、次石依、次八依、次速目、次小依、次小足、田祁麻呂、子三野麻呂、また中政戶不破勝、族金麻呂、嫡子伎太麻呂、次止也、戶主弟阿牟良、嫡子知島、次得麻呂、次荒島、次荒方などあり、ますく其本貫を證すべし、

刑部、百濟國酒王之後也、

刑部は於佐加倍と訓べし、刑部はもと職名にて、神別に刑部造刑部連あり、皇別に刑部連ありて、諸國に散在せり、此刑部は蕃人の歸化せるを、その刑部の部曲とせられしより負る氏なるべし、さて史に刑部と云ふ氏人數多あれど、いつれ諸蕃の族とも皇神の別ともさためかたし、酒王は秦酒公なるべし、百濟國とかけるは例の蕃人の百濟國を経て來りし故なり、

漢人、百濟國人多夜加之後也、

漢人は阿也比登と訓べし、本居氏云、漢をあやと云ふこといかなる由にか詳らかならず、漢織を書紀に穴織ともあるを以て思ひば、あなと云とおなじく、此もあやと嘆く聲より出たる歎と云り、神功紀に葛城襲津彥が新羅の草羅城を拔て還りし時のこと、是時俘人等今、桑原、佐原、高宮、忍海、凡四邑漢人等の始祖也とあるは新羅に居りし漢人なり、此なる百濟國人といへるも、實は百濟に移り住し漢人の末なるべし、しかるをかくしるせるは上にいへるが如し、

賈氏、百濟國人、賈義持之後也、

賈は彼國舊來の氏なり、字書は賈、舉下切音單、姓也とみゆ、加と訓べし、持を一に將、また杵とあり、此氏は、元明紀、和銅元年正月乙巳、正六位上賈文會、賈は賈の訛なるこ

と著し(元正紀)養老五年正月甲戌解工正六位下買受君とみゆ、拾芥抄に此氏をのせす、

半毘氏、百濟國沙半王之後也、

半毘の毘を一本に毘とあり、こはもとより彼國の氏なるべければ、波牟古武と訓むべし、沙伴王は百濟第九會長なり、

大石椅立、百濟國人庭姓蚊爾之後也、

大石は左京諸蕃大石、高丘宿禰同祖、廣陵高穆之後也とある所に云へり、於保之と訓べし、椅立は地名にや、または職號にや思ひさだめ難し、波之多天と訓べし、されど椅立と云ふによりて思ふに、大石氏の族にて、椅立の功ありしより負る姓ならむ、上に云る大石は漢土の部に收れど、高丘宿禰は河内、諸蕃に、百濟國公族大夫高僕之後ともみえたれば、此大石椅立を、百濟國人と云るに由あり、また彼の大石氏は大石村主となれ、ば、此椅立も或は村主の誤りにやあらん、拾芥抄姓尸錄部、姓名錄抄に大石椅立(無尸)とみえたり、

林、林連同祖、百濟國人木貴之後也、

この氏は左京諸蕃林連の條にいへり、

大石林、林連同祖、百濟國人木貴之後也、

この一條は、大字本訂正本にはなきを今は小本姓氏錄、彰考館寫本によりて此におぎなへり、この氏の事は上の左京諸蕃大石條下に記しおけり、

高麗、長背連、高麗國主鄒牟王(一名朱蒙)之後也、天國排開廣庭天皇(諡欽明)御世率衆投化、兒美休大、其背間長、仍賜名長背王、

長背は其稱號を氏とせるにて、なへての例にあらず、奈我世と訓べし、高麗の上一本出自とありて之後二字なし、朱蒙を訂正本に朱背とあるは非なり、今一本による、天國以下七字は訂正本の補校に従ふ、投化の投を訂正本に脱せり、今は寫本によりて補ふ、鄒牟王は左京諸蕃和朝臣百濟朝臣の條に都慕王とみえて其處に云へる如く、都慕は即朱蒙なり、此に鄒牟といへるも音近く通へり、天智紀(七年冬十月)唐大將軍英公打滅高麗、々々、仲牟王初建國、時欲治千歲也、母夫人云、若善治國、可得也、但當有七百年之治也、今此國亡者當在七百年之末也といへる、仲牟王は、即鄒牟と聞えたり、東國通鑑に高勾麗、始祖元年高朱蒙立、云々、朱蒙薨、大子類利立、また朝鮮史略に、高勾



麗始祖朱蒙立生沸流及溫祚朱蒙自稱高辛之後國號高句麗因姓高なごあり孝謙紀  
に天平寶字二年六月甲辰散位大屬正六位上狛連廣足散位正八位下狛連淨成等四  
人賜長背連とみえ天平神護元年正月己亥の條に長瀬連廣足とかけり此氏人は東  
大寺正倉院文書天平神護中とおほしきに長瀬若麻呂清和紀貞觀十八年六月二十  
七日壬申右京人長背村主村主は名にて姓にはあらず除目大成抄昌泰元年淡路目  
正八位上長背連氷魚主とあり拾芥抄姓尸錄部姓名錄抄に長背連と云り

難波連高麗國好太王之後也

難波は攝津國の難波を負りと聞ゆ奈爾波と訓べし好太王は東國通鑑に次大王と  
あるにあたり朱蒙より六世大祖王傳位於弟遂成云々弟遂成立次太王二十年冬  
高句麗弑其君遂成立王弟伯固新大王とあり聖武紀神龜元年五月辛未從六位下谷  
那庚受賜姓難波連とあるは此氏人にや孝謙紀天平寶字二年三月己巳内藥司佑兼  
出雲國員外掾正六位上難波藥師奈良等一十一人言奈良等遠祖德來本高麗人歸百  
濟國昔泊瀬朝倉朝廷詔百濟國訪求才人爰以德來貢進聖以德來五世孫惠日小治田  
朝廷御世被遣大唐學得醫術因號藥師遂以爲姓今愚闇子孫不論男女共蒙藥師之姓  
窃恐名實錯亂伏願改藥師家蒙難波連許之清和紀貞觀五年八月二十一日右京人從

島岐史高麗國人能祁王之後也

五位下行隼人正難波連藤麻呂伊豫權掾正六位下難波連實得縫殿少允從六位上難  
波連清宗等並賜姓朝臣其先高麗國人也この氏は續紀十廿九左天平二年三月辛  
亥難波連吉成また廿八二左神護景雲元年正月己巳從六位上難波連足人また後紀  
十二七左延曆廿三年四月壬子侍醫外從五位下難波連廣名爲兼因幡權掾なごあり  
島岐は島木ともかけり志麻伎と訓べしいづれの地名にや未だ考へ得ず能祁の祁  
を一に劉とあり仁明紀承和二年九月乙卯外從五位下島木史眞機巧之思頗超群匠  
欲備邊兵自製新弩縱令四面可射廻轉易發是日大臣以下執政於朱雀門召集諸衛府  
以新弩試射之向南而發唯聞機發之聲不視矢去之影迹其矢所止不得的知とある島  
木史これなり河内諸蕃に島木とあるもて同氏なる事を知るへし

島史高麗國人和興之後也

島は和名抄攝津國島上郡島下郡とある地名を負るか諸國に志麻の地名あれば思  
ひわきがたし志麻と訓べし此氏國史に見あたらす弘法大師行狀記に勤操俗姓秦  
氏大和高市郡毋島史女といふことみえたり

狛首高麗人安岳上王之後也

狛は左京諸蕃高麗朝臣の條に云り、古麻と訓べし、文獻通考に、濊、貊、與、高麗、同種とあるによらば、狛は貊の訛なるべし、されど古へより狛とのみ書れば、輒く改むべきにあらず、岳を一に岡とあり、上を止、また山に作る、狛首の氏人、它にみる所なし、河内未定雜姓に狛人あり、人は首にて同氏にはあらざるか、とも思はる、合せ考ふべし、拾芥抄に此氏を脱せり、

高田首、高麗國人、多高子、使主之後也、

高田は、和名抄、但馬、國氣多郡、高田多加多郷あり、この地にや、下に高田臣あり、多加多と訓べし、孝徳紀に、遣唐大使大山下高田首根麻呂、更名八擲脛、天武紀に、高田首新家持統紀三年十一月丙戌、於市中褒美追廣、貳高田首石成之、閑於三兵、賜物、とみえ、文武紀、大寶三年七月壬子、贈正六位上高田首新家從五位上、遣使吊賻、以壬申、年功也、七月乙巳、贈從五位上高田新家、首功封四十戶、四分之一、傳子无位首名、とみえ、元明紀、靈龜元年八月丁丑、左京人大初位下高田首久比麻呂、獻靈龜、廢帝紀、天平寶字七年十一月丁酉、前監物主典從七位上高田毗登、足人之祖父、嘗任美濃國主稻、屬壬申、兵亂、以私馬奉皇駕、申美濃尾張、天武天皇嘉之、賜封二十戶、傳子子、至是、坐殺高田寺僧、下獄、奪封、嵯峨紀、弘仁二年四月乙亥、右京人正六位上高田首清足等七人賜姓村田、臣とあり、また

公姓と臣姓とあるは同族にや、公姓は光仁紀に、寶龜二年八月正六位上高田、公刀自女みえ、臣姓は桓武紀、延曆四年二月甲戌、但馬、國氣多郡、人外從五位下川人部廣井改、本姓賜高田、臣みゆ、

日置造、高麗國人、伊利須、使主之後也、一名伊和須、

この氏は、左京諸蕃日置造の條に云り、

高安下村主、高麗國人、大鈴之後也、

高安は、續紀、和銅五年正月紀に、河内、高安、烽、和名鈔に、河内國高安、多加夜須郡とある地を負り、多加夜須と訓べし、下は其郡中に上と下とありしなるべし、同國安宿、郡に賀美資母の郷あり、大鈴は攝津、諸蕃、高安、漢人、狛、國人、小須々之後也とあるに由ありげなり、大鈴と小鈴と相對へる名にや、この氏史にみえず、拾芥抄は下の字を脱せるなるべし、

後部王、同國長王、周之後也、

後部は氏にて王は姓なり、後部は唐書高麗傳に、分五部云々曰、北部、即、純奴部也、或號後部、とあるによれり、古字夫と訓べし、廢帝紀、天平寶字五年三月庚子、高麗、人後部、王安成等二人、賜姓高里、連、とみゆ、この氏は、天武紀、五年十一月、高麗大使後部、主博阿

干(主は王の誤りにて後部王なるべし)元明紀(和銅五年正月戊子)從六位下後部王同  
聖武紀(神龜二年閏正月丁未)從七位下後部王越(一本に起に作る)孝謙紀(天平勝寶六  
年正月壬子)正六位上後部王吉とあり、

新羅  
三宅連新羅國王日子天日梓命之後也

三宅は國々に多き地名なり此氏はもと地名より出たるか又屯倉に由れるかさだ  
かならず美也介と訓べし新羅國王天日梓命は左京諸蕃橋守の條に云り此氏攝津  
諸蕃にもあり合せ見るべし天武紀に三宅連石床と云人見え同紀に十三年十二月  
三宅連賜姓曰宿禰とあり此御世に宿禰姓を賜へるに姓氏錄には連とのみあるは  
宿禰になれる族は絶て本の連にてありし族なるべし又天武紀に三宅吉士賜姓曰  
連とあるは別姓なるべし又姓氏錄に三宅人とあるも別姓なり桓武紀(延暦三年十  
月戊子)越後國言蒲原郡人三宅連笠雄麻呂善稻十萬束積而能施寒者與衣飢者與食  
兼以修造道橋濟利難險積行經年誠合舉用授從八位上國史八十七(延暦十二年八月  
丁卯)筑前國那賀郡人三宅連真繼除目大成鈔(永承二年)攝津權少目從七位上三宅宿  
禰安依(また長德二年)上野少目從七位上三宅宿禰武里(また永承二年)播磨少掾三宅

朝臣光平あり朝臣なれど同族にやなどみえ其族の後世に至りて備前兒島に居る  
者を兒島氏といふ後醍醐天皇の朝に兒島範長其子兒島三郎高德と勤王して名を  
著せり其派に和田今木中西松崎等の氏あり高德の裔三河賀茂郡に居る者復三宅  
氏となる其派に浮田氏あり高野山遍照院所藏(大永四年)にかけり宇喜多和泉守三  
宅朝臣宗能像贊に(按)和泉之前司能家々牒世居乎百濟國甫兒時兄弟三人泛舶來  
干備前一島始居新第旗幟皆書兒字爲紋矣仍其所曰兒島焉中年立姓稱三宅而有武  
名諸孫瓜葛乎備之縣鄉邑而號宇喜多云々藩翰譜(三宅姓)坂崎氏の條にもこの同説  
を擧たれど兄弟三人舟に乗り來て新第を置しと云ふを三宅の事とし兒字の旗紋  
を以て兒島の起原とせるなどみな後人附會の説なり百濟國人の裔と云るはあや  
まりながらも蕃別の故を傳へたるものにて新羅と百濟とを混ひしなり淺羽本三  
宅系圖に天日梓命の裔と云へるは正しきに似たり和田中西等の氏は太平記卷十  
六(兒島備後守討死の條)和田備後守範長子息三郎高德佐々木の一黨云々範長云々  
腹一文字にかき切て其刀を口にくはへてうつふしに成てぞ伏したりける其後云  
々備後守從弟に和田四郎範家と云ひける者云々自害したる體に見えてぞ伏した  
りける此へ追手に懸りける赤松が勢の大將には宇野彌左衛門次郎重氏とて和田

が親類なりけむ云々荒淺ましや誰やらんと思ひたれば、兒島和田今木の人々にて有けるぞや、此人達と疾知しならば、命に代ても助くべかりつる物を、と悲て涙を流して立たりけり、又兒島三郎舉旗熊山の條、高德は内兜の創痛うづ手なりける上馬より落ける時、胸板を馬に強く踏れて目昏魂銷ければ、暫絶入りけるを、父備後守範長のりなが枕の下に差寄りて云々荒らかに耻しめける間、高德忽に息出て我を馬に昇載よ、今一軍して敵を追拂はんとぞ申ける、父大に悦て今は此者よも死なじ、いざや殿原爰らに有つる敵とも追散さんぞて、今木太郎範秀、舍弟次郎範仲、中西四郎範顯、和田五郎範氏、松崎彦四郎範家、主従十七騎にて敵二百騎か中へ幕地に懸入ける云々、藩翰譜に、惣衛門尉藤原康貞は、○按に藤原と云るはいみじき誤なり、備後國兒島、三郎三宅、高德が後胤也、はじめ高德南帝の御方として遂に所領を失ひて、伊勢國にのがれ、その後又三河國賀茂郡に來り住む、嫡子兒島、太郎高秀は、備前の國の浮田が祖、これなり、二男、兒島二郎高久、三男三宅、三郎高貞、々々初て兒島を改めて三宅と名のり、其子孫三河國賀茂郡伊保篠原の地に分れすむ、とみえ、人見泰か瓊邑雜記卷十に、延享五年朝鮮來聘の時、名古屋通行に付、生たる獸をかこはんと有司夫々へ申渡す、知多郡横須賀村平野惣右衛門、此御用をうけ負ひ、獵人を語らひけるに、生鹿甚た少し、三

州荊屋領の内蓬生と云ふ山中に源介と申、さつ男頼み然るべしと申ものあり、源介惣右衛門を案内し其父に遇はしむ、時に六十餘の老夫、大脇指をさし出ていふ、我は兒島源左衛門なり、かく名乗も辱かしけれども、尾張様の御用をつとむる事忝き事なりとてもてなしける、扱主人は如何なる武士の果なると問へば、兒島高德の裔なるが、高德後醍醐帝崩後外に仕ふべからずとの遣訓を守り、此の山に入り、我まで數世を経たり、大坂の戦に關東の御身方を願ひ、卒伍に加り高名し、御刀拜領し御旗本にめし加へられんの仰なりしに、先祖の遣訓を守り辭し奉り又山に歸る、次男をめし出されしか、よくく仕に縁なき家筋にや罪ありて家絶たりと語れる事あり、获生茂卿が政談卷一に、某か外祖父兒島、助左衛門か父か祖父か二百石取て三河の知行に居住す、大坂御陳の御供に、侍七八人馬二疋引せたり、と曾祖母の語りしなり、助左衛門は貞享の比御科有て流罪被仰付、跡斷絶し、三河の知行所も上りたれ共、當時も兒島黨在番に登る節は、件の三河の百姓共岡崎迄まかり出、昔の地頭とて目見をするなり、とみえ、また获生茂卿の先祖の事を書し物に、桃溪先生（徂徠の父なり）の配は、鳥居水右衛門娘、兒島助左衛門養女にして嫁す、鳥居久兵衛鶴を取故に京都六條にて切腹、男子無し、女子三人あり、高木忠衛門母、兒島助左衛門母、内藤十郎左衛門母、

此三人は水右衛門叔母なり、かくあれは久兵衛は水右衛門の爲にば父なるべし、貞享元年十一月廿四日、兒島助左衛門八丈島へ流罪、兒島市之允は三宅島などあるにて、此氏人參河に居りしことを知るべし、

豊原連、新羅國人壹呂比麻呂之後也、

豊原はいつれの地號にや未だ考へず、登與波良と訓べし、桓武紀、延暦元年四月癸亥、右京人少初位下壹禮比福麻呂等一十五人、賜姓豊原連とあるこの壹禮比福麻呂と壹呂比麻呂とは同人なるべし、禮と呂と音相近ければなり、廢帝紀、天平寶字五年三月庚子、高麗人上部、王彌夜大理等十人、賜豊原造といへり同族なるべくや、

海原造、新羅國人進廣肆金加志毛禮之後也、

海原はいつれの地とも決めかたし、宇奈波良と訓べし、進廣肆は天武紀、十四年春正月丁卯、更改爵位之號云々、進位四階、每階有大廣とみえたる進大壹、進大貳、進大參、進大肆、進廣壹、進廣貳、進廣參、進廣肆、進とある是なり、金加志毛禮の金は、新羅王の姓なる事、東國通鑑にみゆれば、此人王族なるべし、桓武紀、延暦二年秋七月癸巳、左京人散位從六位上金肆順、賜姓海原造、右京人正六位上金五百依、海原造とあり、拾芥抄、姓戶錄部に海原造、また連といへり、

右第二十四卷

新撰姓氏錄考證卷之十九終

新撰姓氏錄考證卷之二十

常陸 栗田 寬 著

山城國諸蕃

起秦忌寸盡多  
夏公二十二氏

漢 秦 田 歸 上 諡 普 秦 遣 部  
 城 忌 天 化 地 仁 洞 氏 使 一  
 國 寸 皇 并 居 德 王 摠 小 万  
 諸 太 諡 獻 之 御 男 被 子 八  
 蕃 秦 應 金 焉 世 秦 却 部 千  
 起 宿 神 銀 男 賜 公 略 雷 六  
 秦 禰 十 玉 眞 姓 酒 大 今 率 百  
 同 四 帛 德 日 泊 見 大 隅 七  
 祖 年 種 王 波 瀨 者 十 隕 十  
 秦 來 々 次 陀 今 秦 武 天 皇 一 請 遣 勅 使 檢 括 招 集 天 皇  
 始 朝 寶 普 洞 字 之 訓 也 次 雲 師 王 次 武 良 王  
 帝 上 表 更 歸 國 率 百 二 十 七 縣 狛 姓  
 之 後 也 物 智 王 弓 月 王 譽  
 後 也 物 智 王 弓 月 王 譽

詣闕貢進、如丘如山積畜朝庭、天皇嘉之、特降詔命、賜號曰禹  
 都萬佐、是盈積有利益之義、役諸秦氏、構八丈大藏於宮側、納  
 其貢物、故名其地曰長谷朝倉宮、是時始置大藏官員、以酒爲  
 長官、秦氏等一祖子孫、或就住居、或依行事、別爲數腹、天平二  
 十年在京畿者、咸改賜伊美吉姓也、

秦氏の事は左京諸蕃の太秦、公宿禰の條に云り、波多是極めて機織の義なるを、溫暖  
 肌膚と云ふ語あるを以て、波陀とよめるが如くなれど誤りなるべし、物智王はもの  
 にみえず、物は一に功に作るごあり、さらば功智か功滿の事ならんごもあれど疑は  
 し、いかにごなれば、功滿王弓月王ごつゞけ云ふべき由なればなり、腋上地は神武  
 紀に腋上、噉間丘ごありて、大和葛上郡にあり、朝倉宮に帝王編年記に、朝倉宮址、城上  
 郡磐坂谷也ごみえ、大和志に、宮址は城上郡黒崎岩坂二村の間ごありごも云へり、大  
 泊瀬稚武天皇のごより、禹豆麻佐と云ふまでのごも、大秦公宿禰の條に云へり、  
 八丈大藏のごとは、同左京蕃別なる連、長藏連の條に云り、

秦忌寸、秦始皇帝十五世孫川秦公之後也、

十五世孫は廣隆寺緣起に引る秦氏系圖に、秦始皇帝故は胡の誤にて、故亥皇帝皇帝ごは其子孫

成王このの文帝もいなり、左京大秦公宿 融通王融通王は五世にあたれ、ば合へり、融通は弓月な  
 功滿王このの文帝もいなり、左京大秦公宿 普洞王意美秦公 酒秦公忍秦公

丹照秦公河秦公 國勝秦公川勝秦公 川勝秦公ご系りて、自秦始皇帝至小德位大  
 花上秦造川勝廣隆卿、已上十五代也、ごいへり、この系は誤字もあり、後人の書加へた  
 りご思はる、ごありて疑はしけれご、始皇より川勝まで十五代ご云るは本文に合  
 へり、されご河秦公ご川勝秦公ごは自ら別人にて世數も異なればいか、あらん強  
 ていは、川秦公ご本文に云るは勝字を脱せるにもやあらん、

秦忌寸、秦始皇帝五世孫弓月王之後也、

この五世孫も上の系圖に照して、融通王は五世にあたれ、ば合へり、融通は弓月な  
 る事已に云るか如し、

秦冠、秦始皇帝四世孫法成王之後也、

冠はいかなる義にや詳らかならねご、秦冠ごつらねたるによりて思ふに、姓の如く  
 に云へるものなるべし、されごこの秦冠ご云ふ氏人も史に見えず、唯拾芥抄ご姓名  
 錄抄に秦冠又无姓ご云へるのみなれば考ふべきよしなし、疑ふらくは昔秦人の歸  
 化れるか、秦國の冠を被れるを見て、世俗の人より秦冠ご字名に云へるが氏の如

民使首、高向村主同祖、寶德公之後也、

くなれるにてもあるべし、民は已に云へる如く美多三と訓むべく、使は都加比と訓むべし、坂上系圖に引る姓氏錄に、七姓漢人を舉て七姓者第一段古記尖公、字富等、一云員姓、是高向村主、高向史、高向調使評首、民使王首等祖也、とあるをもて考ふるに、調使とは蕃人の調物の事に使する官にて、民使は其蕃民の事につきて、種々の事を執まかなふ使命の官なるべし、さらば官名を氏の名に負りしなり、系圖に民使王首と云へる王字は或は主にて、民使主なるべきかなほよく考ふべし、氏人は雄略紀、二年に檜隈民使博徳と云ふ人あり、民使をタミツカサと訓り、光仁紀、寶龜元年三月癸酉、西市員外令史正八位下民使毗登日理、權任會賀市司、古へ會賀市には蕃民どもの多く住りし故に、其を治る民使首をもて、市司に任されしにて、古への遺風ありける歟ともおもはる、とみえしのみ、拾芥抄姓尸錄部姓名錄彙に民使首といへり、

錦部村主、錦織村主同祖、波能志之後也、

錦部村主は右京諸蕃錦織村主の條に云り、波能志は彼條に波努志とある同人なり、工造、吳國人田利須々之後也、

この氏は、右京諸蕃にみえてそこに云り田利須々の田を上にとあるぞ正しかるへき、

祝部同上、

これも右京諸蕃に云り、

谷直、漢師建王之後也、

この氏は、右京諸蕃谷宿禰の條に云へるを見合はすべし、漢師建王はものにみえざれど、後漢、靈帝の裔なるべし、其は清和紀、仁和三年七月戊子、左京人右大史正六位上、文部、谷直、忠直、弟式部少錄正六位上、文部、谷直、永世、男女合九人、賜姓春淵、朝臣、忠直、自言大日本根子彦國奉天皇之後、與安部朝臣同祖也、今檢姓氏錄、安倍期臣之別、无文部、谷直、但後漢孝靈皇帝、後坂上、大宿禰等之氏族、有文部、谷直者也、とみえ、坂上系圖に引ける姓氏錄(山本直の下)に、文部、谷、忌寸とあるにて、ますく靈帝の末なる事を證すべし、

百濟、民首、水海連同祖、百濟國人努理使主之後也、

この氏は、右京諸蕃民首の條に云り、



伊部造百濟國人乃理使主之後也

伊部は和名抄越前國敦賀郡伊部郷ありて、印行本にコレト訓あれど以倍と訓べし、神名式同郡伊部磐座神社ありて、此社今岩倉村と云ふにあり、其邊を伊部郷とも飯部郷とも云ひて、伊部用水など云ふもあり、(越前古名考、越前名勝志)乃理使主は努理使主なり、伊部造に二派あり、一は皇別にて一は此族なり、

末使主百濟國人津留牙使主之後也

末は和名抄備前國邑久郡須惠郷といふあり、此氏はいづれの地名を負るにや、類聚國史天皇遊獵部に、天長九年九月乙卯、乘輿幸北野、試鷹犬、獵双岳及陶野、幸雲林院、とみえし地なり、又萬葉十一に、梓弓末之腹野爾、鷹田爲君之弓、葛之將、絶跡念、麩屋とみえしも同地なりと細井貞雄の云へるに従ふべし、稱徳紀、神護景雲元年八月癸巳、咒禁師末使主望足みえ、仁明紀、承和十一年十二月丙戌、山城國紀伊郡人末使主逆麻呂改本居貫左京三條とあるのみなり、拾芥抄姓戸録部米使主、姓名録抄に末使主あり、(拾芥抄に米とあるは、末を誤れるなるべし)

木日佐同上

木は和名抄山城國紀伊郡紀伊郷とあるを負るにて、曰佐は譯語の官なり、故木を紀

勝上勝同祖百濟國人多利須々之後也

と訓べし、未定難姓、木、勝津留木之後とみえたると同族なるべし、木は牙の誤ならん、勝は右京諸蕃上勝の條に云へり、桓武紀、延暦十六年二月癸酉、中務史生大初位下勝、繼成、仁明紀、承和十四年九月丙申、美濃國人正親大令史勝、廣吉等改本居貫附左京四條三坊、外記日記、天慶八年十月九日、左史生勝良義、小右記、長和二年八月十二日、番長勝、良真とみえ、この它勝部、君あり、勝部、臣あり、勝部、首あり、勝部、造あり、或は此族人にや、

勝部君は出雲風土記(大原郡)新造院一所在、斐伊郷中郡家、正南一里、建立嚴堂也、(在僧五軀)大領勝部、君虫麻呂之所造也、

勝部、臣は出雲風土記(同郡)卷末大領正六位上勳業勝部、臣あり、東大寺天平六年出雲計會帳に、衛門府衛士勝部、臣弟麻呂、また勝部、建島、(こは神門郡の兵士にて、二目盲せる由あり)また天平十一年賑給帳、漆沼郷勝部、首比根、出雲郷勝部、首荒海、勝部、首大島、勝部、首子床、勝部、首伊毛女、勝部、首墨田、

勝、首は桓武紀、延暦四年十二月辛未、近江國人從七位下勝、首益麻呂、起去二月迄十月、所進役夫惣二万六千餘人、以私糧給之、以勞授外五位下、而讓其父真公、有勅許之、

勝部造は桓武紀延暦廿四年八月癸卯從七位上勝部造眞上ありこの餘に勝を以て稱號とせる氏々數多ありて未だ其の出自を詳らかにせざれば姑く此に集め記して後考に備ふ

豊前國なる勝氏

丁勝は大寶二年(豊前國仲津郡丁里)戸籍に丁勝馬手丁勝吳丁勝赤根丁勝羊賣丁勝鳥賣丁勝卷手丁勝細目賣丁勝宇提丁勝小卷丁勝宇麻呂丁勝廣手賣丁勝鳥丁勝長兄丁勝廣國丁勝忍國丁勝弟國丁勝身麻呂丁勝肥賣丁勝都刀賣丁勝伊豆彌賣丁勝與曾布賣丁勝刀彌賣丁勝母呂賣丁勝椋賣丁勝宇奈麻呂丁勝波太賣丁勝大手丁勝麻呂丁勝與理賣丁勝黑賣丁勝小廣賣丁勝惠万丁勝龍丁勝羊丁勝宇提丁勝宇志賣丁勝羊賣とみえ  
阿射彌勝は阿射彌勝布施賣  
墨田勝は墨田勝赤賣  
田部勝は田部勝等許太利  
高屋勝は高屋勝羊高屋勝韓犬高屋勝伊佐賣  
狹度勝は狹度勝古麻賣狹度勝小赤賣狹度勝衣縫賣狹度勝龍賣狹度勝大海狹度勝

宇提賣狹度勝居都狹度勝牛手狹度勝刀良狹度勝牟知狹度勝龍賣狹度勝刀良賣狹度勝比良賣

大屋勝は大屋勝衣麻呂大屋勝宇提

古溝勝は古溝勝刀留古溝勝比良夫古溝勝赤麻呂古溝勝宇提古溝勝馬手古溝勝羊賣古溝勝牛賣古溝勝宇提賣古溝勝麻呂古溝勝根麻呂古溝勝牛麻呂古溝勝宇麻呂古溝勝身賣とあり以上の人々は凡て仲津郡丁里に貫るものなり

塔勝は大寶二年上三毛郡塔里戸籍に塔勝稻手塔勝山塔勝宇麻呂塔勝古麻呂塔勝古歩塔勝妹賣塔勝宇提賣塔勝宇志麻呂塔勝刀良塔勝龍塔勝根鳥塔勝宇麻呂塔勝阿麻賣塔勝廣賣塔勝廣瀨賣動二等塔勝岐彌塔勝若賣塔勝德賣塔勝荒弓塔勝廣庭塔勝法麻呂塔勝安麻呂塔勝妹賣塔勝小妹賣塔勝阿泥賣塔勝小糧賣塔勝蘇提賣塔勝黑賣塔勝麻呂塔勝小麻呂塔勝意等麻呂塔勝惠師塔勝古麻呂塔勝糧手塔勝牛手賣塔勝小身賣塔勝阿蘇吶塔勝犬手塔勝德瀨塔勝刀彌賣塔勝牛手賣塔勝赤賣塔勝身麻呂塔勝身手塔勝妹賣塔勝加羅閉塔勝加志波賣  
調勝は調勝馬手賣  
強勝は強勝波利強勝糧手強勝牛麻呂強勝龍強勝羊強勝犬手賣

板本勝は、板本勝牟久提賣

板本勝は、板本勝牟久提賣などあり、以上はみな上三毛郡塔里に貫る人々なり、河邊勝は大寶二年上三毛郡加自久也里戸籍に、河邊勝鳥賣河邊勝太與利河邊勝小依河邊勝馬手河邊勝沙留爲賣河邊勝姪賣河邊勝宇麻古賣河邊勝乎遲麻呂河邊勝廣河邊勝牟久賣河邊勝知麻呂河邊勝梗麻呂河邊勝五百江賣河邊勝彌多提賣河邊勝猪手河邊勝刀牟河邊勝身賣河邊勝刀良賣河邊勝長麻呂河邊勝犬麻呂河邊勝根賣河邊勝廣田賣

上屋勝は、上屋勝羊賣上屋勝尾麻呂上屋勝溝麻呂上屋勝鳥上屋勝豐石上屋勝黒賣上屋勝小根賣上屋勝比禮賣上屋勝德麻呂上屋勝古麻呂上屋勝刀良上屋勝牛麻呂

酒井勝は、桓武紀に延曆十八年八月丙戌豊前國宇佐郡人酒井勝小常あり、類聚符宣抄三に、長元五年五月正六位行太宰少監酒井宿禰あり、(名缺)朝野群載十二嘉祥二年二月十七日宇佐宮御馬檢校酒井宿禰友宗類聚符宣抄三長元五年太宰府解文に、正六位上行少監酒井宿禰(關名)など云は、此酒井勝の族にて後に宿禰を賜へるにや詳らかならず

巖野勝は、類聚國史卷五十四、天長四年正月丁亥豊前國下毛郡擬大領巖野勝宮守仁明紀承和十二年六月壬子前壹伎島醫師外大初位下巖野勝眞吉、美濃國なる勝氏

宮勝は文武紀大寶二年十一月庚辰行至美濃國授不破郡大領宮勝木實外從五位下とみえ、典藥頭補任次第延喜十六年八月廿八日宮勝利名あり、神名式美濃國不破郡大領神社、今本郡宮代村と云ふにあり、笠松縣神社考證と云ふものに、祭神は南宮社司不破氏の祖神にして、天武天皇壬申の役に功ありし臣不破郡大領宮勝木實の靈なり、中古熊野の三神を合せ祭れりと云ふ、神實は甚古びたる杉の一刷にて、長四尺幅一尺許あり、抑この宮勝木實臣は壬申の役に功ありしこと正史には曾て見えざれども、文武天皇大寶二年太上天皇(持統)美濃國行幸の砌、外從五位下を賜ひし事を考ふるに、壬申の役に功ありし人にて、彼壬申年八月丙戌諸々の勳功ある者を寵賞したまひし中にあるべきが如何してか洩されて勳功の事さへ御記録に脱たるものなるを、數年の後太上天皇の此地に行幸ありて、當昔先帝に奉仕て勳功ありし事等を思召出ましつゝ、かゝる位をさへに賜ひ、其後子孫代々此處に住居つゝ、其家の祖神を齋祭りしものなり、今に此不破の家系は木實臣より連綿と相續きて、南

宮の社の大禰宜中の長官として奉仕來り、いともめでたき家になむ、と云へり、此氏の考へにもなりなむと思ひて、因みに此にかきそへつ、

各務勝は、大寶二年御野國各牟郡中里郷戸籍に、少領務正七位上各牟勝小牧主帳務正七位下勝牧夫、清和紀、貞觀八年七月九日辛亥美濃國各務郡大領各務吉雄、厚見郡大領各務吉宗、類聚符宣抄卷七に、(康保二年二月十七日)前出羽權大目正六位上各務勝利宗とあり、拾芥抄姓尸錄部、また姓名錄抄に各務宿禰といへり、

韓島勝は、天智紀、十年十一月癸卯韓島勝婆、扶桑略記、神龜四年九月、宇佐宮禰宜辛島勝仕豆米、東大寺要錄、弘仁十二年八月十五日、正六位上辛島勝與曾女、爲禰宜、常勝は、東大寺正倉院文書、(長門國天平九年收納帳)正八位下行少目常勝首名、安吉勝は、仁明紀、承和七年九月壬辰、近江國人美濃國大掾正六位上安吉勝眞道男澤雄等五人貫附右京三條、

岡屋公百濟國比流王之後也

和久勝は、清和紀、貞觀二年二月十一日壬辰、正六位上和久勝清子などあり、岡屋は、和名抄、山城國宇治郡岡屋乎加乃也、郷とあるを負へり、とみゆ乎加乃也と訓むべし、此氏皇別八太屋代宿禰の後にもあり、出自こ、ともとより異なり、拾芥抄姓

尸錄部に岡屋公とみゆ、

高麗黃文連高麗國人久斯那王之後也

黃文は、黃藥もて經卷を染る由の名にして、則佛經を云り、(戸籍を黃藥にて染る事はあれど、なべての例にはあらず、齋宮式の忌詞に、經稱染紙といへるを以て思ふに、佛經を作りものする職なる事著し、幾布美と訓べし、氏人は、文武紀、慶雲四年六月壬午、從五位下黃文、連本實、元明紀、和銅三年正月甲子、從五位下黃文、連益田、贈正四位下黃文、連大伴、卒、從五位下黃文、連備、元正紀、靈龜二年四月癸丑、從七位下黃文、連梗、麻呂、大伴の子といへり、)聖武紀、天平二年九月戊午、外從五位下黃文、連許志、また、天平十九年正月丙申、外從五位下黃文、連伊加麻呂、孝謙紀、天平勝寶六年正月壬子、外從五位下黃文、連水分、廢帝紀、天平寶字二年八月庚子、外從五位下黃文、連眞白、女稱德紀、寶龜元年七月丙寅、外從五位下黃文、連牟禰、なごみゆ、拾芥抄姓尸錄部に黃文連といへり、

桑原史、狛國人漢智之後也

桑原は、久波々良と訓べし、攝津諸蕃に同姓あり、この氏人にや、氏人は、稱德紀、天平神護元年正月己亥、外從五位下桑原毗登宅持女、同紀、天平神護二年正月己卯、外從五位

下桑原毗登安麻呂などみゆ、拾芥抄姓尸録部に桑原史とあり、漢人の後にも桑原史、大友、桑原史といふありて、桑原直を賜へる事、孝謙紀に見ゆ、疑はしきに似たれど、是は高麗の桑原史、彼は漢の桑原史なり、思ひ混ふべからず。

高井造高麗國王鄒牟王二十世孫汝安祁王之後也

高井は、和名鈔阿波國阿波郡高井郷信濃國高井太賀爲郡などに由あるか、太加爲と訓べし、二十世を一に六世とあり、汝安祁王の世數考へがたし、此氏人ものにもみえず、拾芥抄姓尸録部、姓名録抄に高井造はあり、

狛造高麗國主夫連王之後也

狛は高麗なり、夫連王は東國通鑑にもみえず、此氏人、仁明紀にみえて次に云へるか、如し、この氏より陸奥、白河、連安達、連出たり、

陸奥、白河、連は、仁明紀、承和十年十一月庚子、陸奥國白河郡百姓外正八位上勳九等狛造智成、戸一烟、改姓爲陸奥、白河、連、

陸奥、安達、連は、仁明紀、同條に、同國安積郡百姓外少初位下狛造子押麻呂、戸一烟、改姓爲陸奥、安達、連とあり、連姓をこの二氏に賜へりとあるによりて、思ふに、欽明紀二十年五月、高麗、人頭、霽利耶陸等、投化於筑紫、置山城國、今、畝原、奈羅山村、高麗人之先祖

也、ごみえし山背、狛、これにて、天武紀十年四月、山背、狛、鳥賊麻呂、賜姓曰、連とある族なるべし、

新羅眞城史新羅國人金氏尊之後也

眞城は、神名式、伊賀國阿拜郡眞木山神社、和名抄、下野國寒川郡眞木郷などあるに、よれる歟、末伎と訓べし、金氏尊の金は、新羅國の姓なれば、この人も王族にてありしなるべし、光仁紀、寶龜六年七月丙辰、山背國紀伊郡人、從八位上、金城史、山守等十四人、賜姓眞城、史と云り、東國通鑑に、新羅に朴昔金の三氏ありて、更るく、王となる由みゆ、されば、朴氏も王族なるべし、仁明紀、承和三年九月丁丑、右京人、造兵司大令史、朴矛春、(矛を一に第、また弟とあり)、賜姓貞宗、連、其先、百濟國人也とあれど、百濟は新羅の誤りならん、

金氏は新羅の王族なり、聖武紀、天平五年六月丁酉、武藏國埼玉郡新羅人、德師等男女五十三人、依請爲金姓、仁明紀、天長十年四月乙丑、投化、新羅人、金禮真等男女十人、貫附左京五條、ごみえ、此氏人は元明紀、和銅二年十一月甲寅、從五位下、金上元爲、伯耆守、万葉集三、四十一、金、明軍東大寺正倉院文書、右京三條の天平五年計帳、金、月足、陸奥、話記

に氣仙郡司金爲時等攻賴時などみえて前九年の戦に官軍に屬せしも此氏人どみゆ、金氏より別れて國看連となれるものあり、

國看連は、聖武紀神龜元年五月辛未、從六位上金宅良金、元吉賜姓國看連とあり、

任那

多々良公、御間名國主爾利久牟王之後也、天國排開廣庭天皇

皇諡欽明御世投化、獻金多多利金乎居等、天皇譽之賜多々

良公姓也、

多々良は本文の多々利によりて賜へる姓なれば、多々利の語轉りて多々良となれるなり、多々利は和名鈔、揚氏漢語鈔云多々利とみえ、龍田風神祭祝詞に、金能麻桶金、端、また大神宮式に金銅多々利、高一尺六分、土居徑三寸六分、また令義解に、線柱ともあり、多々利は線柱にて、絲を卷つくるの具乎、居は麻筒にして、麻を積み入る、の具なり、其形は大神宮神寶圖にみえたり、欽明天皇の朝に、此ものを獻りしに因て姓を賜ひしなり、天國以下の八字は、訂正本の補によりて加へつ、此氏國史にみえず、拾芥鈔姓尸錄部、姓名錄鈔に多々良公とあり、子孫の周防國吉敷郡大内邑に居るもの大内氏といへり、寛永系圖、多々良姓、天内は周防吉敷郡にあり、推古帝十九年百濟王餘

璋第三の子琳聖、本朝にきたり、周防國佐波郡多々良の濱に舟をつなぐ、故に帝これに多々良の姓をたまふ、時の人其居所のひろきをたつとみて大内と名つく、これよりのち縣の名とす、琳聖九世の孫正恒に大内氏をたまふ、是大内の祖なりとみゆ、其世系は正恒子、藤根子、宗範子、茂村子、保盛子、弘真、周防吉敷郡宮野郷の主子、貞長子、貞成子、盛房、周防權介子、弘盛、周防權介子、滿盛、壽永年中にはしめて大内介と號す、子、弘成子、弘貞子、弘家、矢田太郎大宮と號す、子、重弘、六波羅評定人元應二年三月六日逝す、子、弘幸子、弘世、以上世々周防權介たり、周防長門石見等の守護、康暦二年十一月十五日卒す、子、義弘、周防長門石見豊前和泉紀伊等六ヶ國の守護、明德二年山名陸奥守氏清同播磨守滿幸等謀逆してしたがはず、兵を擧て洛中にせめ入らむとす、こゝに於て十二月廿九日將軍義滿堀河の亭にうつり、諸將に命してこれを誅伐せしめ、みづから戰場にむかふ、義弘從兵をひきゐて二條大宮に陣さる、同晦日氏清が弟山名上總介義治同猶子小林、修理亮高義が兵先鋒として内野より大宮にせめいり、関の聲を揚て將軍の陣に突か、らむとす、義弘か兵大にす、み相戦ふこと數刻にして、敵の兵さ、ふるこゝどあたはず、遂にその地を引しりぞく、また高義と義弘とあひ戦ふことばなはた急にして、其いきほひはげし、義弘みつからた、かふ事數度、遂に高義

を斬る、義弘もまた疵をかうふり、郎從死する者多し、是より敵軍ことごとく敗走す、將軍大に義弘か軍功を感して、帶するところの太刀をたまふ、同三年去年の功によりて紀伊和泉兩國の守護職をくはへたまふ、應永六年十二月廿一日泉州堺に於て討死、とし四十六、香積寺と號す、子持世弟持盛といふ、持世の子教弘、子政弘、子義興、子義隆、持盛子教幸、子任世、子盛幸、山口太郎修理進先祖居所の地の名によりて氏を山口と改む、上にいへる多々良氏の説、姓氏錄と異なり、姓氏錄は任那の裔とし、家譜は百濟とす、されど家譜は上世の事を知らずして、任那を百濟とあやまり、多々利の故事をもわすれて地名より起れるものとせしなるべし、

右第二十五卷

大和國諸蕃

起、眞神宿禰、眞大和國、造、二十六氏

眞神宿禰、漢福德王之後也、

眞神は、雄略紀七年八月命東漢直掬以新漢云々等、遷居于上、桃原下、桃原眞神原、三所、また崇峻紀(元年)に、飛鳥眞神原亦名飛鳥苦田とある地によれる氏なれば末加美と

訓むべし、氏人は桓武紀(延暦二年八月壬申)外從五位下眞神、宿禰眞絲、類聚國史第十九、天長十年正月乙未、正六位上眞神、宿禰氏長とみえ、拾芥鈔姓尸錄部、姓名錄抄に眞神宿禰あり、

豊岡連、漢高祖、苗裔伊須久牟治使主之後也、

豊岡はいつれの地名にや、神名式、土佐國長岡郡豊岡上、神社みえ、その近傍の地を豊岡と云ふ由考證に見ゆ、それか止與、袁加と訓むべし、仁明紀(天長十年十一月庚午)正六位上豊岡宿禰眞黑麻呂陽成紀(元慶三年六月廿六日)從六位下行出羽權少目豊岡宿禰繼雄とあるは、此氏人にて、後に宿禰を賜ひしなるべし、拾芥抄姓尸錄部、姓名錄抄に豊岡、宿禰(又連)とあり、

秦忌寸、太秦公、宿禰同祖、

この姓は左京諸蕃にあり、合せ考ふべし、太秦公云々を、一本に秦始皇四世、孫功滿王之後也とかけり、

桑原直、桑原村主、同祖、漢高祖七世孫萬德使主之後也、

この氏は、左京諸蕃桑原村主の條に云へり、孝謙紀に、天平寶字二年六月乙丑、大和國葛上郡人從八位上桑原、史年足等男女九十六人、近江國神埼郡人正八位下桑原、史人

勝等男女一千一百五十五人同言曰、伏奉去天平勝寶九歲五月二十六日、勅書、備、內大臣太政大臣之名不得稱者、今年足人勝等、先祖後漢、苗裔劉言興並帝利等、於難波高津宮御宇、天皇之世、轉自高麗歸化聖境、本是同祖分數姓、望請、依勅一改史字、因蒙同姓、於是桑原史、大友桑原史、大友史、大友部史、桑原史、戶史、戶六氏同賜桑原直姓、船史、船直、ごみえ、また聖武紀天平元年直姓に公姓を賜へる事みゆ、其は桑原村主の次下に云り、

### 己智秦太子胡亥之後也

己智は己知とも許智とも巨智ともある共に同じく氏なり、巨知と訓むべし、もとより彼國の姓なるべし、欽明紀元年二月百濟人己知部投化置倭國添上郡山村、今山村己知部之先也、ごみえて、大和志に添上郡山村一名己知山屬邑二、ごあり、この氏人の住めりしより地名ごなれりごみゆ、村尾元融云、山村奈良並に添上郡に屬れは、奈良許智も山村許智と同祖ならんご云へり、ごもあるべし、秦胡亥の後なるを、書紀に百濟人ごあるは例の百濟より轉り來れ、ばなり、此氏人は東大寺正倉院文書(天平年中の寫經師)許智蟻石(また在石ごも在羽ごもあり)また天平寶字六年七月九日(己知帶成あり、大間成文鈔一に、長保二年秋相模掾正六位上巨智臣信實ごある臣姓も此

同族なるべし、

### 三林公己智同祖諸齒王之後也

三林は地名なるべけれご未だ考へず、光仁紀寶龜十一年三月辛卯、伊勢國大目正六位上道祖首公麻呂白丁枝足等賜姓三林、公嵯峨紀弘仁二年九月丙寅攝津國人正七位上別公清名賜姓御林、宿禰ごみえしのみなり、拾芥抄姓戶錄部姓名錄抄に三林公あり、

### 長岡忌寸己智同祖諸齒王之後也

長岡の地名は諸國に多けれご、こは續紀延暦三年五月相乙訓郡長岡村之地、六月造長岡宮ご云へる山城長岡の地を負へるならん、奈我袁加ご訓むべし、光仁紀寶龜八年七月甲子、左京人從六位下櫛日佐河内等三人賜姓長岡忌寸ごみゆ、連姓なるもあり、其は聖武紀神龜元年五月辛未、正六位下寶難、大足賜長丘連、光仁紀寶龜七年十二月、左京人少初位上蓋田養賜長丘連ごも亦同族にや、東大寺奴婢籍帳、天平勝寶元年の文に、山背國羽束里戶主長岡坂本國麻呂ご云ふあり、異姓か同姓か未だ考へず、

### 山村忌寸己智同祖古禮公之後也

山村は靈異記上十條に、大和國添上郡山村里あり、和名抄同郡山村郷あり、これによ



りて也。末牟良と訓べし。播磨風土記に、飾磨郡草上村、所以云草上者、韓人（この頃の詞に海外の國をばすべて韓人と云へりしなり）山村等、上祖柞巨智賀那、請此地而墾田之時、有一聚草其根尤臭、故號云草上。こあるにて、山村忌寸は檜巨智の族なる事を知るに足れり。光仁紀實龜八年七月甲子、正六位上山村許智大足等四人賜姓山村忌寸とあり。さて山村氏に臣、姓と曰佐と宿禰とあり。廢帝紀に、天平寶字四年十二月戊寅、藥師寺僧莖達、俗名山村臣伎婆都とみえ。東大寺古文書天平寶字五年十一月山城字治郡の文に、山村曰佐豐國桓武紀、延曆廿三年四月壬申、右兵衛大初位下山村曰佐駒養獻白雀、賜近江國稻五百束、陽成紀、元慶三年十一月二十四日己卯、陰陽博士山村曰佐得道、また日本紀略、後一條天皇萬壽三年四月九日乙卯、山村宿禰真舒とみえたるは、同氏か異氏か考ふる所なし。

櫻田連、己智、同祖諸齒王之後也、

櫻田は萬葉三ノ十九右に櫻田部鶴鳴渡、年魚市方、鹽干二家良志、云々とあるは、尾張國愛智郡とみゆ、この地名を負へるにや詳らかならず、此氏ものにみえす、拾芥抄姓尸錄部、姓名錄抄に櫻田連といへり、朝妻造、韓國人都留使主之後也、

額田村主、吳國人天國古之後也、

朝妻は仁德紀の歌に、阿佐豆磨能、天武紀に幸于朝孀などあり、大和國葛上郡なり、阿佐豆麻と訓むべし、稱德紀（神護景雲二年十月癸亥、從六位下朝妻造綿賣、仁明紀、承和元年正月戊午、正六位上朝妻造清主とあるのみ、拾芥抄姓尸錄部、姓名錄抄に朝妻造とみゆ、額田村主、吳國人天國古之後也、額田は大倭山邊郡額田邑か奴加多と訓むべし、吳の上に一本遠字あり、天或は吳に作る、仁賢紀（元年）日鷹吉士、還自高麗獻工匠流々、枳奴流枳等、今大倭國山邊郡額田邑、熟皮是其後也、と云へる氏人にや、大和志に額田邑、嘉幡村、西十町許有皮工邑、隣平群郡額田部村といへる此に由あり、額田村主はものに見えず、拾芥抄姓尸錄部に額田村主あり、

百濟、百濟人、狗之後也、

縵は縵とも縵ともかけり、記傳（黒髮の條）すべて加豆良に三の品あり、葛（蔓も同し）と縵と縵となり、まづ葛は葛かつら、五味忍冬などすべて蔓草のことなり、縵は頭の飾に懸る物なり、髮は和名抄に、和名加都良、釋名云、髮少者所以被助其髮也、と有て、俗に

和連百濟國主雄蘇利紀王之後也

加毛自と云ふものなり、かくさまん、あれども、本は一より轉れる名にて、草の葛より出たり、さて何にまれ蔓草を以て頭の飾にかくるを髮葛と云ふ、是即鬘なり、又髮も髮を飾具なれば鬘とおなじ名を負はせつらひ、さて鬘は上代には女男ともに懸る物にて、蔓草を用ひしことは、石屋戸の段に眞拆をかけしを始て日影鬘など、又必しも蔓ならねど、花鬘、菖蒲鬘、柳鬘、木綿鬘などあり、又絲などを以て作りしにや、珠をかざること天照大御神の御飾に見えたり、玉鬘と云ふは是なり、穴穗宮御段に押木玉鬘と云ふも有りて、貴き寶なりしことみゆ、萬葉に波彌と云ふこともあり、○和名抄に、花蔓を加藍の具に載たれども、もと天竺の人の頭のかざりなり、と云へり、此なる緞連は、その緞を作りて人の服飾にするを掌る職なりしが、氏になれるなり、天武紀に、八年八月庚午、緞造忍勝獻嘉禾異畝同穎、十二年九月丁未、緞造賜姓曰連、とみえ、この氏は、光仁紀、寶龜十一年正月癸酉、正六位上、緞連宇陀麻呂、嵯峨紀、弘仁元年十月丙戌、外從五位下、緞連家繼、仁明紀、承和八年五月壬申、天和目正六位上、緞連道繼、授外從五位下、以輪私稻四萬束助國用也、などあり、拾芥鈔姓尸錄部、姓名錄鈔に緞連

和は大和國城上郡大倭郷を負へるにて也、麻登と訓むべきこと、左京諸蕃(大和朝臣の條に云へり、此連姓も百濟國王の後とあれば、和朝臣同族なるべし、氏は光仁紀、(寶龜十年春正月甲子)正六位上和連諸乙とみえしのみなり、拾芥鈔姓名錄鈔にも此氏脱たり、

宇奴首百濟國君男彌奈曾富意彌之後也

宇奴は和名鈔、周防國吉敷郡宇努郷、播磨國佐用郡宇野郷などによれる氏か、字音のままに宇奴と訓むべし、河内諸蕃に宇努造ありて同祖なり、彌奈曾の曾を子とかけり、氏は、宇佐八幡託宣集(養老三年)豊前守正六位上、宇努首男(萬葉集六卷にも此人の名あり)みえしのみなり、拾芥鈔姓尸錄部に宇努首とあり、

波多造百濟國人佐布利智使主之後也

波多は和名鈔、大和國高市郡波多郷あり、これを負へるか、八多と訓むべし、此氏人ものみにみえず、拾芥鈔姓尸錄部に波多造あるのみ、

薦口造百濟國人拔田白城君之後也

薦口は和名鈔、河内國石川郡紺口郷とある地名を負へしなるべし、古毛久と訓べし、氏はものみにみえず、拾芥鈔姓尸錄部、姓名錄鈔に薦口造をのせてコモクチと訓た

園人首、百濟國人知豆神之後也、

園人は園部首に同じく職名を負へり、曾乃比登と訓べし、和名鈔、大和國忍海郡園人郷は、この園人氏の住みたるによりて負へる地名と聞ゆ、園人と園部と職掌にかはりはあるまじく思はるれど、異なる事あるにや、右京諸蕃園部首の條合せ考ふべし

高麗日置造、高麗國人伊利須使主之後也、

この氏左京諸蕃にみえてそこに云り、

鳥井宿禰、日置造同祖、伊利須使主之後也、

鳥井の地名いつれの國にか未だ考へず、この氏は上の日置造より出たり、光仁紀寶龜八年夏四月甲申、從五位上日置造雄三成等四人、賜鳥井宿禰、とあるにて、知るべし、

榮井宿禰、日置造同祖、伊利須使主男麻呂臣之後也、

榮井は神名式、座摩巫祭神五座の内に生井神、福井神、みえ、祈年祭祝詞に、福井を榮井とあり、祝詞考に、佐久爲とよめれど、佐加井と訓むべきにや、和名抄、越前國今立郡酒井郷といふもあり、この氏と次なる吉井宿禰も共に日置造より出たり、故に日置造

同祖とあるなり、(賜姓の事下にみゆ)

吉井宿禰、日置造同祖、伊利須使主男麻呂臣之後也、

吉井も地名なるべけれど、いつれの國なりや詳らかならず、光仁紀寶龜八年夏四月甲申、從五位上日置造、養麻呂等八人、賜姓榮井宿禰、正八位下日置造飯麻呂等二人、吉井宿禰、

和造日置造同祖、伊利須使主之後也、

和は上の和連にいへり、大和郷によれる氏なるべし、されど此氏人ものに見あたらす、

日置倉人、日置造同祖、

日置は日置造の日置にて、此氏人の倉庫を掌れるが即其職を氏としたるなり、例は、茨田倉人(天武紀十年)、河内藏人(續紀天平五年)、河原藏人(神護景雲三年)、秦藏人(同年十一月)などの類、これなり、日置倉人の稱、此と拾芥抄にのせたるのみにて、史にみる所なし、

新羅絲井造、三宅連同祖、新羅國人天日槍命之後也、

絲井は、神名式に、大和國城下郡絲井神社あれば、此地名を負へしとみゆ、此氏人史に見あたらす、拾芥抄姓尸錄部、姓名錄抄に絲井造あり、稱德紀(神護景雲三年四月甲子)上野國甘樂郡人絲井部袁故とみえしは此氏の部曲なるべし、

任那 辟田首任那國主都奴加阿羅志等之後也、

辟田は、和名鈔、大和國城上郡辟田郷あり、旁訓にヒラタとみえ、拾芥抄古寫本に辟田首の傍訓にもヒラタ(印本にはヒキタとあり)とあるに因て比良多と訓べし、書紀推古紀二十年云々、是歲百濟人味摩之歸化、曰、學于吳得伎樂、則安置櫻井、而集少年令習伎樂舞、於是真野首弟子新漢人齊文二人習之、傳其舞、此今大市首、辟田首等祖也、此今以下十一字普通本にはなきを今は一本による、と云へる、辟田首は、此に由あり、されど任那を新漢とあるいさ、か疑はしければ尙よく考ふべし、

大伴造任那國主龍主王孫佐利王之後也、

大伴は於保登毛と訓べし、この氏いづれの國の地名を負へるにや、龍主王佐利王とも物にみえず、此氏人は東大寺正倉院文書(年月國郡不詳、計帳斷簡)に大伴造秋麻呂、大伴造綿賣、大伴造志那志賣、大伴造靜賣、大伴造黑賣、大伴造根麻呂、此人の名下に

越前國日富郡とみえ、下文錦部直古刀自賣の下に、和銅五年逃越前國とみえ、物部千代の下に越前國とあり、又天平四年九月十日死などの文をもて考ふるに、恐らくは越前丹生郡天平四五年の計帳なるべし、大伴造酒人、大伴造酒麻呂などあり、拾芥抄姓名錄抄に此氏脱たり、

右第二十六卷

攝津國諸蕃

起石占、寸、盡二荒  
荒公二十九氏

漢 石占忌寸坂上大宿禰同祖阿智王之後也、

石占は、萬葉三に、杖策毛、不衝毛去而、夕衢占問、石ト以而、などあるは古へト法に石占とて、石もて吉凶を定むる事のありし、其術を掌る者を石占と云ひしなるべし、景行紀に石占横立と云ふ人名あるも、さる職官なりと知らる、さて其氏人の居りし處を石占など名けて、地名になれるがあらと思ほしく、聖武紀(天平十二年十一月)に、伊勢國桑名郡石占、頓宮などみえし是なり、伊勢宇羅と訓べし、此石占忌寸はもとより石占を掌るによりて負へるか、又は其石占の地に住て、地名を氏に負へるか、いづれ

檜前忌寸石占忌寸同祖阿智王之後也

とも決めがたし、氏人は、類聚國史(神祇部八、また第九十九)弘仁十四年十一月庚午に、外從五位下石占忌寸水直とあるのみ、拾芥抄姓尸錄部、姓名錄抄に石占忌寸とみゆ、  
檜前は、右京諸蕃檜前村主に云へり、稱德紀、天平神護元年二月乙丑、賜與賊相戰及宿衛内裏、檜前忌寸二百三十六人、爵人一級、ごいふ事あり、光仁紀、寶龜三年四月庚午、正四位下近衛員外中將兼安藝守勳二等坂上、大忌寸、菊田麻呂等言、以檜前忌寸任、大和國高市郡司、元由者先祖阿智使主、輕島豐明宮馭宇天皇、御世、率十七縣人夫、歸化、詔賜高市郡檜前村、而居焉、凡高市郡内者、檜前忌寸及十七縣人夫、滿地而居、他姓者、十而一二焉、是以天平元年十一月十五日、從五位上、民忌寸、袁志比等、申其所由、天平三年、以内藏少屬、從八位上、藏垣忌寸、家麻呂、任少領、天平十一年、家麻呂轉大領、以外從八位下、蚊屋忌寸、子虫、任少領、神護元年、以外正七位上、文、山口忌寸、公麻呂、任大領、今此、人等被任、郡司、不必傳子孫、而三腹遞任、四世子、今、奉勅、宜莫勸籍譜、第聽任、郡司、ごみえ、後に宿禰を賜ひたるにや、類聚符宣抄一、(天慶元年八月廿三日)石大史檜前宿禰忠明あり、  
藏人石占忌寸同祖阿智王之後也、  
藏人は、右京諸蕃掠人の條に云へるを合せ考ふべし、清和紀、貞觀九年十一月廿日、乙

葦屋漢人石占忌寸同祖阿智王之後也

卯、外從五位下行侍醫藏人、貞野、賜姓坂上、宿禰、後漢靈帝之後也、藏人の人を一本に史に作れるもあり、また藏史も決めて此族なるべし、貞觀五年九月十日己亥、河内、國古市、郡人、木工大屬、正七位上、藏、史乙繼、改本居、貫附右京職、ごみえ、氏人は、陽成紀(元慶六年正月七日庚戌)助教、從七位下、藏、史宮雄あり、  
葦屋漢人石占忌寸同祖阿智王之後也、  
葦屋は、延喜兵部式に、攝津、國葦屋、驛、和名抄、攝津、國兔原、郡葦原、原は、屋の誤なり、郷みえ、萬葉集九に、過葦屋、處女、慕、作歌に、葦屋、乃、菟名、日、處女、などある是なり、阿志也と訓べし、漢人は、未定雜姓に、漢人、漢人、黑之後とある同族ならん歟、拾芥抄姓尸錄部、姓名錄抄に葦屋、漢人と云へり、葦屋と云ひ漢人といへば、氏を重ねいふ如くなれど、漢人氏は、外にもあれば、夫に云別べく、其居處の地號を冠せしなるべし、東大寺正倉院文書(天平神護元年五月九日)内豎、從八位上、勳七等、葦屋、倉人、島麻呂とあるは、此族人にて、上の藏人同祖なる事明らけし、  
秦忌寸太秦公宿禰同祖功滿王之後也、  
この氏、左京諸蕃秦忌寸の條、また太秦公宿禰の條に云り、秦井手忌寸と云姓あり、この姓より分れしものなるべし、

秦、井手忌寸、井手は堰にて堰手の義なり、爲傳と訓むべし、此氏人葛野、大堰を造りしによりて、井手を氏に負へり、其は政事要略第五十四に、秦氏、本系帳云、造葛野、大堰、於天下、誰有比檢、比檢はもと比肩などありけるを、字音より檢と誤りしにはあらし歟、是秦氏、率催種類所造、構之、昔秦、昭王、騫堰、洪河、通溝、澮、開田、万頃、秦富數倍、所謂鄭伯之沃、衣食之源者也、今大井堰、則習彼所造、といへるもの證とすべし、稱德紀に、神護景雲三年五月己丑、攝津國豐島郡人正七位上井手小足等十五人、賜姓秦、井手忌寸、とみゆ、氏人は、聖武紀、天平十五年五月己卯、正六位上秦井手麻呂、東大寺正倉院文書、天平神護二年越前聖田帳、足羽郡利苜郷戸主秦井出月麻呂などあり、

秦人、秦忌寸同祖、弓月王之後也、

この氏は、右京の秦人の條に云へり、氏人は、御野國加毛郡半布里、大寶二年戸籍、東大寺正倉院文書に、五保上政戸秦人石寸、この家口、惠麻呂、稻麻呂、五百代、兄麻呂、久々志、忍人、石井、伎波、見、牛麻呂、大人、知足、佐久良、意利麻呂、彌會、費、中政戸秦人、甲、秦人、速、採、秦人、小、球、秦人、小、麻呂、秦人、佐、加、牟、秦人、大、人、秦人、大、麻呂、秦人、三、川、秦人、弟、奈、秦人、加、止、利、賣、秦人、赤、賣、秦人、鳥、賣、秦人、小、刀、自、賣、秦人、小、古、賣、秦人、寸、矢、賣、秦人、都、布、良、賣、秦人、稻、依、賣、秦人、粟、島、賣、中、政、戸、秦人、止、也、比、秦人、太、加、麻、呂、秦人、小、太、加、秦人、都、麻、利、秦人、加、尼、麻、呂、秦人、千、麻、呂、秦人、牟、津、秦人、知、代、賣、秦人、牟、志、奈、賣、秦人、小、牟、志、賣、秦人、牟、都、賣、中、政、戸、秦人、山、秦人、古、麻、呂、秦人、加、麻、呂、秦人、林、秦人、衣、手、秦人、結、秦人、伊、都、毛、秦人、稻、久、利、秦人、奴、加、手、秦人、古、麻、呂、秦人、和、良、比、賣、秦人、古、屋、賣、秦人、手、古、賣、秦人、小、賣、秦人、古、利、賣、秦人、小、都、賣、秦人、太、志、賣、秦人、御、奴、良、賣、秦人、麻、刀、賣、秦人、古、賣、秦人、姉、賣、中、政、戸、秦人、小、咋、秦人、人、稻、麻、呂、秦人、伴、足、秦人、牟、都、麻、呂、秦人、爾、伎、良、秦人、小、人、秦人、荒、人、秦人、古、麻、呂、秦人、佐、目、秦人、當、賣、秦人、飯、賣、秦人、寺、賣、秦人、目、都、賣、秦人、若、賣、五、保、中、政、戸、秦人、都、々、彌、秦人、加、良、比、止、秦人、大、庭、秦人、也、呂、都、秦人、由、彌、秦人、五、百、依、秦人、百、足、秦人、奈、理、秦人、小、倍、志、賣、秦人、比、賣、秦人、惠、止、賣、秦人、部、麻、理、賣、秦人、牟、志、賣、秦人、猪、手、賣、秦人、阿、加、賣、秦人、身、下、政、戸、秦人、堅、石、秦人、黑、麻、呂、秦人、廣、島、秦人、猪、手、秦人、足、島、秦人、小、島、秦人、足、人、秦人、八、國、秦人、人、島、寸、賣、秦人、川、島、賣、秦人、古、賣、中、政、戸、秦人、安、麻、呂、秦人、久、毛、萬、秦人、阿、彌、方、秦人、伴、足、秦人、小、足、秦人、所、波、秦人、掠、手、秦人、高、島、秦人、眞、須、秦人、末、麻、呂、秦人、金、椅、秦人、及、伎、秦人、小、廣、秦人、阿、手、良、秦人、所、乃、麻、呂、秦人、古、賣、秦人、津、賣、秦人、黑、太、賣、秦人、刀、彌、賣、秦人、加、久、佐、賣、秦人、古、賣、秦人、經、賣、秦人、足、奈、賣、秦人、大、賣、秦人、小、志、祁、賣、秦人、金、椅、賣、秦人、古、賣、秦人、人、知、依、賣、秦人、小、依、賣、秦人、都、賣、秦人、廣、賣、中、政、戸、秦人、和、爾、秦人、音、速、秦人、五、百、採、秦人、身、多、秦人、古、馬、秦人、龍、麻、呂、秦人、三、成、秦人、三、掠、秦人、猪、手、賣、秦人、古、奈、賣、秦人、和、々、良、賣、

呂秦人、千麻呂、秦人、牟津、秦人、知代、賣、秦人、牟志、奈、賣、秦人、小牟、志、賣、秦人、牟都、賣、中、政、戸、秦人、山、秦人、古麻呂、秦人、加麻呂、秦人、林、秦人、衣、手、秦人、結、秦人、伊、都、毛、秦人、稻、久、利、秦人、奴、加、手、秦人、古麻呂、秦人、和、良、比、賣、秦人、古、屋、賣、秦人、手、古、賣、秦人、小、賣、秦人、古、利、賣、秦人、小、都、賣、秦人、太、志、賣、秦人、御、奴、良、賣、秦人、麻、刀、賣、秦人、古、賣、秦人、姉、賣、中、政、戸、秦人、小、咋、秦人、人、稻、麻、呂、秦人、伴、足、秦人、牟、都、麻、呂、秦人、爾、伎、良、秦人、小、人、秦人、荒、人、秦人、古、麻、呂、秦人、佐、目、秦人、當、賣、秦人、飯、賣、秦人、寺、賣、秦人、目、都、賣、秦人、若、賣、五、保、中、政、戸、秦人、都、々、彌、秦人、加、良、比、止、秦人、大、庭、秦人、也、呂、都、秦人、由、彌、秦人、五、百、依、秦人、百、足、秦人、奈、理、秦人、小、倍、志、賣、秦人、比、賣、秦人、惠、止、賣、秦人、部、麻、理、賣、秦人、牟、志、賣、秦人、猪、手、賣、秦人、阿、加、賣、秦人、身、下、政、戸、秦人、堅、石、秦人、黑、麻、呂、秦人、廣、島、秦人、猪、手、秦人、足、島、秦人、小、島、秦人、足、人、秦人、八、國、秦人、人、島、寸、賣、秦人、川、島、賣、秦人、古、賣、中、政、戸、秦人、安、麻、呂、秦人、久、毛、萬、秦人、阿、彌、方、秦人、伴、足、秦人、小、足、秦人、所、波、秦人、掠、手、秦人、高、島、秦人、眞、須、秦人、末、麻、呂、秦人、金、椅、秦人、及、伎、秦人、小、廣、秦人、阿、手、良、秦人、所、乃、麻、呂、秦人、古、賣、秦人、津、賣、秦人、黑、太、賣、秦人、刀、彌、賣、秦人、加、久、佐、賣、秦人、古、賣、秦人、經、賣、秦人、足、奈、賣、秦人、大、賣、秦人、小、志、祁、賣、秦人、金、椅、賣、秦人、古、賣、秦人、人、知、依、賣、秦人、小、依、賣、秦人、都、賣、秦人、廣、賣、中、政、戸、秦人、和、爾、秦人、音、速、秦人、五、百、採、秦人、身、多、秦人、古、馬、秦人、龍、麻、呂、秦人、三、成、秦人、三、掠、秦人、猪、手、賣、秦人、古、奈、賣、秦人、和、々、良、賣、

秦人牟自賣、秦人大古賣、秦人多須賣、上政戶秦人桑手、秦人波加西、秦人石井、秦人石川、秦人小岩、秦人忍山、秦人諸弟、秦人黑麻呂、秦人根猪、秦人小人、秦人也曾麻呂、秦人已乃彌、秦人大得、秦人知依、秦人毛黑賣、秦人古刀自賣、秦人加比賣、秦人多麻賣、秦人麻須賣、秦人也曾賣、秦人虫奈賣、秦人飯依賣、中政戶秦人阿波、秦人乎知、秦人布奈麻呂、秦人小布奈、秦人根麻呂、秦人小人、秦人知加良、秦人麻呂、秦人志比、秦人牛麻呂、秦人比津自、秦人赤麻呂、秦人赤安、秦人吉島、秦人荒玉、秦人掠手、秦人志那賣、秦人古賣、秦人小咋賣、秦人足奈賣、秦人奈留賣、秦人比理賣、秦人小衣賣、秦人忍比賣、秦人真島賣、などあり、また秦人廣幡と云ふ氏あり、この秦人の族なるべし、

秦人廣幡は、聖武紀天平二十年冬十月丁亥、正七位下廣幡、牛養賜、秦姓とあるにて、秦姓なる事證すべし、其氏人は越前國計帳斷簡(天平四五年の文書なり)戸主秦人廣幡石足とありて、秦人廣幡麻呂、秦人廣幡島虫賣、秦人廣幡息島、秦人廣幡大名、秦人廣幡足柁、秦人廣幡虫名賣、秦人廣幡小虫賣、秦人廣幡賀豆伎賣、また秦人廣幡石柁、秦人廣幡鎰主賣、秦人廣幡倉主賣、などあり、

**志賀忌寸、後漢、獻帝之後也、**

志賀は、和名鈔、近江國滋賀、志賀郡の地を負へり、滋賀と訓むべし、桓武紀延暦六年秋

**大原史、漢人西姓令貴之後也、**

七月戊辰、右京人正六位上大友、村主廣道、近江國野洲郡人正六位上大友、民曰佐龍人、淺井郡人從六位上錦、曰佐周興、蒲生郡人從八位上錦、曰佐名吉、坂田郡人大初位下穴太村主真廣等、並改本姓賜志賀、忌寸、桓武紀延暦十八年三月庚戌、近江國淺井郡人從七位下穴太村主真杖、賜姓志賀、忌寸、とみえ氏人は、嵯峨紀(弘仁元年十一月丙辰)正六位上志賀忌寸周興、淳和紀(天長十年正月乙未)正六位上志賀忌寸田舎麻呂、この田舎麻呂に下毛野朝臣を賜へる事あり考ふべしとあるのみなり、拾芥抄姓尸錄部に志賀村主といふあり、

**上村主、廣階、連、同祖、陳思王植之後也、**

この氏は、右京諸蕃大原史の條に云へり、

**竺志史、上村主、同祖、陳思王植之後也、**

この氏は、左京諸蕃にみえて、そこに云へり、

**臺直、臺忌寸、同祖、漢釋吉王之後也、**

この氏は、左京諸蕃の臺忌寸の條に云り、氏人もそこにみゆ合せ考ふべし、

史戸、漢城人韓氏隆德之後也

史戸はもと史を職とする戸の義なれば、不美比登乃閉と訓むべし、書紀雄略卷二年十月是月置史戸とみえたるを、一本には戸を部とあり、戸と部とは異なれど通はしても云へるか疑はし、なほよく考へて定むべし、大和諸蕃桑原直の條に、桑原史戸、また史戸とあるは桑原直、また桑原史の同族にて、同姓を賜へるをもて思ふに、史部にはあるべからず、漢城人とある漢城は高麗の都ある地名なり、氏人は備中國天平二年大稅負死亡人帳に、都宇郡撫川郷鳥羽里戸主史置島、また史戸玉賣賀夜郡阿蘇郷磐原里戸主史戸阿遲麻佐、類聚符宣抄九、延暦七年四月十七日、兵部少錄史戸忠則などみえ、拾芥抄に史戸といへり

温義、北齊國温公高緯之後也

温義はいかなる義にや、この外には史にもみえず、考ふべきよしなし、字音のまゝに表牟宜とよむべし、神別に雄儀、連姓あり、この雄儀も詳らかならず、拾芥抄姓戸錄部姓名錄抄に温義(无尸)とみえ、明應寫本の拾芥抄に温美とかけり、

百濟船連菅野朝臣同祖、太阿郎王之後也

廣井連、百濟國避流王之後也

この氏は、右京諸蕃にありて、そこに云り、廣井は、和名鈔美作、國英多郡廣井郷あり、比呂爲と訓むべし、桓武紀、延暦十年八月壬子、攝津國百濟郡人正六位上廣井造眞成、賜姓連とみえしのみなり、嵯峨紀、弘仁三年正月辛未、外從五位下廣井宿禰眞成、類聚國史九十九、弘仁六年正月己卯、正六位上廣井宿禰貞名、仁明紀、承和二年八月辛丑、外從五位下廣井宿禰弟名、授從五位下、信朝臣之舅也、清和紀、貞觀十年閏十二月廿八日、左大臣正二位源朝臣信實、信朝臣者嵯峨太上天皇之子、源氏第一郎也、母廣井宿禰氏、といへる宿禰姓も同氏なるべし、

林史、林連同祖、百濟國木貴之後也

林氏は、左京諸蕃林連の下に云り、この氏ものにみえず、拾芥抄姓名錄抄にも此氏をもらせり、

爲奈部首、百濟國中津波手之後也

爲奈は、和名抄、攝津國河邊郡爲奈郷によれり、爲奈倍と訓べし、爲奈部は猪名部とも書きて、古へ工匠の一部の稱なり、應神紀、三十一年八月に、新羅の調使火を失ちて官船を焼し時、新羅王聞之、豐然大驚、乃貢能匠者、是猪名部等之祖始也、とある此に由あ



り新羅の貢れる工匠の内には百濟人も雜はりてありしか其猪名部を掌る首の職とみえたり神別饒速日命の裔にも猪名部首ありていと混らはし

牟古首出自百濟國人片禮吉志之後也

牟古は和名抄攝津國武庫郡武庫(無古郷あり無古と訓べし一本百の上に出自二字あり志の下に之後とありこれによりて訂せり片を汗に禮を汜に作れり此氏史にみえず

原首眞神宿禰同祖福德王之後也

原は國々に多き地名なればいづれにや思ひ定めかたし此氏史に見あたらす

三野造百濟國人布須麻乃古意彌之後也

三野は和名抄攝津國西成郡三野郷ある是なり美努と訓べし布は一本に希とあり彌を彌に作れりこれも氏人みあたらす

村主葦屋村主同祖意寶荷羅支王之後也

村主は細井貞雄が姓序考に成務朝廷四年春二月丙寅朔の詔に是國郡無君長縣邑無首渠者焉自今以後國郡立長縣邑置首即取當國之幹了者任國郡之首長是爲中區之蕃屏也五年秋九月令諸國以國郡立造長縣邑置稻置並賜楯矛以爲表とみえしと

き置れしなり舊は職號なりしもの、姓になれるなり村主の號の正しくみえしは、

孝德朝廷大化二年春正月甲子朔の詔に別臣連伴造國造村首所有部曲之民處々田

莊云々とあるぞ始なりける(村主を此に村首とかけるにて成務紀に縣邑置首とあ

るは縣主村主の二の首なるをおもふべし)村主をしも孝德紀に村首とか、れしは、

主首相通へるもて然か、れたるなり、そは姓氏錄に縣使主を縣使首とかけるにて

知るべし(民使首は民使は氏にて首は姓なり此例にて縣使首をも縣使を氏とし首

を姓なりと思ふべけれど縣使といふ氏太古よりありしことなし)村主は須久理と

訓べし和名抄に伊勢國安濃郡村主須久利とみえたればなりと云へるに従ふべし

此氏は類聚國史第四十(天長七年六月辛亥女孺伊勢國人村主宮道文德紀(嘉祥三

年九月壬午右京人村主岑成於攝津國島上郡河上獲白龜獻之類聚符宣抄一(康保四

年十月廿二日)右史生村主宗正(また七卷(永延二年五月十六日)厨家案主村主正利除

目大成抄(應德二年二月十一日)丙舍人村主宿禰經遠などあり、

勝上勝同祖多利須々之後也  
勝をカチと訓むべき事已に右京諸蕃上勝の條に云へり仁明紀承和三年九月丙申  
美濃國人正親大令史勝廣吉等改本居貫附左京四條三坊この氏は桓武紀(延曆十

六年二月癸酉中務史生大初位下勝繼成とみえしのみなり、

**高麗** **桑原史桑原村主同祖萬德使主之後也**

桑原は左京諸蕃桑原村主の條に云へり萬德使主は村主の條に已に漢高祖の裔とあり此に高麗に收れたるは誤れりこの書蕃別には往々かくの如き誤り多し彼と此と出入を以て疑をいたさすその大要を心得べきなり

**日置造烏井宿禰同祖伊利須使主之後也**

この氏は左京諸蕃に云へり烏井宿禰は大和諸蕃にみゆ

**高安漢人泊國人小須須之後也**

高安は右京諸蕃高安下村主の條に云へりこの氏人史にみあたらず

**新羅**

**三宅連新羅國王子天日杵命之後也**

この氏右京諸蕃に云り

**任那** **豐津造任那國人左李金之後也亦名佐利己牟**

豐津はいづれの地名とも考へず一本に出自任那國人左李金亦名池牟佐利也とあり池は己の誤なるへしまた左李金を左利己牟と云へるは亦名にはあるべからずもどより同名の文字を異にせるのみなり金は己牟にて任那國の姓なるをもて大伴造の查に任那國主龍王孫佐利王と云へるも金を省けるにて同人なるべし姓を上にしては金左利と云ひ姓を下しては左利己牟とも云ひしなるへくぞ思ほゆる光仁紀實龜十一年五月甲戌攝津國豐島郡人韓人稻村等一十八人賜姓豐津造とありこの它氏人ものにみえず

**韓人豐津造同祖左季金之後也**

韓人は加良毘登と訓べし清和紀貞觀九年四月廿五日甲午伊賀權目正六位下韓人眞貞賜姓豐池宿禰其先任那國人也とみえ氏人は上に引る光仁紀に韓人稻村と云り

**荒々公任那國豐貴王之後也**

荒々は和名抄攝津國西成郡安良郷とある是なり安良々と訓むべし書紀神功卷にをち方のあら、松原萬葉一に霞打安良羅松原住吉之弟日娘與見禮常不飽香聞と云へる所ならむこの氏史にみえず拾芥抄姓尸錄部荒々公ありてなほ荒良と云ふ

氏を載せたるは訓を文字のまゝになして載し故に、荒々と異なる如くなりしものなるべし。

右第二十七卷

河内國諸蕃

起高丘宿禰遺ニ  
伏丸五十六氏

漢

高丘宿禰、出自百濟國公族大夫高僕之後、廣陵高穆(之後)也、

高丘は、和名鈔、讚岐國三木郡高岡(多加乎加)郷土佐國高岡郡高岡郷とあるに由あるか、又は廣陵は一本高陵ともあれば、高陵といへる韓土の地名によりて、高丘を氏にせるにもやあらん、百濟の始祖溫祚者、高勾麗始祖高朱蒙の第二子なる故に、公族に高姓ありて、高僕とも云へり、とみゆ、高穆の後に大石大山は共に百濟木貴の後にてあるを、高丘を漢土の内に收めたるは、いかなるにか、一本に百濟の上に出自とあり、高穆の下なる之後二字なきはよろしきに似たり、故今之に従ふ、此氏始め連姓なりしを、宿禰になされたり、聖武紀、神龜元年五月辛未、正六位下樂浪河内、賜姓高丘連、天平十四年八月癸未に、高岡連河内とみゆ、稱德紀、神護景雲元年二月丙子、河内國古市

郡人從四位下高丘連比良麻呂、賜姓宿禰、この氏人は景雲二年六月庚子、内藏頭兼大外記遠江守從四位下高丘宿禰比良麻呂卒、其祖沙門詠、近江朝歲次癸亥、自百濟歸化、父樂浪河内、正五位下大學頭、神龜元年改爲高丘連、比良麻呂少遊大學、涉覽書記、歷任大外記、授外從五位下、寶字八年以告仲滿、反授從四位下、景雲元年賜姓宿禰、嵯峨紀、弘仁三年正月丙寅、正六位上高丘宿禰弟越、弘仁十年十一月甲午、少外記高丘宿禰、潔門、逸廿七ノ廿一左、文德紀、仁壽元年正月甲申、正六位上高丘宿禰百興、仁明紀、承和十一年正月庚寅、正六位上高丘宿禰貞雄、また嘉祥二年正月壬戌、正六位上高丘宿禰宗雄、光孝紀、仁和二年正月丁亥、大外記正六位上高丘宿禰五常などあり、

- 山田宿禰、魏司空王昶之後也、
- 山田連、山田宿禰同祖、忠意之後也、
- 山田造、同國人忠意之後也、
- 長野連、山田宿禰同祖、忠意之後也、
- 志我閉連、山田宿禰同祖、王安高男賀佐之後也、
- 三宅史、山田宿禰同祖、忠意之後也、

山田宿禰以下の五姓は、右京諸蕃にみえたるそこに云り、合せ考ふべきなり、

三宅は、和名抄、河内國高安郡三宅郷、また交野郡三宅郷によれる氏なり、美也介とよむべし、此地に住て、史人の職を仕奉りしものなるべし、氏人史にみえず、

### 大里史同祖

大里は、和名抄、河内國大縣郡大里郷あり、これによれる氏なるべし、於保佐止と訓べし、氏人ものにみえず、拾芥抄、姓尸録部に大里史とあり、

### 秦宿禰秦始皇五世孫融通王之後也

秦氏の事は、左京諸蕃太秦公宿禰の條に云り、仁明紀、天長十年二月己卯、左京人左大史正六位上秦忌寸貞仲、賜姓宿禰、貞一本に眞に作る、承和三年三月甲子、山城國人式部大錄秦宿禰氏繼、改本居貫附四條三坊、四條の上、左京或は右京の字を脱せしなるべし、とみえ、氏人は、桓武紀、大同元年三月壬午、外從五位下秦宿禰都伎麻呂、延暦十五年七月の紀には、秦忌寸都伎麻呂とあるを、此に宿禰と云へるは、此年までの間に改姓ありしなり、嵯峨紀、弘仁三年正月辛未、外從五位下秦宿禰智奈理、類聚國史九十九、(天長四年正月癸未)正六位上秦宿禰島主清和紀、貞觀二年正月十六日丁卯、外從五位下行外記秦宿禰安雄などあり、この秦宿禰より惟宗朝臣朝原宿禰は分れたり、惟宗氏は、清和紀に、貞觀六年六月五日己未、右京人内教坊頭從七位下秦忌寸善子、賜

姓伊統朝臣弟秦忌寸安雄等賜姓伊統宿禰、陽成紀、元慶七年十二月廿五日丁巳、左京人從五位下行下野權介秦宿禰永原從五位下守大判事兼行明法博士秦公直宗、山城國葛野郡人外五位下行音博士秦忌寸永宗、右京人主計大允正六位上秦忌寸越雄、左京人右衛門少志秦公直本等男女十九人、賜姓惟宗朝臣、永原等自言、秦始皇十二世孫功滿王子融通王之苗裔也、功滿占星之意、深向聖朝、化風之志遠、企日域、而新羅、遼、路隔彼來王、遂使衛足之草空宮、无仰陽之心、屬天誅、伐罪官軍、拂塵、通率百二十七縣、人民譽田、天皇十四年歲次癸卯、是焉内屬也、とみえ、直宗は法律に明らかなるも、明法博士に任し、子孫官を世にし、玄孫允亮に至りて、一條天皇の御世奏請して、姓令宗朝臣に改む、宇佐大鏡(康平元年)豊前守令宗朝臣業任、朝野郡載八に鳥羽天皇(永久五年)式部省奏請により、備中大掾藤原朝臣章貞築垣の成功もて、本姓惟宗に復し、少録に任せらる、惟宗氏族後世分れて、島津原宗、神保諸氏となる、島津氏最も著れたり、其系日向守惟宗、基言、子廣言に出つ、基言は除目大成抄七に、(嘉保元年)少内記正六位上惟宗朝臣基言とみえ、作者部類に、惟宗、廣言、日向、守基言、男とあり、廣言京師にて忠久を生り、吉見系圖に、初頼朝十四歳の時、永曆二年三月廿日、伊豆國流罪之時、平家恐權威、國人不與一食、頼朝乳人比企局、其比武州比企郡少領掃部允妻女也、三人之息女在之、嫡女